

第 70 回総会第三委員会公式文書(1)

房野 桂 訳

女子差別撤廃委員会報告書(A/70/38)

第 58 回会期(2014 年 6 月 30 日~7 月 18 日)

第 59 回会期(2014 年 10 月 20 日~11 月 7 日)

第 60 回会期(2015 年 2 月 16 日~3 月 6 日)

第 I 部: 第 58 回女子差別撤廃委員会報告書(2014 年 6 月 30 日~7 月 13 日)

第 I 章: 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 締約国の注意を引いた問題

決定

決定 58/I

2014 年 7 月 18 日に、委員会は、ガザ地区の女性の状況に関するステートメントを採択した(ステートメントは、委員会のウェブサイト www.ohchr.org/Documents/HRBodies/CEDAW/StatementsChair/GazaStatement_AsAdopted_18072014.pdf より閲覧可能)。

決定 58/II

2014 年 7 月 18 日に、委員会は、5 年の期間中に重要な政治的・社会経済的变化がなかった場合には 5 年を超えない期間さかのぼって一般核心文書と条約に特化した文書に関するガイドラインを含め¹、国際人権条約の下での報告に関する調和したガイドラインに従って、当該締約国が最新の一般核心文書を提出してきたことを条件に、2015 年 1 月 1 日から定期報告書の提出のための手続きを利用したいと思う締約国に、試験的に簡素化した報告手続を提供することを決定した。

決定 58/III

2014 年 7 月 15 日に、委員会は、調査第 2011/4 号に関連して、その結果と勧告を採択し、これを当該締約国に伝えることを決定した。

決定 58/IV

2014 年 7 月 18 日に、委員会は、第 59 回会期中に、公式の会議時間外で開催される非公式の丸 1 日の会議で、適切な時間、資金及び機密性の問題を含め、「選択議定書」第 8 条の下での調査の検討の形式を討議することを決定した。委員会は、調査の検討のために追加の時間を利用できるようにする可能な方法に関するメモを準備するよう事務局に要請した。

決定 58/V

委員会は、東南アジア諸国連合(アセアン)の政府間人権委員会との協力のためのフォーカル・ポイントとして、林陽子、Ismat Jahan 及び Pramila Patten を任命することを決定した。

¹ HRI/MC/2006/3 及び Corr.1。

決定 58/VI

委員会は、第 60 回会期のための会期前作業部会の委員、つまり、Olinda Bareiro-Bobadill, Hilary Gbedemah, Biancamaria Pomeranzi, Dubravka Simonovic 及び Xiaoqian Zou も確認した。

第 II 章: 組織上及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 第 58 回委員会最終日の 2014 年 7 月 18 日現在、総会決議 34/180 で採択され、1980 年 3 月 1 日にニューヨークで署名、批准、加入が始まった「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」²の締約国は 188 カ国あった。その第 27 条に従って、「条約」は 1981 年 9 月 3 日に発効した。さらに、69 の締約国が、委員会の会議時間に関する「条約」の第 20 条パラグラフ 1 の改正を受け入れた。その規定に従って、これを発行させるためには、総計 126 の「条約」の締約国が、この改正を受け入れるよう求められている。
2. 同日現在、総会決議 54/4 で採択され、1999 年 12 月 10 日にニューヨークで署名、批准、加入がじまった「条約」の「選択議定書」³の締約国は 104 カ国あった。第 16 条に従って、「選択議定書」は、2000 年 12 月 22 日に発効した。
3. 「条約」の状態、「条約」の改正及び「選択議定書」並びに署名国と締約国のリスト、宣言、留保条件、反対のテキスト及びその他の関連情報は、国連条約集のウェブサイト(<http://treaties.un.org>)より閲覧できる。

B. 会期開会

4. 委員会は、2014 年 6 月 30 日から 7 月 18 日まで、ジュネーヴの国連事務所でその第 58 回会期を開催した。委員会は、19 の本会議を開催し、議事項目 5, 6, 7 及び 8 を討議するために 11 の会議も開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書の第 I 部の付録 II に含まれている。
5. 2014 年 6 月 30 日の第 1215 回会議で、会期は、委員会議長 Nicole Ameline によって開会された。

C. 議事の採択

6. 委員会は、第 1215 回会議で暫定議事(CEDAW/C/58/1)を採択した。

D. 会期前作業部会の報告

7. 2013 年 10 月 21 日から 25 日まで開かれた会期前作業部会報告書(CEDAW/PSWG/58/1)が、第 1215 回会議で委員会議長によって紹介された。

E. 作業組織

8. 2014 年 6 月 20 日と 7 月 2 日に、委員会は、国連システムの専門機関、基金、計画及びその他の政府間機関の代表者たちと非公開会議を開催し、その間にこれら機関は、国別情報と「条約」の実施を支援するために払った努力に関する情報を提供した。
9. 2014 年 6 月 30 日と 7 月 2 日に、委員会は第 58 回会期でその報告書を検討した締約国による「条約」の実施に関する情報を提供した NGO と 3 つの国内人権機関の代表との非公式の公開会議も開催した。
10. 2014 年 6 月 30 日に、1995 年の第 4 回世界女性会議での採択から 20 年後の「北京宣言と行動綱領」の実施において遂げられた進歩に関して、ビデオ会議を通してジェンダー平等と女性のエンパワーメ

² 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20378 号。

³ 同上、第 2131 巻、第 20378 号。

ントのための国連機関(国連ウィメン)副事務局長の Lakshmi Puri より説明を受けた。

11. 2014年7月7日に、委員会は災害危険削減事務総長特別代表との会議を開催し、特別代表は、ジェンダーと災害危険削減と気候変動との間の関係について委員会に説明した。

12. 2014年7月16日に、委員会と人権委員会は、非公式協議のために集まった。国際人道法と人権のためのジュネーヴ・アカデミーが主催したこの会議で、両委員会は、人工妊娠中絶と婚姻最低年齢に関するそれぞれの法律学を交換した。

13. 2014年7月17日に、委員会は、2014年6月30日に発表された改訂ゼロ・ドラフト、特にジェンダー平等に関する独立した目標に関するコメントを伝えて、「持続可能な開発目標」に関する総会の公開作業部会の共同議長に宛てて書簡を送った(この書簡は、委員会のウェブサイトで見ることができる)。

14. 2014年7月28日に、委員会は、女性に対する暴力に対処する際のお互いの作業に関する情報を交換し、理事会が女性に対する暴力に関連する規範的ギャップを調査するべきであるとの人権理事会宛ての特別報告者の報告書に含まれている勧告のみならず、両メカニズムの継続中の協力を討議するために、女性に対する暴力、その原因と結果に関する人権理事会の特別報告者との非公式会議を開催した。

F. 委員会委員

15. Ayse Feride Acar と Meriem Belmihoub-Zerdani を除いて全委員が第58回会期に出席した。以下の委員は示されている期間は会期に出席しなかった: Nivole Ameline は2014年7月7日から11日まで、Barbara Beiley は2014年6月30日、Niklas Bruun は2014年7月9日と10日、Ruth Halperin-Kaddari は2014年7月18日、Maria-Helena Pires は2014年7月18日、Patricia Schulz は2014年6月30日から7月4日まで、Dubravka Simonovic は2014年7月9日と10日。任期を示す2014年の委員会委員のリストは、本報告書の第II部の付録IIIに含まれている。

第III章: 第57回委員会と第58回委員会との間に行われた活動に関する議長報告書

16. 第1215会議で、議長は、第57回委員会以来議長が行った活動に関する報告書を提出した。

第IV章: 「条約」第18条の下で締約国によって提出された報告書の検討

17. 第58回委員会は、「条約」の第18条の下で提出された8つの締約国の報告書を検討した: 中央アフリカ共和国の第1回から5回までの合同定期報告書、ジョージアの第4回と5回合同定期報告書、インドの第4回と5回合同定期報告書、リトアニアの第5回定期報告書、モーリタニアの第2回と3回合同定期報告書、ペルーの第7回と8回合同定期報告書、スワジランドの第1回と2回合同定期報告書、シリア・アラブ共和国の第7回定期報告書である。

18. 委員会は検討されたそれぞれの報告書に関する最終見解を準備した。最終見解は、以下に示されるシンボルの下で国連の公式文書システム(<http://documents.un.org/>)から閲覧できる:

中央アフリカ共和国	(CEDAW/C/CAF/CO/1-5)
ジョージア	(CEDAW/C/GEO/CO/4-5)
インド	(CEDAW/C/IND/CO/4-5)
リトアニア	(CEDAW/C/LTU/CO/5)
モーリタニア	(CEDAW/C/MRT/CO/2-3)
ペルー	(CEDAW/C/PER/CO/7-8)
スワジランド	(CEDAW/C/SWZ/CO/1-2)
シリア・アラブ共和国	(CEDAW/C/SYR/CO/2)

報告書不在の状況で、中央アフリカ共和国の検討は、もともと第53回会期に予定されていた。しかし、2012年6月26日に、中央アフリカ共和国は、その第1回から5回までの合同定期報告書を提出し、報

告書の翻訳と会期前作業部会の会合で問題の最新リストを確立することができるように、この合同定期報告書の検討は、その後、第 58 回会期まで延期されたことに留意されるべきである。

最終見解に関連するフォローアップ手続

19. 委員会は、第 58 回会期で最終見解のフォローアップに関する報告者の報告書を採択し、以下の締約国から受け取ったフォローアップ報告書を検討した:

ベラルーシ	(CEDAW/C/BLR/CO/7/Add.1)
ラオ人民民主主義共和国	(CEDAW/C/LAO/CO/7/Add.1)
リヒテンシュタイン	(CEDAW/C/LIE/CO/4/Add.1)
モーリシャス	(CEDAW/C/MUS/CO/6-7/Add.1)
パラグアイ	(CEDAW/C/PRY/CO/6/Add.1)
韓国	(CEDAW/C/KOR/CO/7/Add.1)
シンガポール	(CEDAW/C/SGP/CO/4/Rev.1/Add.1)

20. 委員会は、以下の締約国から受け取った追加のフォローアップ情報を検討した:

オランダ	(CEDAW/C/NDL/CO/5/Add.2)
トルコ	(CEDAW/C/TUR/CO/6/Add.2)

締約国からのフォローアップ報告書と追加のフォローアップ情報及び委員会の回答は、上記に示されたシンボルの下で国連の公式文書システムから閲覧できる。

21. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が切れている以下の締約国に第一回督促状も送付した: アルジェリア、コンゴ共和国、グレナダ、ヨルダン、ニュージーランド、ジンバブエ。

22. 委員会はフォローアップ報告書の提出期限が過ぎている以下の締約国に 2 回目の督促状を送った: ジブティ、エチオピア、ネパール、テュニジア、ザンビア。

23. フォローアップ報告者とその代理は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているので、ハイティの代表と会った。

第 V 章: 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の下で行われた活動

24. 「条約」の「選択議定書」第 12 条は、委員会が「条約」の第 21 条の下での年次報告書に、「選択議定書」の下での活動の概要を含めることとすると規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関して委員会が行った活動

25. 2014 年 7 月 14 日と 16 日に、委員会は、「選択議定書」の下での活動を討議した。

26. 委員会は、「選択議定書」の下での第 29 回通報作業部会の報告書を支持した(本報告書第 I 部付録 III を参照)。

27. 委員会は、「選択議定書」第 2 条の下で提出された 2 つの個人通報に関する最終決定を採択した。委員会は、通報第 47/2012 号(*Gonzalez Carreno 対スペイン事件*)に関して侵害有りとの見解をコンセンサスで採択した。委員会は、2 名の委員が棄権し、1 名が個人的な反対意見を提出する権利を保留した状態で、通報第 30/2011 号(*M.S. 対フィリピン事件*)の不許可の決定を採択した。最終決定と個人的意見は、CEDAW/D/58/D/47/2012 及び CEDAW/C/58/D/30/201 のシンボルの下で国連の公式文書システムから閲覧できる。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

28. 以下の進捗報告書が第 58 回会期のために準備された。しかし、委員会は、作業部会が、その第 29 回会期中に、フォローアップ対話が継続中のそれぞれの事件で、フォローアップ状況を討議し、取るべき行動に関して合意したことを伝えられた。委員会は、現在フォローアップ調査が行われている事件のいずれにおいてもフォローアップ対話を終わらせる決定は下さなかった。現在、フォローアップ調査中の 10 の事件の中で、1 つはベラルーシに関連しており、1 つはブラジルに、3 つはブルガリアに、1 つはカナダに、1 つはぼるーに、1 つフィリピンに、1 つはトルコに関連しており⁴、委員会が違反を発見し、第 58 回会期で採択された事件(第 47/2013 号)で、締約国はフォローアップ回答を提供するために 6 カ月を与えられた。

C. 「選択議定書」第 8 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

29. 委員会は、調査手続きの下でのすべての未決の提出物と法的手続きの状態に関して説明を受けた。

30. 2014 年 7 月 18 日に、調査第 2010/1 号のために指名された 2 名の委員のうちの 1 人である Pramila Patten は、委員会が調査から得た結果に関する見解についての締約国からの提出物を討議するために、ジュネーブ国連事務所のフィリピン代表部大使と会った。

31. 2014 年 7 月 15 日に、委員会は、調査第 2011/1 号に関連するその結果と勧告を採択し、それを当該締約国に伝えることを決定した。

32. 提出物第 2013/1 号に関連して、委員会の 2 名の委員が、「選択議定書」の第 8 条の下で委員会が受けた情報に関連して、締約国によるその見解を討議するために、2014 年 7 月 15 日に当該締約国の代表と会った。

33. それぞれ 2014 年 1 月 21 日、6 月 3 日、6 月 11 日に受領した提出物第 2014/1 号、2014/2 号及び 2014/3 号に関連して、委員会は、それぞれの事件で、「選択議定書」第 8 条の下で委員会が受け取った情報に関して、2 カ月以内に見解を提出するよう当該締約国に要請することを決定した。

第 VI 章: 委員会の作業を促進する方法と手段

34. 事務局は、「条約」第 18 条の下での締約国による期限切れの報告書の提出の状態について委員会に伝えた。

35. 2014 年 7 月 4 日に、議長は、簡素化した報告手続、締約国との建設的対話のための方法論の整備、簡潔で、焦点を絞った行動可能な最終見解という 3 つの領域での人権条約機関の効果的機能を強化し、高めることに関する総会決議 68/268 の実施を議長たちが討議したジュネーブで 2014 年 6 月 23 日から 27 日まで開催された人権条約機関の第 26 回議長会議に参加したことについて、委員会に説明した。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

委員会の今後の会期の日程

36. 会議カレンダーに従って、委員会の第 59 回・60 回会期と関連会議の日程が、以下の通り確認された:

第 59 回会期(ジュネーブ)

(a) 「条約」の「選択議定書」の下での通報作業部会の第 30 回会期: 2014 年 10 月 16 日から 17 日

⁴ 「選択議定書」の下での委員会通報作業手続会議長の林陽子と Niklas Bruun は、第 58 回委員会中の 2014 年 7 月 11 日に、ジュネーブ国連事務所のトルコ代表部大使たちと個人通報に関するフォローアップ問題を討議するために、会議を 1 回開催した。この会議中に、代表部の大使たちは、委員会委員に、第 51 回会期中の 2012 年 2 月 24 日に採択された通報第 28/2010 号(*R.K.B 対トルコ事* /*伊*)(CEDAW/C/51/D/28/2010)に関する最新情報を提供した。締約国の代表者たちは、この事件の金銭的補償の問題に関して委員会の勧告に対処する必要性を思いださせられた。

(b)第 59 回会期: 2014 年 10 月 20 日から 11 月 7 日まで

(c)第 61 回会期のための会期前作業部会: 2014 年 11 月 10 日から 11 日まで

第 60 回会期(ジュネーヴ)

(d)「条約」の「選択議定書」の下での通報作業部会の第 31 回会期: 2015 年 2 月 12 日から 13 日まで

(e)第 60 回会期: 2015 年 2 月 16 日から 3 月 6 日まで

(f)第 62 回会期の会期前作業部会: 2015 年 3 月 9 日から 13 日まで

委員会の今後の会期で検討される報告書

37. 委員会は、第 59 回会期と 60 回会期で、以下の締約国の報告書を検討することを確認した:

第 59 回会期: ベルギー、ブルネイ・ダルサラーム、中国、ガーナ、ギニア、ポーランド、ソロモン諸島、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

ソロモン諸島の検討は、報告書不在の状態でもともと、第 54 回会期に予定されていたことが留意される。この締約国は、2013 年 1 月 30 日に、その第 1 回から 3 回までの行動定期報告書(CEDAW/C/SLB/1-3)を提出したため、検討はその後、会期前作業部会の会合で報告書の翻訳と問題の最新リストの確立ができるように、第 59 回委員会まで延期された。

第 60 回会期: アゼルバイジャン、デンマーク、エクアドル、エリトリア、ガボン、キルギスタン、モルディブ、トゥヴァル

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

38. 第 58 回会期中に、委員会は、「条約」第 21 条の実施に関する議事項目 6 を検討した。

議事項目 6 の下で委員会が取った行動

有害な慣行に関する合同一般勧告/コメント

39. 作業部会は、会期中に集まり、有害な慣行に関する女子差別撤廃委員会の合同一般勧告案/子どもの権利委員会の一般コメントを完成した。委員会は一般勧告案の第 1 回読み合わせを終了した。

難民の状態、亡命及び無国籍のジェンダー関連の側面に関する作業部会

40. 作業部会は会期中に集まり、難民状態、亡命及び国籍のジェンダーの側面に関する一般勧告案を仕上げた。委員会は、その一般勧告案の第 2 回読み合わせを終了した。

司法へのアクセスに関する作業部会

41. 作業部会は会期中に集まり、会期間にその他の委員会委員並びに利害関係者から受けたコメントを組み入れて、司法への女性のアクセスに関する改訂一般勧告案を討議した。委員会は、第 59 回会期で一般勧告の第 1 回読み合わせを予定することを決定した。

農山漁村女性に関する作業部会

42. 作業部会は会期中に集まり、「条約」第 14 条の実施を促進するための国連食糧農業機関(FAO)の方法論に関して、FAO の代表から説明を受けた。

教育権に関する作業部会

43. 作業部会は会期中に集まった。2014年7月7日に、委員会は、「条約」の第10条の下での教育権に関する一般勧告の作成における第一段階の一部として、国連子ども基金(ユニセフ)及び国連教育科学文化機関(ユネスコ)の支援を得て、女兒と女性の教育権に関する半日の一般討論を開催した。この討論は、委員会副議長の Violeta Neubauer が開会し、当時の国連人権高等弁務官 Navi Pillay、ジュネーヴ・ユネスコのリエゾンオフィスの所長、ユニセフの中欧・東欧・独立国共同体の地域ディレクターが開会演説を行った。構想された一般勧告が委員会の教育権に関する作業部会議長の Barbara Bailey によって紹介された。7名の専門家発言者が、女兒と女性の教育権の異なった側面を探求した。つまり、エチオピアへのユニセフ親善大使の Hannah Godefa、ユネスコの基礎教育課課長、パキスタンのマララ・ユースフザイの元教師の Mariam Khaliq、ワシントン D.C.のジョンズ・ホプキンス大学高等国際学校の保護プロジェクトの事務局長である Mohamed Y. Mottar、「教育権プロジェクト」顧問の Angela Melehiorre、フラン・インターナショナルの教育顧問の Vernor Mufioz、及び教育権に関する人権理事会特別報告者の7名である。発言者の発言後に、以下の締約国が口頭によるステートメントを行った: オーストラリア、ブラジル、コロンビア、フランス、マルタ、カタール、スロヴェニア及びタイ。さらなるステートメントが、国連エイズ合同計画(UNAIDS)及び15の市民社会団体(自閉症マイノリティ・インターナショナル、性と生殖に関する権利センター、人権教育世界同盟、欧州ロマ権利センター、経済的・社会的・文化的権利世界機関、子どもの体罰廃止世界イニシアティブ、権利と開発世界ネットワーク、人権監視機構、国際障害者同盟、国際ゲイ・レズビアン人権委員会、国際レズビアン・ゲイ協会、アジア太平洋国際女性の権利行動監視機関、暴力被害者擁護団体、Organisation internationale pour le droit a l'education et la liberte d'enseignement、及びフラン・インターナショナル)によって行われた。30の締約国の代表と1国(ホーリーシー)の代表が、一般討論に出席した: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ブラジル、コロンビア、エジプト、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハイティ、ジャマイカ、クウェート、マルタ、モザンビーク、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、カタール、ルーマニア、ロシア連邦、シエラレオネ、スロヴェニア、スイス、シリア・アラブ共和国、タイ、テュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦及び英国。

第 VIII 章: 第 59 回会期暫定議事

44. 委員会は、2014年7月18日に、第59回会期の暫定アジェンダ案を検討し、承認した(本報告書第I部パラ6を参照)。

第 IX 章: 報告書の採択

45. 委員会は、2014年7月18日に、第58回会期の報告書案を検討し、討議中に口頭で改訂された通り、これを採択した。

付録 I: 決定 58/II: 簡素化された報告手続に関する女子差別撤廃委員会の討議

2014年7月18日採択

女子差別撤廃委員会は、

総会決議 68/268 が、簡素化された報告手続を検討のために締約国に申し出、含まれるべき質問の数に制限を設けるよう人権条約機関を奨励していることを念頭に置いて、

国連人権条約機関の第26回議長会議が、定期報告書を検討する条約機関は、2015年1月1日から簡素化された報告手続を利用できるようにすることを検討するべきであると勧告したことに留意し、

簡素化された報告手続の下で、その他の人権条約機関によって適用されるように、締約国がその第1回報告書の提出のためではなく、その定期報告書の提出にのみそのような手続きを利用するかも知れな

いことをさらに留意し、

「共通の核心文書と条約に特化した文書に関するガイドラインを含めた国際人権条約の下での報告に関する調和したガイドライン」(HRI/MC/2006/3 及び Corr.1)の下で締約国によって提出されるべき共通の核心文書に含まれる「条約」の実施に関連した情報及び一般的性質・事実上の性質の重要性を考慮して、

締約国が、条約に特化した文書を提出する度ごとに、共通の核心文書を更新するよう努力するべきであり、含まれている情報が時代遅れであると考えるならば、条約機関は、共通の核心文書が更新されることを要請するかも知れないことを想起し(HRI/MC/2006/3 及び Corr.1、パラ 18 及び 27)、

5年間に当該締約国で重要な政治的・社会経済的変化があった場合には5年未満に遡る、「共通の核心文書と条約に特化した文書に関するガイドラインを含めた国際人権条約の下での報告に関する調和したガイドライン」に従って、当該締約国が、更新した共通の核心文書を提出していることを条件に、2015年1月1日からその定期報告書(第1回は除く)の提出のために、手続を利用したいと思う締約国に簡素化した報告手続を、試験的に提供することを決定し、第59回会期で、委員会の作業カレンダーに与えるそのインパクトを含め、簡素化した報告手続の実施のための実際的なモダリティを検討することも決定する。

付録 II: 第 58 回委員会に提出された文書

文書番号	タイトルまたは説明
CEDAW/C/58/1	暫定議事と注釈
CEDAW/C/58/2	委員会の作業促進の方法と手段に関する事務局メモ
CEDAW/C/58/3	国連教育科学文化機関の報告書
CEDAW/C/58/4	国際労働機関の報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/CAF/1-5	中央アフリカ共和国の第1回から5回までの合同定期報告書
CEDAW/C/GEO/4-5	ジョージアの第4回と5回合同定期報告書
CEDAW/C/IND/4-5	インドの第4回と5回合同定期報告書
CEDAW/C/LTU/5	リトアニアの第5回定期報告書
CEDAW/C/MRT/2-3	モーリタニアの第2回と3回合同定期報告書
CEDAW/C/PER/7-8	ペルーの第7回と8回合同定期報告書
CEDAW/C/SWZ/1-2	スワジランドの第1回と2回合同定期報告書
CEDAW/C/SYR/2	シリア・アラブ共和国の第2回定期報告書

付録 III: 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の下での通報作業部会第 29 回会期報告書

1. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の下での通報作業部会は、2014年6月25日から27日まで、ジュネーヴで、その第29回会期を開催した。4名の委員(Olinda Bareiro-Bobadilla, Niklas Bruun、林陽子及び Dubravka Simonovic)が、この会期に出席した。
2. 会期の初めに、作業部会は、その議事を採択した。
3. 作業部会は、二つの新しい通報(第68/2014号と69/2014号)を登録し、当該締約国に通信を伝えることを決定した。
4. 第29回会期中に、作業部会は、前回会期以来受け取ったすべての未登録の通信も見直した。作業部会は、現在までに事務局が取った行動にも留意し、そのような通信の発信者に送られるべき明確化と説明または回答の要請も決定した。

5. 作業部会は、通報第 30/2011 号、46/2012 号及び 47/2013 号に関連する通報に関連して、3 つの勧告案を討議した。3 つの勧告案のすべてが、コンセンサスで採択され、採択を求めて委員会に送られる。
6. 部会の委員は、彼らが事件報告者に任命された通報のすべての事件ファイルの目録作成に取り掛かった。それから部会は、登録されたすべての未決の事件の状態を見直し、それぞれについて討論を行った。通報第 63/2013 号に関しては、延期の繰り返される要請に照らして、委員会は、見解が不在の状態で、ファイルに含まれている情報に基づいて決定を採択することを示して、2 カ月以内に見解を提供するよう当該締約国に求めることを決定した。
7. 作業部会は、2 つの通報(第 37/2012 号と 65/2014 号)に関連して、メリットとは別に通報の許容性を考慮するように(スプリット要請)との当該締約国の要請を拒否することを決定した。
8. 第 30 回会期のために、作業部会は、通報第 37/2012 号、40/2013 号及び 59/2013 号に関連して、3 つの勧告案を準備するよう事務局に要請した。
9. 作業部会は、当該締約国とのフォローアップ対話が依然として継続している 11 の事件、つまり、ベラルーシ(第 23/2009 号)、ブラジル(第 17/2008 号)、ブルガリア(第 20/2008 号、31/2011 号及び 32/2011 号)、カナダ(第 19/2008 号)、オランダ(第 36/2011 号)、ペルー(第 22/2009 号)、フィリピン(第 18/2008 号及び 34/2011 号)及びトルコ(第 28/2010 号)の状態を討議した。
10. 作業部会は、ジュネーヴ国連事務所のフィリピンとトルコの代表部の代表とフォローアップの問題を討議するために、第 58 回委員会中に、非公式会議を開催することを要請することを決定した。
11. 作業部会は、暫定措置に関する特別報告者として行動するために、部会委員の一人を指名する可能性についても討論を開催した。

第 29 回会期で取られた行動:

12. 第 29 回会期で、作業部会は以下を決定した:

(a)コンセンサスで採択された通報第 47/2012(見解と侵害)に関連する勧告を、採択を求めて委員会に送ること。

(b)コンセンサスで採択された通報第 30/2011 号(不許可)に関連する勧告を採択を求めて委員会に送ること。

(c)コンセンサスで採択された通報第 46/2012 号(許可)に関連する勧告を採択を求めて委員会に送ること。

(d)通報第 54/2013 号と 65/2014 号に関連して、メリットとは別に通報の許可を調べるように(スプリット要請)との当該締約国の要請を拒否すること。

(e)2 つの新しい通報: 第 68/2014 号(報告者: Niklas Bruun)及び第 69/2014 号(報告者: 林陽子)を登録すること。

(f)第 58 回委員会中に、フィリピンとトルコという締約国に関して個人通報に関する委員会の見解のフォローアップを討議するために、ジュネーヴ国連事務所の両国の代表部の代表との会合を手配するよう事務局に要請すること。

(g)2015 年から発効する作業部会の暫定措置に関する特別報告者のマンダートの確立の可能性をさらに考慮すること。

13. 作業部会は、2014 年 10 月 15 日から 17 日まで、ジュネーヴで第 30 回会期を開催することを決定した。

第 II 部: 第 59 回女子差別撤廃委員会報告書

2014 年 10 月 20 日~11 月 7 日

第 I 章: 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の締約国の注意を引いた問題

決定

決定 59/I

2014 年 11 月 3 日に、委員会は、有害な慣行に関する女子差別撤廃委員会合同一般勧告第 31 号/子どもの権利委員会一般コメント第 18 号(本報告書第 II 部のパラグラフ 42 を参照)を採択した。

決定 59/II

2014 年 11 月 5 日に、委員会は、難民の地位、女性の亡命、国籍、無国籍のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第 32 号(本報告書第 II 部のパラグラフ 42 を参照)を採択した。

決定 59/III

委員会は、2015 年 1 月 1 日から委員会の手続き規則(決定 54/VIII を参照)の不可欠の部分的形成する人権条約機関委員の独立性と公平性に関するガイドライン(アディスアベバ・ガイドライン)を組織的に適用することを決定した。

決定 59/IV

2014 年 11 月 7 日に、委員会は、次回定期会期で委員会によって試験的に承認され、問題のリストにある質問の数を最大 25 に制限することになる簡素化された報告手続(決定 58/II を参照)の下での報告に先立つ問題のリスト案の準備を各定期会期後に召集される会期前作業部会に委託することを決定した。決定 58/II に規定されている基準に加えて、委員会は、簡素化した報告手続は、その定期報告書(第 1 回報告書または定期報告書と合同で提出される第 1 回報告書ではなく)が提出期限を過ぎており、毎年採択される報告に先立つ問題のリストの数が試験段階では委員会及び事務局が直面している資金の制約に基づいて制限されるかも知れない締約国にのみ提供されることを決定した。

決定 59/V

2014 年 11 月 7 日に、委員会は、2014 年 4 月 9 日の総会決議 68/268 のパラグラフ 30: 「英語、フランス語及びスペイン語を委員会の公式の使用言語とする。さらに、例外的に、委員会の構成に基づいて、委員会委員の選挙に続いて、2 年毎に見直す問題である委員の間のコミュニケーションを促進するために、第 4 の公式言語を含めることとする」に従って、以下のように手続規則の規則 25 を改正することを決定した。委員会は、2015 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日まで、アラビア語を第 4 の公式言語とすることを決定した。

決定 59/VI

2014 年 11 月 5 日に、委員会は、委員会の 5 名を超えない委員より成り、公正な地理的代表的を反映する「選択議定書」の下での調査作業部会を試験的に設立することを決定した。委員会は、作業部会が委員会の調査タスク・フォースにとって代わり、既存の資金内で、既存の会議時間の再配分と解釈の資格を通して(一日半)、定期会期に先立って、「選択議定書」第 8 条の下で受け取った情報を調べるために、年に 6 日間集まるものとする事も決定した。委員会は、2 年後にこの決定を見直すことを決定した。委員会はさらに、作業部会の第 1 回会期が、ジュネーブで 2015 年 7 月 1 日から 3 日まで召集されることを決定した。

決定 59/VII

2014年11月7日に、委員会は、「選択議定書」の第8条パラグラフ4に従った時間切れのみならず、調査行為に関連したすべての手続きの完了時に、委員会の調査結果、コメント及び勧告を述べる完全な調査報告書を、国連人権高等弁務官事務所のウェブサイトで公表することを決定した(本報告書第II部付録Iを参照)。

決定 59/VIII

委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会が、当該定期会期で作業部会の新委員が任命された時を含め、委員会の定期会期の直前に開催されることを決定した(これによって決定46/1を改正)。従って、委員会は、作業部会の第31回会期は、ジュネーブで2015年2月10日から13日まで開催することを決定した。

決定 59/IX

委員会は、フォローアップの報告者として Xiaoqiao Zou を、報告者代理として Hilary Gbedemah を 両人とも 2015年1月1日から2016年12月31日の2年間任命することを決定した。

決定 59/X

委員会は、第61回会期の会期前作業部会の委員を確認した。つまり、Violeta Neubauer, Theodora Oby Nwankwo, Maria-Helena Pires 及び Patricia Schulz である⁵。

決定 59/XI

委員会は、委員会の活動を支援し、第60回会期でそのようなモダリティを討議するために、予算外の財源を動員するための方法と手段の探求を Nicole Ameline に委託することを決定した。

第II章: 組織上及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 第59回女子差別撤廃委員会の閉会の日(2014年11月7日)に、「条約」の批准状態(188の締約国)と委員会の会議時間に関する「条約」の第20条パラグラフ1の改正を受け入れた締約国の数(69)は、第58回委員会の閉会の日である2014年11月7日現在、それぞれ同数の締約国数を反映して双方とも変化はなかった(本報告書の第I部パラ1を参照)。
2. 同期間に、タジキスタンが「条約」の「選択議定書」を批准し、「選択議定書」の締約国の総数は105カ国となった(本報告書の第I部バラ2及び3を参照)。

B. 会期の開会

3. 委員会は、2014年10月20日から11月7日まで、ジュネーブの国連事務所でその59回会期を開催した。委員会は、19の本会議を開催し、議事項目5, 6, 7及び8を討議するために、11の会議も開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書の第II部付録IIに含まれている。

4. 2014年10月20日の第1245回会議で、会期は委員会議長 Nicole Ameline によって開会された。

C. 議事の採択

5. 委員会は、第1245回会議で暫定議事(CEDAW/C/59/1)を採択した。

⁵ Barbara Bailey は作業部会委員に指名されていたが、第61回会期の会期前作業部会の会合に出席できなかった。

D. 会期前作業部会報告書

6. 2014年3月3日から7日まで集まった会期前作業部会の報告書(CEDAW/C/PSW/G/59/1)第1245回会議で Pramita Patten により紹介された。

E. 作業組織

7. 2004年10月20日と27日に、その他の政府間団体のみならず、国連システムの専門機関、基金、計画の代表と非公開会議を開催し、この間にこれら機関は、国に特化した情報と「条約」の実施を支援するために払った努力に関する情報を提供した。

8. 2014年10月20日と27日に、委員会は、第59回会期で委員会によって検討される締約国における「条約」の実施に関する情報を提供した NGO と国内人権機関の代表との非公式の公開会議を開催した。

9. 2014年10月20日に、委員会は、社会開発、ジェンダー、女性の権利に関連する重要な調査に関して、国連社会開発調査機関のディレクターから説明を受けた。

10. 2014年11月3日に、Ms. Patten は、2014年10月27日から31日までニューヨークで開催された安全保障理事会決議1325号(2000年)の実施に関する世界調査のための高官諮問グループの会合に関して、委員会に説明した。

11. 2014年11月7日に、委員会は、ビデオ会議を含め、CEDAW 報告に関する機関間グループ(国連開発計画、国連人口基金、ユニセフ、FAO 及び国連ウィメン)の代表者たちと非公開会議を開催した。

F. 委員会委員

1. 思いがけない空席を埋める

12. 2014年8月18日に、Noor Al-Jehani が委員会を辞任した。2014年9月2日に、事務総長は、Ms. Al-Jehani の残任期間を務めるためにその国民の中から別の専門家を2カ月以内に任命するようカタール政府に要請した。2014年10月30日に、カタール政府は、2016年12月31日まで、Ms. Al-Jehani の残任期間を委員会委員として務めるために、Bakhita Al-Dosari を任命するという決定を委員会に知らせた。2014年11月4日に、委員会は、「条約」の第17条パラグラフ7に従って、Ms. Al-Dosari の任命を承認することを決定した。

13. 2014年9月17日に、アルジェリア政府は、2015年1月1日に始まり、2018年12月31日に任期が切れるマンデートのために2014年6月26日に委員会委員として選出されていた Kheira Mahdjoub-Ouiguini の2014年9月6日の死去について委員会に知らせた。2014年9月18日に、議長は、国連ジュネーブ事務所のアルジェリア代表部に委員会の弔意を述べた。2014年9月25日に、事務総長は、Ms. Mahdjoub-Ouiguini の死去を通して起こった空席を埋めるために、その国民の中から別の専門家を2カ月以内に任命するようアルジェリア政府に要請した。2014年11月4日に、アルジェリア政府は、故 Ms. Mahdjoub-Ouiguini の任期中委員会委員として務めるために Luiza Chalal を任命するとの決定を委員会に伝えてきた。2014年11月6日に、委員会は、「条約」の第17条パラグラフ7に従って、Ms. Chalal の任命を承認することを決定した。

2. 第59回会期の出席者

14. Barbara Baily を例外として、全委員が第59回会期に出席した。以下の委員は、示された日には会期に出席しなかった: 2014年10月20日と11月6日と7日には Ayse Feride Acar、2014年10月20日から27日までは Meriem Belmihoub-Zerdani、2014年10月21日と22日及び11月5日から7日までは Niklas Bruun、2014年10月27日から31日及び11月7日は Ruth Halperin-Kaddar、2014年10月20日には Ismat Jahan、2014年10月20日から24日までは Biancamaria Pomeranzi、及び2014年10月20日から22日までは Dubravka Simonovic。任期を示した委員会委員のリストは、本報告書の第II部付録IIIに含まれている。

第 III 章: 第 58 回委員会と 59 回委員会との間に行われた活動に関する議長報告書

15. 第 1245 回会議で、議長は、第 58 回委員会以来行った活動に関する報告書を提出した。

第 IV 章: 「条約」第 18 条の下で締約国によって提出された報告書の検討

16. 第 59 回委員会は、「条約」第 18 条の下で提出された 8 つの締約国の報告書を検討した: ベルギーの第 7 回定期報告書、ブルネイ・ダルサーラムの第 1 回・2 回合同定期報告書、中国の第 7 回・8 回合同定期報告書、ガーナの第 6 回・7 回合同定期報告書、ギニアの第 7 回・8 回合同定期報告書、ポーランドの第 7 回・8 回合同定期報告書、ソロモン諸島の第 1 回から 3 回までの合同定期報告書、及びヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の第 7 回・8 回合同定期報告書である。

17. 委員会は検討した報告書それぞれについて最終見解を採択した。最終見解は以下に示したシンボルの下で、国連の公式文書システムを通して閲覧できる:

ベルギー	(CEDAW/C/BEL/CO/7)
ブルネイ・ダルサーラム	(CEDAW/C/BRN/CO/1-2)
中国	(CEDAW/C/CHN/CO/7-8)
ガーナ	(CEDAW/C/GHA/CO/7-8)
ギニア	(CEDAW/C/GIN/CO/7-8)
ポーランド	(CEDAW/C/POL/CO/7-8)
ソロモン諸島	(CEDAW/C/SLB/CO/1-3)
ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国	(CEDAW/C/VEN/CO/7-8)

18. 報告書が不在の状態、ソロモン諸島の検討は、もともと第 54 回会期に予定されていたことが留意される。しかし、2013 年 1 月 30 日に、この締約国は第 1 回から 3 回までの定期報告書を提出し、会期前作業部会の会合で報告書の翻訳と問題の最新リストの確立ができるように、検討はその後第 59 回会期まで延期された。

最終見解に関連するフォローアップ手続

19. 委員会は、以下の締約国から受け取ったフォローアップ報告書を検討した:

ブラジル	(CEDAW/C/Bra/CO/7/Add.1)
コスタリカ	(CEDAW/C/CRI/CO/5-6/Add.1)
ケニア	(CEDAW/C/KEN/CO/7/Add.1)
モンテネグロ	(CEDAW/C/MNE/CO/1/Add.1)
ノルウェー	(CEDAW/C/NOR/CO/8/Add.1)

締約国のフォローアップ報告書と委員会の回答は、上に示したシンボルの下で、国連の公式文書システムから閲覧できる。

20. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎている以下の締約国に第 1 回目の督促状も送付した: グァイアナ、インドネシア、ジャマイカ、メキシコ、サモア。

21. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎている以下の締約国に第 2 回目の督促状を送付した: チャド、コーティヴオワール、クウェート、オマーン。

22. フォローアップに関する報告者代理は、南アフリカのフォローアップ報告書の提出期限が過ぎているので、この締約国の代表と会った。

フォローアップに関する新しい報告者と報告者代理の任命

23. フォローアップに関する報告者としての Barbara Bailey の任期と報告者代理としての Xiaoqiao Zou の任期は、2014 年 12 月 31 日で切れた。従って委員会は、Xiaoqiao Zou をフォローアップに関する報告者として、Hilary Gbedemah を報告者代理として、兩人とも 2016 年 12 月 31 日までの 2 年間の任期で任命することを決定した。

第 V 章: 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の下で行われた活動

24. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の第 12 条は、委員会はその年次報告書の中に「選択議定書」の下で行った活動の概要を含めることとすると規定している。

A. 「選択議定書」の第 2 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

25. 委員会は、2014 年 10 月 27 日と 11 月 3 日に、「選択議定書」の下での活動を討議した。

26. 委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会の第 30 回会期の報告書を支持した(本報告書第 II 部付録 IV を参照)。

27. 委員会は、「選択議定書」の第 2 条の下で提出された 3 つの個人通報に関して最終決定を採択した。委員会は、通報第 37/2012 号(*T.N. 他対デンマーク事件*)、第 49/2013 号(*S.O. 対カナダ事件*)、及び第 59/2013 号(*Y.C. 対デンマーク事件*)の不許可の決定をコンセンサスで採択した。さらに、1 つの通報(第 46/2012 号)を、1 人の委員が同意せず、個人的意見を提出する権利を保留した状態で、許可を宣言した。最終決定は、それぞれ CEDAW/C/59/D/37/2012, DEDAW/C/59/D/49/2013 及び CEDAW/C/59/D/59/2013 のシンボルの下で、国連の公式文書システムを通して閲覧できる。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

28. 報告期間中に準備されたフォローアップ進捗報告書はない。しかし、委員会は、その第 30 回会期中に、作業部会がフォローアップ対話が継続中のそれぞれの事件でフォローアップ状況を討議し、取るべき行動に関して合意したことを伝えられた。委員会は、一つはフィリピンに関し(第 18/2008 号)、もう一つはベラルーシに関する(第 23/2009 号)2 つの通報に関する見解に関して、委員会の勧告の実施が不満足であることを発見して、フォローアップ対話を中止することを決定した。委員会は、この 2 つの事件に関するさらなるフォローアップ討議が、委員会の報告手続の枠組み内で行われることを決定した。委員会は、フォローアップ調査の下にある残りの事件のいずれにおいてもフォローアップ対話を終わらせる決定は行わなかった。現在フォローアップ調査の下にある 10 の事件の中で、一つはブラジルに関連し、3 つはブルガリアに、1 つがそれぞれカナダ、オランダ、ペルー、フィリピン、スペイン及びトルコに関連している。委員会は、フォローアップ問題を討議するために、ブルガリア代表部との会合を第 60 回会期中に手配するよう要請した。

C. 「選択議定書」第 8 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

29. 委員会は、調査手続きの下ですべての未決の提出物と手続きの状態について説明を受けた。

30. 2014 年 10 月 26 日に、委員会は、「選択議定書」の第 8 条の下でのその作業のための調査手続きの機密性及び適切な会議時間と資金の配分の問題を含め、調査手続きに関連するその作業方法を討議するために、非公式の研修会を開催した。

31. 調査第 2010/1 号に関連して、委員会は、第 60 回会期に向けた調査報告書の公表に関する決定を延期することを決定した。

32. 提出物第 2012/1 号に関連して、委員会は、締約国のその他の部分における申し立てられた侵害の発生に関する締約国及びその他の情報源からの追加の情報を要請することを決定した。

33. 提出物第 2013/1 号に関連して、委員会は、調査を行い、その決定を締約国に伝えることを決定した。
34. 提出物第 2013/2 号に関連して、委員会は、「選択議定書」第 8 条の下で委員会が受け取った情報に関連して、見解を 2 カ月以内に提出するよう当該締約国に要請することを決定した。
35. 提出物第 2014/1 号と 2014/2 号に関連して、委員会は、それぞれの事件で、「選択議定書」第 8 条の下で委員会が受け取った情報に関連して締約国が見解を提出する期限を 2 カ月延長することを決定した。

第 VI 章: 委員会の作業を促進する方法と手段

36. 第 59 回会期中に、委員会は、委員会の作業を促進する方法と手段に関する議事項目 7 を検討した。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

委員会の作業方法の強化

37. 2014 年 10 月 20 日に、議長は、2014 年 10 月 13 日ニューヨークの国連総会第 3 委員会での第 55 回、56 回、57 回委員会報告書のプレゼンテーションについて委員会に説明した。
38. 2014 年 11 月 6 日に、委員会は、「条約」締約国との非公式会議を開催し、これには 65 の締約国が出席した。委員会は、条約機関強化プロセスの状況での「条約」と「選択議定書」の実施に関して締約国に説明した。締約国の中には、簡素化された報告手続の委員会による採択を歓迎したところもあり、定期報告書の提出にこの手続を利用したい意向を表明したところもあった。討議されたその他の問題には、ポスト 2015 年の開発アジェンダへの女性の権利の統合及び女性に対する暴力に関する委員会の作業があった。

委員会の今後の会期の日程

39. 会議カレンダーに従って、委員会の第 60 回・61 回会期と関連会議のための以下の日程が確認された:

第 60 回会期(ジュネーヴ)

- (a) 全日程は変化なし(本報告書の第 I 部パラ 36 を参照)

第 61 回会期(ジュネーヴ)

- (b) 「選択議定書」の下での通報作業部会第 32 回会期: 2015 年 6 月 30 日~7 月 3 日

- (c) 「選択議定書」の下での調査作業部会第 1 回会期: 2015 年 7 月 1~3 日

- (d) 第 61 回会期: 2015 年 7 月 6~24 日

- (e) 第 63 回会期の会期前作業部会: 2015 年 7 月 27~30 日

今後の委員会で検討される報告書

40. 委員会は、第 60 回と 61 回会期で、以下に挙げられている締約国の報告書を検討することを確認した:

第 60 回会期: 本報告書の第 I 部パラ 17 を参照

第 6 回会期: ボリヴィア多民族国家、クロアチア、ガンビア、ナミビア、セントヴィンセント・グレナディーン、セネガル、スペイン、ヴェトナム

報告書が不在で、セントヴィンセント・グレナディーンの検討は、もともと、第 56 回会期に予定されていたことが留意される。しかし、この締約国は、2013 年 8 月 5 日に、第 4 回から 8 回までの合同定期報

告書を提出し、その結果、会期前作業部会の会合で、報告書の翻訳と問題の最新リストの確立ができるように、検討はその後第 61 回会期まで延期された。

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

41. 第 59 回会期中に、委員会は、「条約」第 21 条の実施に関する議事項目 6 を検討した。

議事項目 6 の下で委員会が取った行動

有害な慣行に関する合同勧告/コメント

42. 2014 年 11 月 3 日に、委員会は、委員会の手続き規則の規則 31 に従って、女子差別撤廃委員会の合同一般勧告第 31 号/子どもの権利委員会の一般コメント第 18 号(CEDAW/C/GC-31-CRC/C/GC/18)をコンセンサスで採択した⁶。

女性の難民の状態、亡命、国籍、無国籍のジェンダー関連の側面に関する一般勧告

43. 2014 年 11 月 5 日に、委員会は、委員会の手続き規則の規則 31 に従って、女性の難民状態、亡命、国籍、無国籍のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第 32 号をコンセンサスで採択した⁷。

司法へのアクセスに関する作業部会

44. 作業部会は、会期中に集まり、女性の司法へのアクセスに関する一般勧告案を仕上げた。2014 年 11 月 7 日に、委員会は、一般勧告案の第一回読み合わせを完了した。

気候変動と自然災害の状況でのジェンダー平等に関する作業部会

45. 作業部会は、会期中に集まり、Ayse Feride Acar を含めるために拡大された。

作業方法に関する作業部会

46. 作業部会は会期中に集まり、簡素化した報告手続の適用のための実際的モダリティ、委員会の使用言語、「選択議定書」の下での調査作業部会の設立及びアディスアベバ・ガイドラインの適用に関する決定案を検討し、委員会に提出した(決定 59/III を参照)。

第 VIII 章: 第 60 回会期の暫定アジェンダ

47. 2014 年 11 月 7 日に、第 60 回会期のための暫定アジェンダ案を検討し、採択した(本報告書第 II 部 バラ 5 を参照)。

第 IX 章: 報告書の採択

48. 委員会は、2014 年 11 月 7 日に、第 59 回会期に関する報告案を検討し、討議中に、口頭で修正した通りテキストを採択した。

⁶ 以下の委員が採択中に出席していた: Ayse Feride Acar, Nicole Ameline, Olinda Bareiro-Bobadilla, Meriem Belmihaub-Zerdani, Niklas Bruun, Naela Gabr, Hilary Ghedemah, Nabla Haidar, Ruth Halperin-Kaddari, 林陽子, Ismat Jahan, Dalia Leubartem Violeta Neubauer, Theodora Nwankwo, Pramila Patten, Silvia Pimental, Maria-Helena Pires, Biancamaria Pomeranzi, Patricia Schulz, Dubravka Simonovic 及び Xiaoqiao Zou。

⁷ 以下の委員が採択中に出席していた: Ayse Feride Acar, Nicole Ameline, Olinda vbareiro-Bobadilla, Meriem Belmihaub-Zerdani, Nicla Gabr, Hilary Gbedemah, Nahia Haidar, Ruth Halperin-Kaddari, 林陽子, Ismat Jahan, Kalia Leinarte, Violeta Neubauer, Theodora Nwankwo, Pramila Patten, Silvia Pimental, Maria-Helena Pires, Biancaia Pomeranzi, LPatricia Schulz, Dubravka Simonovic 及び Xiaoqiao Zou。

付録 I: 調査報告書の公表に関する女子差別撤廃委員会の決定

2014年11月7日採択

女子差別撤廃委員会は、

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」第8条の下でのマンデートを念頭に置き、

「条約」下での権利の締約国による重大または組織的侵害を示す情報を受けたときに調査を行うための1人または複数の委員を指名するために、「選択議定書」の第8条パラグラフ2の下で委員会に与えられた権限を想起し、

「選択議定書」第13条に従って、締約国は、「選択議定書」の下での委員会の見解と勧告についての情報へのアクセスを促進することも想起し、

「選択議定書」の第8条の下での調査に関連するすべての手続きが一旦完了し、「選択議定書」の第8条パラグラフ4による時間制限が切れた後では、「選択議定書」のどの規定も委員会がその結果、コメント及び勧告を述べる完全な調査報告書を公表することを妨げないことを考慮して、

1. 「選択議定書」の調査のすべての手続きを完了し、第8条パラグラフ4に従って時間制限が切れた後では、委員会の調査結果、コメント、勧告を述べた調査の完全な報告書を公表し、国連人権高等弁務官事務所のウェブサイトで発表することを決定する。

2. 本決定を「条約」の締約国に伝えるよう事務総長に要請することも決定する。

付録 II: 第59回委員会に提出された文書

文書番号	タイトルまたは説明
CEDAW/C/59/1	暫定アジェンダ及び注釈
CEDAW/C/59/2	国際労働機関報告書
CEDAW/C/59/3	国連教育科学文化機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/BEL/7	ベルギー第7回定期報告書
CEDAW/C/BRN/1-2	ブルネイ・ダルサラーム第1回・2回合同定期報告書
CEDAW/C/CHN/7-8	中国第7回・8回合同定期報告書
CEDAW/C/GHA/6-7	ガーナ第6回・7回合同定期報告書
CEDAW/C/GIN/7-8	ギニア第7回・8回合同定期報告書
CEDAW/C/SLB/1-3	ソロモン諸島第1回から3回合同定期報告書
DECAW/C/VEN/7-8	ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国第7回・8回合同定期報告書

付録 III: 2014年11月7日現在女子差別撤廃委員会委員

委員名	国名	任期満了年
Ayse Feride Acar	トルコ	2014
Bakhita Al-Dosari ⁸	カタール	2016
Nicole Ameline	フランス	2016
Barbara Bailey	ジャマイカ	2016

⁸ 本報告書第II部パラ12を参照。

Olinda Barero-Bobadilla	バラグアイ	2014
Meriem Belmihoub-Zerdani	アルジェリア	2014
Niklus Bruun	フィンランド	2016
Naela Gabr	エジプト	2014
Hirary Gbedemah	ガーナ	2016
Nahla Haidar	レバノン	2016
Ruth Hallperin-Kaddari	イスラエル	2014
林 陽子	日本	2014
Ismat Jahan	バングラデシュ	2014
Dalia Leinarte	リトアニア	2016
Violeta Neubauer	スロヴェニア	2014
Theodora Oby Nwankwo	ナイジェリア	2016
Pramila Patten	モーリシャス	2014
Silvia Pimentel	ブラジル	2016
Maria-Helena Pires	東ティモール	2014
Biancamaria Pomeranzi	イタリア	2016
Patricia Schulz	スイス	2014
Dubravka Simonovic	クロアチア	2014
Xuaiquai Ziy	中国	2016

付録 IV: 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の選択議定書」の下での 通報作業部会第 30 回会期報告書

1. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の下での通報作業部会は、ジュネーブで 2014 年 10 月 15 日から 17 日まで、その第 30 回会期を開催した。4 名の委員(Olinda Bareiro-Bobadilla, Niklas Bruun, 林陽子及び Pramila Patten)がこの会期に出席した。
2. 会期の初めに、作業部会は議事採択した。
3. 作業部会は、2 つの新しい通報(第 68/2014 号と 69/2014 号)を登録し、当該締約国に通信を送ることを決定した。
4. 第 30 回会期中に、作業部会は、前回会期以来受け取ったすべての未登録の通信も見直した。作業部会は、これまでに事務局が行った行動に留意し、そのような通信の送り手に送られるべき明確化、説明、回答の要請をいくつか決定した。
5. 作業部会は、通報第 37/2012 号、49/2013 号、59/2013 号及び 46/2012 号に関連して 4 つの勧告案を討議した。4 つの勧告すべてがコンセンサスで採択され、採択を求めて委員会に送られることになった。
6. 作業部会委員は、彼らが報告者に任命されていた通報のすべての事件ファイルの目録作成に進んだ。それから作業部会は、登録されたすべての未決の通報の状態を見直し、それぞれに関して討論を行った。
7. 第 31 回会期のために、作業部会は、通報第 48/2012 号、50/2013 号及び 58/2013 号に関連して、勧告案を優先的に準備するよう事務局に要請した。
8. 作業部会は、当該締約国、つまりブラジル(第 17/2008 号)、ブルガリア(第 20/2008 号、31/2011 号及び 32/2011 号)、カナダ(第 19/2008 号)、オランダ(第 36/2011 号)、ペルー(第 22/2009 号)、フィリピン(第 34/2011 号)、スペイン(第 47/2012 号)、及びトルコ(第 28/2010 号)とのフォローアップ対話が依然として継続中の 12 の事件の状態を討議した。作業部会は、それぞれフィリピンとベラルーシに関する通報第 18/2008 号と 23/2009 号に関連して、委員会の勧告の決議が不満足であることを発見して、委員会がフォローアップ対話を中止することを勧告し、これら通報に関するフォローアップに関するさらなる情報

を「条約」の第 18 条の下での報告手続の枠組内で扱うことを決定した。

9. 作業部会は、第 60 回委員会中に、フォローアップ問題を討議するために、ブルガリア代表部の代表との非公式会合を要請することを決定した。

10. 作業部会議長の林氏は、辞任する作業部会委員 Ms. Simonovic と Ms. Bareiro-Bobadilla の作業に感謝を表明した。作業部会を代表して、Ms. Patten は、その作業に対して作業部会議長と副議長に感謝した。

第 30 回会期で取られた行動

11. 第 30 回作業部会は、以下を決定した:

(a)すべてコンセンサスで採択された通報第 37/2012 号、49/2013 号及び 59/2013 号(すべて不許可)に関連する勧告を、採択を求めて委員会に送ること。

(b)コンセンサスで採択された通報第 46/2013 号(2 つの選択肢---許可、不許可)に関連する勧告を採択を求めて委員会に送ること。

(c)2 つの新しい通報、つまり第 74/2014(報告者: Niklas Bruun)と 75/2014 号(報告者: Bobadilla)を登録すること。

(d)締約国に関連する個人通報に関する委員会の見解のフォローアップを討議するために、第 60 回委員会中に、国連ジュネーブ事務所のブルガリア代表部の代表との会合を手配するよう事務局に要請すること。

12. 作業部会は、第 31 回会期をジュネーブで、2015 年 2 月 12 日と 13 日に開催することを決定した。

第 III 部: 第 60 回女子差別撤廃委員会報告書

2015 年 2 月 16 日~3 月 6 日

第 I 章: 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の締約国の注意を引いた問題

決定

決定 60/I

2015 年 2 月 16 日に、委員会は林陽子を委員会議長に選出した。

決定 60/II

2015 年 2 月 16 日に、委員会は、以下のようにその他の役員も選出した: Barbara Bailey を副議長に、Naela Gabr を副議長に、Dalia Leinarte を副議長に、Patricia schulz を報告者に選出した。

決定 60/III

委員会は、以下の通り、通報作業部会の委員を選出した: Gladys Acosta Cargas, Niklas Bruun, Nahia Hatdar, Dalia Leinarte 及び Pramila Patten。

決定 60/IV

委員会は、以下の通り、調査に関する作業部会の委員を選出した: Barbara Bailey, Hilary Gbedemah, Ruth Halperin-Kaddari, Ismat Jahan 及び Lia Nadarala。

決定 60/V

2015年3月6日に、委員会は、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議1325号(2000年)の実施に関する世界調査の指導著者である Radhika Coomaraswamy に公開状を送ることを決定した(公開状は、委員会のウェブサイトでご覧できる)。

決定 60/VI

委員会は、以下の理解の下で、2014年6月23日から27日までジュネーブで開催された人権条約機関の第26回議長会議が勧告したように、人権条約機関との建設的対話に関する締約国のためのガイダンス・メモを採択することを決定した(A/69/285 付録 I を参照)；

(a) 委員会は、同日に行われる3時間に及ぶ2つの連続会議で締約国との建設的対話を開催し続ける。

(b) 紙の形で委員会委員が自由に読める締約国のレビューに関する現在のレベルの文書が維持され、会議室の文書ボックスにハード・コピーで置かれている文書の型が減ることなく、今後も継続して利用できる。

決定 60/VII

委員会は、委員会の慣行が当該締約国との建設的対話中に討議された問題だけを最終見解で提起してよいという理解に基づいて、2014年6月23日から27日までジュネーブで開催された人権条約機関の第26回議長会議で勧告された通り、最終見解のための枠組を採択することに決定した。

決定 60/VIII

締約国の報告書の調査の状況であれ、「選択議定書」の下であれ、委員会と連絡を取る個人の保護へのコミットメントを再確認しつつ、その通報または委員会と連絡を取ろうとした結果としての個人に対する虐待、脅し、ハラスメントまたはその他の報復に対処するマンデートを議長とビューローに与えることを決定した。従って、委員会は、議長が、ビューローの要請で、そのような問題に当該締約国の注意を引き、締約国がその管轄下にある個人がそのような報復を受けないことを保障できないでいるとの受けとった申し立てに関連して、文書による説明や明確化を求めることとすることを決定した。

決定 68/IX

委員会は、簡素化された報告手続の下でその定期報告書を提出することを要請しており、決定 58II と 59IV で規定されている資格基準に応じて以下の締約国が、この手続の下で検討されることを決定した：ベラルーシ(第8回定期報告書)、アイルランド(第6回から8回までの合同定期報告書)、イスラエル(第6回定期報告書)、ルクセンブルグ(第6回・7回合同定期報告書)及びルーマニア(第7回から9回までの合同定期報告書)。

決定 68/X

委員会は、第63回会期中に、災害危険削減と気候変動のジェンダー関連の側面に関する半日の一般討論を開催することを決定した。

決定 68/XI

委員会は、第62回会期のための会期前作業部会の委員、つまり、Barbara Bailey, Nahia Haidar, Dalia Leinarte, Pramila Patten 及び Patricia Schulz を確認した。

決定 68/XII

2015年3月6日に、委員会は、人権高等弁務官事務所の女性の人権・ジェンダー課からの支援を得て、女性に対する暴力に関するその一般勧告第19号(1992)を更新することを決定し、その目的で、Ayse Feride Acarが議長を務め、Barbara Bailey, Naela Gabr, Nahla Haidar, Lilian Hofmeister, Dalia Leinarte, Pramila Patten 及び Silvia Pimentel より成る無期限作業部会を設立することを決定した。

決定 68/XIII

紛争防止、紛争及び紛争後の状況にある女性に関する作業部会は、既存の委員、つまり Nicole Ameline, Niklas Bruun, Nahla Haidar, Ismat Jahan, Theodora Oby Nwankwo, Pramila Patten(議長)及び Biancamaria Pomeranzi に加えて、Dalia Leinarte と Lia Nadareia を含めるために拡大された。

決定 68/XIV

作業方法に関する作業部会は、既存の委員、つまり Nahla Haidar, Dalia Leinarte, Biancamaria Pomenranzi, Patricia Schulz(議長)及び Xiaoqiao Zou に加えて、Magalys Arocha, Dominiguez, Luiza Chalal 及び Lia Nadaraia を含めるために拡大された。

決定 68/XV

農山漁村女性に関する作業部会は、既存の委員、つまり Barbara Bailey, Niklas Bruun, Naela Gabr,(議長)、Ismat Jahan, Theodora Oby Nwankwo, Biancamaria Pomeranzi 及び Xiaoqiao Zou に加えて、Lilian Hofmeister を含めるために拡大された。

決定 68/XVI

災害危険削減と気候変動のジェンダーの側面に関する作業部会は、既存の委員、つまり Ayse Ferida Acar, Hilary Gbedemah, Nahla Haidar, 林陽子(議長)、Ismat Jahan 及び Xiaoqiao Zou に加えて、Lilian Hofmeister を含めるために拡大された。

決定 68/XVII

教育権に関する作業部会は、既存の委員、つまり Ayse Frida Acar, Barbara Bailey(議長)、Naela Gabr, Hilary Gbedemah 及び Xiaoqiao Zou に加えて、Niklas Bruun, Bakhita Al-Dosari 及び Luiza Chalal を含めるために拡大された。

決定 68/XVIII

女子差別撤廃委員会/ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)作業部会は、既存の委員、つまり Ayse Frida Acar, Nicle Ameline(議長)、Naela Gabr, Nahla Gabr, Nahla Haidar 及び Silvia Pimentel に加えて、Gladys Acosta Vargus, Dalia Leinarte 及び Biancamaria Pomeranzi を含めるために拡大された。

決定 68/XIX

女子差別撤廃委員会/列国議会同盟作業部会は、既存の委員、つまり Nicole Ameline(議長), Nahla Haidar, Ismat Jahan, Pramila Patten 及び Patricia Schulz に加えて、Magalys Arocha 及び Lia Nadaraia を含めるために拡大された。

決定 68/XX

委員会は、性と生殖に関する健康と権利に関する共同フォーカル・ポイントとして、Patricia Schulz を確認し、Luiza Chalal を任命することを決定した。

決定 68/XXI

委員会は、ジェンダーと HIV/AIDS フォーカル・ポイントとして、Theodora Oby Nwankwo を確認

することを決定した。

決定 68/XXII

委員会は、女子差別撤廃委員会/人権委員会作業部会を、他の条約機関との定期的な交流を始め、維持するために、公正な地理的 대표と開かれた委員制を持つ、他の条約機関との協力に関する作業部会に変革することを決定した。

決定 68/XXIII

委員会は、東南アジア諸国連合(アセアン)の国際人権委員会との協力のためのフォーカル・ポイントを、地域人権メカニズムとの定期的接触と情報交換を設立し、維持するために、公正な地域代表と開かれた委員制度を持った、地域人権メカニズムとの協力に関する作業部会に変革することを決定した。

第 II 章: 組織上及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 第 60 回女子差別撤廃委員会の最終日の 2015 年 3 月 6 日に、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准の状態(188 締約国)と委員会の会議時間に関する「条約」の第 20 条パラグラフ 1 の改正を受け入れた締約国の数(69)は、委員会の第 59 回会期の最終日である 2014 年 11 月 7 日以来、双方とも変化はない(本報告書の第 II 部パラ 1 を参照)。
2. 同期間中に、「条約」の「選択議定書」の批准状態(105 締約国)にも変化はなかった(本報告書第 II 部パラ 2 を参照)。

B. 会期の開会

3. 委員会は、2015 年 2 月 16 日から 3 月 6 日にはまで、ジュネーブの国連事務所で、その第 60 回会期を開催した。委員会は、19 の本会議と議事項目 5,6,7 及び 8 を討議するために 11 の会議も開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書第 III 部の付録 I に含まれている。
4. 会期は、第 1275 回会議で、2015 年 2 月 16 日に、委員会の辞任する議長 Nicole Ameline によって開会された。

C. 議事の採択

5. 委員会は、第 1275 回会議で、暫定議事(CEDAW/C/PSW/G/60/1)を採択した。

D. 会期前作業部会報告書

6. 2014 年 7 月 21 日から 25 日まで開かれた会議前作業部会報告書(CEDAW/C/PSWG/60/1)は、第 1275 回会議で、Xiaoqiao Zou によって紹介された。

E. 作業組織

7. 2015 年 2 月 16 日に、委員会は、委員会議長として林陽子を選出した。以下の委員も委員会役員として選出された: 副議長として Barbara Bailey、副議長として Naela Gabr、副議長として Dalia Leinarte 及び報告者として Patricia Schulz。
8. 委員会の新たに選出された以下の委員は、2 月 16 日に、委員会の手続き規則規則の規則 15 に規定されている通り、その任務を引き受け、おごそかに宣誓を行った: Gladys Acosta Vargas, Bakhita Al-Dosari, Magalys Arocha Dominguez, Luiza Chalal, Lilian Hofmelster 及び Lia Nadaraia。

9. 2015年2月16日と23日に、委員会は、国連システムの専門機関、基金、計画及びその他の国際団体の代表と非公開の会議を開催したが、その間に、これら機関は、国別情報と「条約」の実施を支援するために払った努力に関する情報を提供した。

10. 2015年2月16日と23日に、委員会は、NGOと国内人権機関の代表との非公式の公開会議も開催したが、代表たちは、第60回会期で委員会によって検討される締約国における「条約」の実施についての情報を提供した。

11. 2月16日に、委員会は、国連人権高等弁務官 Zeid Ra'ad Al Hussein と会い、極端主義が女性の権利に与えるインパクトと委員会の使用言語及び資金に関して意見を交換した。

12. 2015年3月5日に、委員会は、女性の難民の地位、亡命、国籍無国籍及び無国籍のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第32号(2014年)の普及と実施に関連する協力強化を討議するために、国連難民高等弁務官事務所の代表との非公式会議を開催した。

E. 委員会委員

13. Theodora Oby Nwankwo を例外として、全委員が第60回会期に出席した。以下の委員は、示された日には会期に出席しなかった: Ayse Feride Acar は2015年2月24日、Bakhita Al-Dosari は2月23日から3月6日まで、Nicole Ameline は2月26日から3月2日までと3月4日、Niklas Bruun は2月19日と20日、Ruth Halperin-Kaddari は2月27日と3月5日と6日、林陽子は3月4日から6日まで、Ismat Jahan は2月16日から20日まで。任期を示した委員会委員のリストは、本報告書の第III部付録IIに含まれている。

第III章: 第59回委員会と60回委員会との間に行われた活動に関する議長報告書

14. 第1275回会議で、辞任する議長 Nicole Ameline が第59回会期以来行った活動に関する報告書を提出した。

第IV章: 「条約」第18条の下で締約国によって提出された報告書の検討

15. 第60回会期で、委員会は、「条約」第18条の下で提出された8つの締約国の報告書を検討した、つまり、アゼルバイジャンの第5回定期報告書、デンマークの第8回定期報告書、エクアドルの第8回・9回合同定期報告書、エリトリアの第4回と5回の定期報告書、ガボンの第6回定期報告書、キルギスタンの第4回定期報告書、モルディヴの第4回・5回合同定期報告書及びトゥヴァルの第3回・4回合同定期報告書である。

16. 委員会は検討された報告書のそれぞれに関して最終見解を採択した。最終見解は、以下に示したシンボルの下で、国連の公式文書システムから閲覧できる:

アゼルバイジャン	(CEDAW/C/AZE/CO/5)
デンマーク	(CEDAW/C/DNK/CO/8)
エクアドル	(CEDAW/C/ECU/CO/8-9)
エリトリア	(CEDAW/C/ERI/CO/5)
ガボン	(CEDAW/C/GAB/CO/6)
キルギスタン	(CEDAW/C/KGZ/CO/4)
モルディヴ	(CEDAW/C/MDV/C/4-5)
トゥヴァル	(CEDAW/C/TUV/CO/3-4)

最終見解に関連するフォローアップ手続

17. 委員会は、以下の締約国からのフォローアップ報告書を検討した：

バハマ	(CEDAW/C/BHS/CO/1-5/Add.1)
ブルガリア	(CEDAW/C/BGR/CO/4-7/Add.1)
ヨルダン	(CEDAW/C/JOR/CO/5/Add.1)
ニュージーランド	(CEDAW/C/NZL/CO/7/Add.1)
英国	(CEDAW/C/GBR/CO/7/Add.1)
バハマ	(CEDAW/C/BHS/CO/1-5/Add.1)

18. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎている以下の締約国に第一回督促状を送付した：コモロ、赤道ギニア及びトーゴ。

19. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎている以下の締約国に 2 度目の督促状を送付した：アルジェリア、コンゴ共和国、グレナダ及びジンバブエ。

20. フォローアップに関する報告者は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているチュニジアとザンビアの代表と会った。

第 V 章：「女子に関するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の下で行われた活動

21. 「条約」の「選択議定書」の第 12 条は、「条約」第 21 条の下での年次報告書に、「選択議定書」の下での活動の概要を含めることとすると規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

22. 委員会は、2015 年 2 月 23 日と 3 月 2 日に、「選択議定書」第 2 条の下での活動を討議した。委員会は、その第 31 回会期に関する「選択議定書」の下での通報作業部会の報告書を支持した(本報告書第 III 部付録 III を参照)。

23. 委員会は、「選択議定書」第 2 条の下で提出された 2 つの個人通報に関して最終決定を採択した。委員会は、通報第 48/2013 号(*E.S. 及び S.C. 対タンザニア連合共和国事件*)に関して侵害が見つかったとの見解並びに通報第 51/2013 号(*Y.W. 対デンマーク事件*)に関する不許可の決定を採択した。さらに、委員会は、一つの通報(第 62/2013 号)を許可と宣言した。すべての決定は、コンセンサスで採択された。最終決定は、CEDAW/C/60/D/482013 及び CEDAW/C/60/D/51/2013 のシンボルの下で、国連の公式文書システムから閲覧できよう。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

24. 報告期間中にフォローアップ進捗報告書は準備されなかったが、委員会は、第 31 回会期中に作業部会がフォローアップ対話が継続中のそれぞれの事件のフォローアップ状況を討議し、フォローアップ調査中のすべての事件で、フォローアップ対話が継続するであろうことを伝えられた。現在フォローアップ調査中の 10 の事件の中で、1 つはブラジルに関係し、3 つはブルガリアに、それぞれ 1 つがカナダ、オランダ、ペルー、フィリピン、スペイン及びトルコに関係している。委員会は、第 61 回会期中に、フォローアップ問題を討議するために、カナダとペルーの代表部との会議を手配するよう要請した。

C. 「選択議定書」第 8 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

25. 委員会は、調査手続きの下にあるすべての未決の提出物と手続きの状態に関して説明を受けた。委員会は、未決の提出物は、委員会の手続き規則の規則 82(3)の下で設立された調査作業部会によって検討されることを決定した。

26. フィリピンに関する調査第 2010/1 に関連して、委員会は、締約国が 2015 年 3 月 20 日までに公表に同意するならば、締約国の所見と共に調査の完全な報告書を 2015 年 3 月 6 日に公表することを決定した。委員会は、同意がない場合には、「選択議定書」第 12 条に従って、総会への年次報告に委員会の調査結果と勧告を含め、調査の概要を含めることも決定した⁹。

27. カナダに関する調査第 2011/1 号に関連して、委員会は、その調査報告書に関する締約国の見解を受け、「選択議定書」第 8 条の下での手続を完了した。

28. 提出物第 2013/1 号に関連して、委員会は、「選択議定書」第 8 条の下で委員会が受けた情報に関連して、当該締約国が見解を提出する期限を 2 カ月延長することを決定した。

29. 提出物第 2014/1 に関連して、委員会は調査を行い、締約国にその決定を伝えるることを決定した。

第 VI 章: 委員会の作業を促進する方法と手段

30. 第 60 回会期中に、委員会は、委員会の作業を促進する方法と手段に関する議事項目 7 を検討した。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

委員会の作業方法の強化

31. 事務局は、「条約」第 18 条の下での締約国による提出期限の過ぎた報告書の提出の状態について委員会に報告した。

32. 2015 年 2 月 17 日に、委員会は、委員会議長が参加した 2015 年 1 月 16 日から 18 日までの英国、ウィルトン・パークでの人権条約機関議長の非公式会議について説明を受けた。

今後の委員会会期の日程

33. 会議カレンダーに従って、委員会の第 61 回・62 回会期及び関連会議の日程が以下のように確認された:

第 61 回会期(ジュネーヴ)

(a)すべての日程に変化はない(本報告書の第 II 部パラ 39 を参照)

第 62 回会期(ジュネーヴ)

(b)「選択議定書」の下での第 33 回通報作業部会: 2015 年 20 月 20 日から 23 日まで

(c)「選択議定書」の下での第 2 回調査作業部会: 2015 年 10 月 21 日から 23 日まで

(d)第 62 回会期: 2015 年 10 月 26 日から 11 月 20 日まで

(e)第 64 回会期の会期前作業部会: 2015 年 11 月 23 日から 27 日まで

今後の委員会会期で検討される報告書

34. 委員会は、第 61 回会期と第 62 回会期で以下の締約国の報告書を検討することを確認した:

第 61 回会期: 本報告書第 II 部パラ 40 を参照

第 62 回会期: レバノン、リベリア、マダガスカル、マラウイ、ポルトガル、ロシア連邦、スロヴァキア、スロヴェニア、東ティモール、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、イエーメン

⁹ フィリピン政府は、2015 年 3 月 20 日までに委員会の中佐報告書とそれについてのフィリピン独自の見解の公表に同意しなかった。委員会の調査結果と勧告を含め、調査の概要は、CEDAW/C/OP.8/PHL/1 のシンボルの下で、国連の公式文書システムを通して閲覧できる。

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

35. 第 60 回会期中に、委員会は、「条約」第 21 条の実施に関する議事項目 6 を検討した。

議事項目 6 の下で委員会が取った行動

36. タスク・フォースは、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の実施に関する世界調査への委員会の貢献を討議するために、会期中に集まった。

司法へのアクセスに関する作業部会

37. 作業部会は会期中に集まり、司法への女性のアクセスに関する一般勧告案をさらに改善した。2015 年 3 月 6 日に、委員会は、一般勧告案のもう一つの第一回読み合わせを開催した。

農山漁村女性に関する作業部会

38. 作業部会は会期中に集まり、会期間にその他の利害関係者と共有される一般勧告第一案を討議した。

災害危険削減と気候変動のジェンダー関連の側面に関する作業部会

39. 作業部会は、概念メモ案に関連する調整と手続きを討議するために、会期中に、災害削減国際戦略の事務局と会った。概念メモは、第 62 回会期で、支持を求めて作業部会によって提案されることが期待されていた。一般討論の日は、第 63 回会期に予定されていた。

作業方法に関する作業部会

40. 作業部会は、会期中に集まり、人権条約機関との建設的対話に関する締約国のためのガイダンス・メモと最終見解のための枠組の採択に関する決定案を検討し、委員会に提出した(決定 60/VI と 60/VII を参照)。

第 VIII 章: 第 61 回会期の暫定議事

41. 委員会は、2015 年 3 月 6 日に、第 61 回会期のための暫定議事案を検討し、承認した(本報告書第 III 部パラ 5 を参照)。

第 IX 章: 報告書の採択

42. 委員会は、2015 年 3 月 6 日に第 60 回会期の報告書案を検討し、討議中に口頭で修正通りこれを選んだ。

付録 I: 第 60 回委員会に提出された文書

文書番号	タイトルまたは説明
CEDAW/C/60/1	暫定議事と注釈
CEDAW/C/60/2	国際労働機関報告書
CEDAW/C/60/3	国連教育科学文化機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/AZE/5	アゼルバイジャンの第 5 回定期報告書
CEDAW/C/DNK/8	デンマークの第 8 回定期報告書
CEDAW/C/ECU/8-9	エクアドル第 8 回・9 回合同定期報告書

CEDAW/C/ERI/4 及び CEDAW/C/ERI/5	エリトリア第 4 回及び 5 回定期報告書
CEDAW/C/GAB/6	ガボン第 6 回定期報告書
CEDAW/C/KGZ/5	キルギスタン第 5 回定期報告書
CEDAW/C/MDV/4-5	モルディヴの第 4 回・5 回合同定期報告書
CEDAW/C/TUV/1-4	トゥヴァルの第 1 回から 4 回合同定期報告書

付録 II: 2015 年 3 月 6 日現在の女子差別撤廃委員会委員

委員名	国名	任期
Ayse Feride Acar	トルコ	2018
Gladys Acosta Vargas	ペルー	2018
Bakhita Al-Dosari ¹⁰	カタール	2016
Nicole Ameline	フランス	2016
Magalys Arocha Dominguez	キューバ	2018
Barbara Beiley(副議長)	ジャマイカ	2016
Niklas Bruun	フィンランド	2016
Luiza Chalal ¹¹	アルジェリア	2018
Naela Gabr(副議長)	レバノン	2018
Hilary Gbedemah	ガーナ	2016
Nahla Haidar	レバノン	2016
林 陽子(議長)	日本	2018
Lilian Hofmeister	オーストリア	2018
Ismat Jahan	バングラデシュ	2018
Dalia Leinarte(副議長)	リトアニア	2016
Lia Nadaraia	ジョージア	2018
Theodora Oby Nwankwa	ナイジェリア	2018
Pramila Patten	モーリシャス	2018
Silvia Pimental	ブラジル	2016
Biancamaria Pomeranzi	イタリア	2016
Patricia Schulz(報告者)	スイス	2018
Xiaoqiao Zou	中国	2016

付録 III: 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の下での通報作業部会第 31 回会期報告書

1. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の下での通報作業部会は、ジュネーヴで、2015 年 2 月 12 日と 13 日に、その第 31 回会期を開催した。5 名の員会が、この会期に出席した(Niklas Bruun, Nahia Haidar, Dalia Leinarte, Pramila Patten 及び Silvia Pimentel)。Mr. Bruun がこの会期の作業部会議長に選出された。
2. 会期の初めに、作業部会は、議事採択した。
3. 作業部会は、1 つの新しい通報(第 82/2015 号)を登録し、当該締約国に通信を伝えることを決定した。作業部会は、通報報告者が、委員会本会議で指定されることも決定した。
4. 第 31 回会期中に、作業部会は、前会期以来処理されたすべての未登録の通信を見直した。作業部会は、現在まで事務局が取った行動に留意し、そのような通信の送り手に送られるべき明確化、説明、回

¹⁰ 本報告書第 II 部パラ 12 を参照。

¹¹ 本報告書第 II 部パラ 13 を参照。

答のいくつかの要請を決定した。

5. 作業部会は、通報第 48/2012 号、51/2013 号及び 62/2013 号に関連する 3 つの勧告案を討議した。最初の 2 つの勧告はコンセンサスで採択され、採択を求めて委員会に送られることになった。作業部会は、長々と 3 つ目の通報を討議し、委員会による検討の前に作業部会によってさらに調査されるように、勧告案を仕上げるよう事務局に要請した。

6. 第 32 回会期のために、作業部会は、通報第 24/2009 号、45/2012 号、50/2013 号及び 52/2013 号に関連して勧告案を優先的に準備するよう事務局に要請した。

7. 作業部会は、当該締約国とのフォローアップ対話が依然として継続している 10 の事件、つまりブラジル(第 17/2008 号)、ブルガリア(第 20/2008 号、31/2011 号及び 32/2011 号)、カナダ(第 19/2008 号)、オランダ(第 36/2012 号)、ペルー(第 22/2009 号)、フィリピン(第 34/2011 号)、スペイン(第 47/2012 号)及びトルコ(第 28/2010 号)の状態を討議した。

8. 作業部会は、ジュネーブ国連事務所のカナダとペルーの代表部の代表とフォローアップ問題を討議するために、委員会の第 61 回会期中に(2015 年 7 月 6 日から 24 日まで開催)、非公式会議を要請することを決定した。

第 31 回会期で取られた行動

9. 作業部会は以下を決定した:

(a)通報第 48/2013 号(見解、違反)に関連する勧告を採択を求めて委員会にコンセンサスで送ること。

(b)通報第 51/2013 号(不許可)に関連する勧告を採択を求めて委員会にコンセンサスで送ること

(c)通報第 62/2013 号(許可)に関連する勧告を、採択を求めて委員会にコンセンサスで送ること。

(d)新しい 1 つの通報(第 82/2015 号)を登録すること。

(e)カナダとペルーに関連する個人通報に関する委員会の見解のフォローアップを討議するために、ジュネーブ国連事務所の両締約国の代表部の代表と、委員会の第 61 回会期中に、会議を手配するよう事務局に要請すること。

10. 作業部会は、その第 32 回会期をジュネーブで 2015 年 6 月 30 日から 7 月 3 日まで開催することを決定した。

ジェンダー関連の女性と女児の殺害に対する行動(A/70/43)

事務総長報告書

I. 序論

1. 本報告書は、女性と女児のジェンダー関連の殺害に対して行動をとることに関する総会決議 68/191 に従って準備されたものである。本報告書は、そのような殺害を防止し、被害者を保護し、支援し、刑事司法対応を改善し、データ収集と分析を強化するためにいくつかの加盟国によって取られた措置に関する情報を提供するものである。提供される例は、様々な型の措置を説明するために選ばれたものである。本報告書は、技術支援とアドボカシーを含め、これら努力の支援における関連国連機関の活動も強調する。本報告書は、関連国連機関による寄稿、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の最近の国に特化した報告書及び 2014 年 11 月 11 日から 13 日までバンコクで開催されたジェンダ

一関連の女性と女兒の殺害に関する無期限の政府間専門家グループの準備のために加盟国及びその他の利害関係者より集められた情報に基づくものである¹²。

2. ジェンダー関連の殺害という概念は、ジェンダーのための女性と女兒の意図的殺害を言うものと普通理解されている。女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、その 2012 年の報告書の中で、そのような殺害をしばしば暴力の長引く無視されてきた連続の最終的な出来事を表す女性に対する暴力の究極の形態として明らかにした¹³。特別報告者は、積極的で直接的な形態のジェンダー関連の殺害を受動的で間接的な形態と区別した。直接的形態には、親密なパートナーからの暴力、妖術関連の殺害、名誉関連の殺害、武力紛争関連の殺害、持参金関連の殺害、ジェンダー・アイデンティティと性的指向関連の殺害及び民族・先住民族アイデンティティ関連の殺害が含まれる。間接的形態には、まずい方法で行われる秘密の人工妊娠中絶による死亡、妊産婦死亡、有害な慣行のための死亡、人身取引、麻薬取引、組織犯罪及び暴力団関連の活動に関連した死亡、飢餓または虐待、国家による故意の行為または不作為を通じた単純なネグレクトからの女性と女兒の死亡が含まれる¹⁴。

II. 加盟国による行動

A. 予防措置

3. 女性と女兒のジェンダー関連の殺害は、しばしば、漸進的にエスカレートしてきた暴力の連続における究極の段階である。ジェンダー関連の殺害を効果的に防止するには、従って、女性と女兒に対する関連する形態の暴力も対象とする包括的取組が必要である。暴力の防止は、暴力の再発を止めることからそもそも暴力が発生するのを止めることにまで至ることもあり、従って効果的な介入はさまざまである。殺害に先立つ形態の暴力の犯罪化と時宜を得た対応も、防止のインパクトを与えることがある。国々によって用いられる関連措置には、法律、政策及び制度的枠組の改革、意識を啓発するプログラム及び女性に対する暴力の基礎としてのジェンダー不平等に対処するより幅広い教育イニシアティブが含まれる。

4. 多くの国々は、統合された法的・政策的枠組を採用し、または女性に対する暴力に対処する法律の刑事及びその他の領域を改革してきた。しかし、既存の法律は、しばしば、ある型の暴力に限られ、ジェンダー関連の殺害に繋がっている差別または暴力のその他の形態及び状況をカバーしていない。さらに、課題には、孤立して様々な形態の暴力に対処する法律の異なった領域の間の関連性のなさや国内戦略・計画・またはプログラムのための人的資源と財源の欠如が含まれる¹⁵。

5. 国々の中には、国内及び地方レベルで女性に対する暴力に関する政策枠組、戦略及び行動計画を開発したところもある。例えば、ドイツでは、「女性に対する暴力と闘うためのドイツ連邦第 2 次行動計画」は、国家機関と NGO の支援サービスとの協力で実施される 130 以上の措置とプログラムを含んでいる。スペインでは、「女性に対する暴力根絶のための国内戦略(2013-2016 年)」が様々な形態の暴力を防止し、対処する特別措置を提供している。英国においては、イングランドに当てはまる年次行動計画を伴う「女性と女兒に対する暴力をなくす呼びかけ」と題する戦略に基づいて、関連措置が取られた。

6. 加盟国の中には、特別な形態のジェンダーに基づく暴力に対処する法律、政策、プログラムを設立したところもある。関連する例には、親密なパートナーからの暴力及び名誉関連の暴力と女性性器切除のようなその他の形態のドメスティック・ヴァイオレンスと闘うためのベルギー国内行動計画、チリの家庭内暴力法(法律第 20.666 号)、スロヴェニアの家庭内暴力防止に関する国内計画及び法の領域での改善育成を目的とする「ドメスティック・ヴァイオレンスとの闘いに関するトルコ国内行動計画」が含まれる。インド政府は、名誉と伝統の名の下での婚姻関係の自由への干渉を防止するために、2012 年に提案され

¹² ジェンダー関連の女性と女兒の殺害に関して事務局によって準備された背景文書、有望な慣行、課題及び実際的な勧告 (UNODC/CCPCJ/EG.8/2014/2)及びジェンダー関連の女性と女兒の殺害を防止し、捜査し、訴追し、罰するために取られた国内措置に関する会議室文書(UNODC/CCPCJ/EG.8/2014/CRP.1)、市民社会団体及び学界により提供されたジェンダー関連の女性と女兒の殺害に関する情報(UNODC/CCPCJ/EG.8/2014/CRp.2)及びジェンダー関連の女性と女兒の殺害の犯罪化(unodc/ccpcj/eg.8/2014/crp.3)。

¹³ A/HRC/20/16.パラ 15。

¹⁴ 同上、パラ 16。

¹⁵ UNODC/CCPCJ/EG.8/2014/2、10~11 頁を参照。

法的枠組を出したインドの法律委員会による勧告を検討している。パプアニューギニアでは、妖術法が滅多に利用されず、この廃止を勧告して憲法改正・法改革委員会によって効果がないものとされている中で、妖術関連の殺害が殺人として扱われ、刑法を通して対処されている。

7. 有能で資格のある機関と強力な調整メカニズムが、女性と女兒のジェンダー関連の殺害を防止する際に極めて重要である。加盟国の中には、警察が社会的防止へのかかわりのみならず、パトロール、監督、監視のような状況的防止を含め、防止に特別な役割を果たしているところもある。国々の中には、警察が防止、支援及び暴力の女性被害者の保護に関する専門知識を有し、青年指導者の訓練、意識啓発キャンペーン及び国内と地方の利害関係者との連合に参加しているところもある。

8. 多くの国々は、ジェンダーに配慮した政策枠組に関する公共意識啓発・教育キャンペーンを組織した。バングラデシュでは、国内人権委員会と情報プレス機関省が、意識啓発キャンペーンを開始し、様々な資料を出版し、様々な機関、国の機関、メディア及び一般の人々に広範な訓練を提供した。ベルギーは、情報を普及し、ジェンダー固定観念を克服するための意識啓発措置を行い、一方チリでは、女性のための国内サービスが、公共教育と制度的教育及び意識啓発プログラムを実施した。エクアドルは、ジェンダー平等への人権に基づく取組に関する学術フォーラムと無料の法的助言と心理的ケアに関する情報を提供する行事の開催を含む"No estas sola Denuncia!"というキャンペーンを開始した。イタリアとスペインは、一般の人々のため及び職場での情報・意識啓発キャンペーンを通して、女性に対する暴力を防止する特別イニシアティブを開発した。英国では、国の防止キャンペーンである「これは虐待だ」が強姦、同意及び虐待についての考えを考え直すよう 10 代の若者に奨励するために開始された。

9. 国々の中には、ジェンダー不平等、ジェンダーに基づく差別及びその他の女性に対する暴力の根本原因を撤廃することを目的とするより幅広いイニシアティブを開始したところもある。例えば、アンゴラは、女性被雇用者に対して平等な待遇を支援し保証し、管理職の地位に女性の雇用を増やすために取られた行動について報告した。日本は、その「第三次男女共同参画基本計画」の下で**实际的な行動と具体的な政策措置を実施し**、ヨルダンでは、家族問題の領域で活動している政府機関と NGO 機関との間のパートナーシップと調整を高める措置を取った。

B. 被害者の問題

10. 適用できる国内法及び国際法に従って、国々には、ジェンダー関連の殺害及び女性に対するその他の形態の暴力の被害者に、法的保護、適切な救済策、賠償、補償を提供する責務がある。長引く暴力とジェンダー関連の殺害との間の関連性に鑑みて、受ける暴力のさらなる劣化を避けるために、できるだけ早く被害者に適切な保護、支援及び援助を提供することが極めて重要である。1985 年に総会によって採択された「犯罪と権力の乱用の被害者のための司法の基本原則宣言」¹⁶に沿って、「被害者」という用語の定義には、特に女性と女兒のジェンダー関連の殺害事件で、保護、援助と支援、賠償と補償を必要としている直接の被害者の直近の家族または扶養家族も含めるべきである。

11. 加盟国は、女性と女兒に対する暴力の被害者を援助し、支援し、保護する様々なレベルと型の基本サービスを提供している、例えば、アンゴラは、被害者の情緒的バランスを再確立し、個人の福祉と社会福祉を確保することを目的とする措置を採用した。チリは、リハビリテーション・プログラムのみならず、無料の心理的・社会的・法的援助を被害者に提供するセンターを設立した。メキシコは、国中で暴力の女性被害者のためのシェルターを設立し改善するプロジェクトを実施し、トルコは、国中で暴力防止・監視センターを設立し、支援・保護サービスを提供した。

12. 国々の中には暴力からの女性の保護が、警察及びその他の機関の優先事項となっているところもある。一つの例は、被害者を保護するために警察の速やかな介入を必要としている男女関係の暴力に関するカナダ国家警察の政策である。スペインでは、より効果的に被害者を保護するための地方の警察と国家警察との間の協力プロトコルを含め、ジェンダーに基づく暴力からの被害者の保護に関する機関間協働を推進する手段が設置されている。

¹⁶ 総会決議 40/34、付録。

13. 被害者を支援し、援助するイニシャティヴの中には、電子技術を利用しているものもある。例えばドイツは、女性に対するあらゆる形態の暴力に対してカウンセリングと助言を提供するフリーダイアルの全国的な多言語ホットラインを開始し、一方チリとトルコは、位置データを含め、付近の警察ユニットに緊急シグナルを送る安全ボタン制度(「パニック・ボタン」)に基づくプログラムを開発し、実施した。

14. 国々の中には、家族、扶養家族または女性と女兒のジェンダー関連の殺害のその他の間接的被害者の権利とニーズに応える措置を採用したところもある。例えばスペインは、被害者の子ども、直接的家族及び扶養家族のような間接的被害者に保護を保証する被害者のための補償プロジェクト及び受けた暴力のトラウマの緩和を実施している。英国では、遺族は刑事司法機関からの強化されたサービスを受ける資格があり、重大な犯罪の被害者の近親者たちも有罪となった犯人が刑を宣告される前にいつでも警察に被害者個人の申し立てを行なう資格を与えられている。

15. 国々の中には、人身取引または女性性器切除を含め、特別な形態の暴力から女性を保護するプログラムを確立しているところもある。これは、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者によって説明されているように、女性と女兒のジェンダー関連の殺害には有害な慣行による死亡または人身取引、麻薬取引、組織犯罪及び暴力団関連の活動に関連する死亡のような受動的で、間接的な形態の殺害が含まれるということに配慮して、特に関連性のあることである¹⁷。オーストラリアでは、人身取引と奴隷制度の被害者であると疑われる人と証人が、国内にとどまって捜査と犯人の訴追を支援できるように、被害者支援プログラムが個人化された事件管理支援とヴィザの取り決めを提供している。チリは、人身取引と性的搾取の被害者に保健サービス、カウンセリング及び心理ケアが提供される一時的居住施設を設立した。ベルギーは、被害者のための防止と包括的ケアに特に注意を払って、市民社会団体と協力して、女性性器切除に対処する包括的取組を採用している。バングラデシュでは、「酸管理法」が、酸の攻撃の被害者のためのリハビリテーション・センターの設立のみならず、治療と法的支援の提供を規定している¹⁸。

C. 刑事司法対応

16. 女性と女兒のジェンダー関連の殺害への刑事司法対応には、適切な刑法のみならず加害者に責任を持たせ、刑事責任免除をなくすために、この犯罪を捜査し訴追する適切な能力も必要である。加盟国は、その刑法と刑事手続きを改革し、刑事司法機関内に特別ユニットを設立し、刑事司法担当官の能力を築き、他の関連行為者との機関間調整と協力を強化するための様々な措置をとってきた。

17. 国々の中には、女性と女兒のジェンダー関連の殺害を犯罪化しているところもある。異なった形態のジェンダー関連の殺害を扱う特別な犯罪を設けることによってそうしているところもあれば、加重殺人の既存の定義にジェンダー関連の加重状況または一般の犯罪加重状況として含めているところもある。国々の中には、被害者の殺害が、ジェンダーに基づく暴力に関連する犯罪における加重状況と考えられているところもある。女性と女兒のジェンダー関連の殺害を犯罪化するこれら様々な方法の共通の特徴は、懲罰が単純な殺人に対して規定されている懲罰よりも重いことである¹⁹。しかし、多くの国々は、継続して殺人に関する既存のジェンダーに中立的な刑法の規定を利用し、それらを男性にも女性にも等しく適用している。

18. ラテンアメリカ諸国の中には、最近、その刑法に「フェミサイド」または「フェミニサイド」の特別犯罪を導入したところもある。犯罪の要素は大きく異なるが、規定のほとんどは、女性の殺害または死亡を引き起こした行為に加えて、いくつかの事実上の状況を考えている。多くの国々で、これには、婚姻と事実上のパートナーシップから雇用または教育の状況を含めた家族関係または従属、依存、優越性の関係にまで亘る被害者と加害者との間の関係の存在が含まれる。関連する状況は、殺害前に被害者に対して加害者が行った以前の暴力行為または殺害が起こった特に残酷で暴力的な方法及び切断や屍姦のような関連行為を伴っているがどうにかにも関連している。被害者に重点を置き、その身体的・心理的脆弱

¹⁷ A/HRC/20/16、パラ 16。

¹⁸ A/HRC/26/38/Add.2、パラ 69。

¹⁹ UNODC/CCPCJ/EG.82014/CRP.3、パラ 51。

性、年齢または妊娠に対処し、犯罪中に子どもまたは他の家族がいたといったようなその他の要因に関連している状況もある²⁰。

19. ジェンダー関連の殺害に関する刑法の規定は、ラテンアメリカに限られるわけではない。様々な地域の多くの管轄圏で、ジェンダーに関連する要素は、加重殺人の定義または殺人のみならずその他の犯罪にも当てはまる一般的な加重状況で見られるかも知れない。そのような要素は、被害者と加害者との間の関係、加害者による以前の暴力、殺害及び関連する行為または被害者に関連している。そのような規定には、女性と女兒のジェンダー関連の殺害に関連する特別な犯罪にもみられる要素が含まれているが、これら規定のほとんどが、特別な犯罪よりも包括的であるということではなく女性に特化したものでもない²¹。管轄権の中には、ジェンダー関連の殺害が、被害者の死を引き起こしたことが加重要因であるジェンダーに基づく暴力または家庭内暴力に関連する特別犯罪を通して対処されているところもある。これら規定はその範囲が殺害につながることもある特別な形態の暴力に限られており、それらは主として女性と女兒の生命ではなくて身体的・性的完結性を守るので、女性と女兒のジェンダー関連の殺害を犯罪化するその他の方法とは異なる。

20. 有望な慣行の中には、刑事手続きに関連して、明らかにできるものもある。多くの国々で、家庭内暴力またはパートナーに対する暴力が被害者からの苦情を必要としない公的犯罪と考えられている。またある国々では、訴追当局が、ドメスティック・ヴァイオレンスで被害者の苦情の撤回にもかかわらず、刑事手続きを継続することが要求されている。第三のグループの国々では、ドメスティック・ヴァイオレンス事件で、刑事手続きを追求するかどうかを決定する際に、検事に裁量の余地が残されている。法制度の中には、逮捕状なしに家屋に立ち入り、一時的に犯人が家屋に立ち入ることを禁じ、または被害者を保護し今後の攻撃を防止するために容疑者を逮捕する許可のように、ドメスティック・ヴァイオレンス事件で特別な権力を警察に提供しているものもある。またある例では、一日のうちにありうる原因に基づいて裁判官が一方的に緊急の裁判所決定を出すこともできる²²。裁判前の拘禁に関しては、国々の中には、申し立てられた性犯罪者または暴力団関連の活動で加えられる暴力事件で、危険性の予想を導入してさえいるところもあり、これは被害者の安全を推進することを目的としているが、最低の介入の原則に沿って裁判前の拘禁は依然として最後の手段としての措置であることを保障するための適切な保護手段である²³。

21. 検事と裁判官は、女性と女兒のジェンダー関連の殺害という結果となるかも知れないあらゆる形態の暴力をまだカヴァーしていない刑法の規定を延長する際に、基本的な役割を果たすかも知れない。例えば、婚姻内強姦は、ソロモン諸島では犯罪とされていないが、婚姻内強姦事件が「刑法」の強姦の法的定義のより幅広い解釈に基づいて訴追された²⁴。

22. 専門的能力は、ジェンダー関連の殺害を含めた女性と女兒に対する暴力への効果的な刑事司法対応にとって極めて重要な要素である。国々の中には、警察内に様々な形態のジェンダーに基づく暴力に関する専門知識を持つ特別ユニットを設立したところもある。国々の中には、専門知識が訴追サーヴィス内または司法内でさえ利用できるところもある。関連する例には、カナダで設立された警察のヘイト犯罪ユニットおよびイタリアの地方のドメスティック・ヴァイオレンス警察ユニットが含まれる。スウェーデンでは、地方の検察事務所が、親密な関係における暴力に関する専門家を含めており、一方ヨルダンでは、専門の司法機関が、名誉がかかると申し立てられている暴力事件を検討するために、高等刑事裁判所内に設立された。

23. 国々の中には、ジェンダー関連の殺害を含みまたはこれに繋がるかも知れない暴力的犯罪に対応する能力を築くために、警察と検事に特別訓練を提供しているところもある。スロヴェニアは、家庭内暴力への対応の質を高め、家庭内暴力事件における警察の手続きに対する意識を高めるために、警察官と刑

²⁰ 同上、パラ 8-13。

²¹ 同上、パラ 23-30。

²² UNODC/CCPCJ/EG.8/2014/2、パラ 37 を参照。

²³ 「非拘禁措置のための国連標準最低規則」(東京規則)(総会決議 45/110、付録よ、規則 2.6 を参照。

²⁴ A/HRC/23/49/Add.1、パラ 73 を参照。

事捜査官のための全国的な訓練プロジェクトを実施した。スウェーデンでは、親密な関係内で起こる犯罪、名誉関連の暴力及び子どもに対する犯罪にどのように対処するかに関する訓練を検察官が受けている。

24. 女性と女兒のジェンダー関連の殺害への効果的刑事司法対応を確保するもう一つの重要な要因は、刑事司法機関の間の調整とその他の政府及び非政府利害関係者との協力である。ペルーでは、部門間機関が家庭内暴力と性的虐待に対する国内プログラムの枠組内に設立され、フェミサイド事件でより良いケアを提供する機関間取り決めを開発した。スペインでは、法律執行機関と司法機関が、女性に対する暴力の領域で、調整に関するプロトコールを締結した。カナダでは、いくつかの警察当局が、好事例をその他の捜査ユニットと分かち合ったり、国の他の部分で見習ったりして、情報共有、ファイルの管理、ファイルの調整、未決の殺人と行方不明の人々の事件の公表に関連した好事例を開発した。

D. データ収集と分析

25. 関連データの収集、分析及び共有は、女性のジェンダー関連の殺害を防止し、捜査し、訴追するための効果的で調整された措置にとって極めて重要である。これら目標を達成するために、「問題の規模と側面を計り、指標を確立し、高い危険にさらされている集団を明らかにし、最も必要とされるところに介入と防止努力を集中し、時が経つにつれての変化を監視し、介入の効果を評価し、暴力被害者に対する害に対処するための詳細なデータが必要とされる。²⁵⁾ この点で、正確な統計の比較可能性と利用可能性が異なった形態、原因及び結果のジェンダー関連の殺害のスペクトルを定義する鍵である。

26. 圧倒的に法律施行の行政記録と司法筋から出てくる女性のジェンダー関連の殺害に関するデータと情報が、利用できる国々もある。国々の中には、女性がパートナー及び非パートナーの暴力にさらされていることを推測するための被害化調査、人口学的調査、保健調査のような人口に基づく情報源を利用してきた国々もある。しかし、被害化調査とその他の人口に基づく情報源は、その性質のために、殺人に関する情報の収集には役立たない。行政記録からのデータでさえ、これら記録がしばしば様々な犯罪の動機と状況を区別しておらず、故意の殺害の特別なカテゴリーと状況を示していないので、限られたものである。さらなる課題には、比較可能性の欠如と方法論の違い、ジェンダーに基づく殺害という概念の定義における矛盾及び責任を有する機関の間の効果の上まらない調整から生じるその他の困難のみならず、通報の少なさと医療報告書のようなその他のデータ源の利用の不十分さが含まれる²⁶⁾。

27. 利用できる統計は、ドメスティック、親密なパートナー/家族関連の殺害が、女性の殺人の最大の原因であることを示している。2012年に、全世界の殺人のすべての女性被害者の約半数(47%または43,600名の女性)が、男性の殺人被害者の6%(20,000名)に比べて、家族または親密なパートナーによって殺された²⁷⁾。この傾向は、国レベルでも反映されている。例えば、2012年にカナダで収集されたデータは、家族に殺害された被害者の63%と親密なパートナーによって殺害された被害者の83%が女性であることを示した²⁸⁾。イタリアでは、殺害された女性の割合が、同じ期間中の殺人の総数は減っているにもかかわらず、2011年から2013年の間に増加しており、ほとんどの女性に対する暴力行為は、家族/情緒関係の枠組内で起こった²⁹⁾。ペルーでは、2009年から2013年までで609名の女性が「フェミニサイド」犯罪の犠牲者となり、そのうちの79.4%が現在または以前の親密なパートナーによって殺され、13.5%が家族によって殺された³⁰⁾。ホンデュラスでは、2013年だけでも629件の「フェミニサイド」事件が記録された³¹⁾。

28. 国々の中には、特別な形態のジェンダー関連の殺害に光を当てるかも知れない分類データを収集しているところもある。カナダでは、先住民族女性の殺人率は、非先住民族被害者の率よりも7倍近く高かった。デンマーク及びその他の国々では、名誉関連の殺害事件に関するデータが収集されている。持参

²⁵⁾ 国連、女性に対する暴力に関する統計を生み出すためのガイドライン：統計調査(国連出版物、販売番号第E.13.CVII.7)。

²⁶⁾ UNODC/CCPCJ/EG.8/2014/2、パラ24を参照。

²⁷⁾ UNODC、殺人に関する世界調査、2013年：傾向、状況、データ(国連出版物、販売番号14.IV.1)、49-56頁を参照。

²⁸⁾ UNODC/CCPCJ/EG.8/2014/CRP.1、パラ46を参照。

²⁹⁾ 同上、パラ50。

³⁰⁾ 同上、パラ52。

³¹⁾ A/HRC/29/27/Add.1、パラ14。

金関連の殺人は、いくつかの南アジアの国々で、継続して広がった慣行である。例えば、8,000件以上のそのような事件が、2008年から2012年までの期間に毎年インドで報告された。ホンデュラスでは、フェミサイドの登録された事件の60%が暴力団間の報復行為で女性と女兒がしばしば殺され、被害者の遺体が切断や拷問行為を明らかにしている状況で、組織犯罪に関連しているものと報告されているので、麻薬取引と暴力団関連の活動に関連する死亡が広がっている³²。

III. 国連システムの関連機関による行動

29. 総会決議 68/191 の採択に続いて、国連システムの機関の中には、女性と女兒のジェンダー関連の殺害に対する国際行動を推進するために力を合わせたところもある。UNODC は、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、国連人権高等弁務官事務所、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、及び国連人口基金(UNFPA)と協働して、2014年11月11日から13日まで、バンコクで女性と女兒のジェンダー関連の殺害に関する無期限の政府間専門家部会の会議を開催した。この会議には、パレスチナ国、国連人権高等弁務官事務所、国連ウィメン、UNFPA、国連システムに関する学術会議、刑事司法学アカデミー、北京師範大学刑法学カレッジ、国際刑法改正・刑事司法政策センター、国際女性会議、米州機構、ソロブティミスト・インターナショナル及び世界被害者会協会からのオブザーヴァーのみならず、31の加盟国からの専門家が出席した。

30. この会議は、有望な慣行を論じ、2015年5月に開催された第24回犯罪防止刑事司法委員会によって検討された女性と女兒のジェンダー関連の殺害をより効果的に防止し、捜査し、訴追し、罰するための方法と手段に関するいくつかの実践的な勧告を行った。この会議の討論と結論は、被害者の問題のみならず、データ収集と分析、防止、捜査、訴追及び制裁に重点を置いた。この会議は、女性と女兒のジェンダー関連の殺害が、そのような事件の程度の高い刑事責任免除と説明責任の欠如を仮定すれば、暴力の連続の最終的な出来事をしばしば表していることを認めた。参加者たちは、国際人権法に沿って、犯罪防止と刑事司法における国際基準と規範を利用して、あらゆるレベルで、関連法、政策、手続き及び慣行を採用し、実施することの重要性を強調した。市民社会との密接な協力と宗教指導者、女性団体、地域社会の指導者、人権擁護者、企業とスポーツ・チームのかかわりが、女性と女兒のジェンダー関連の殺害を防止する有望で革新的なイニシャティヴとして述べられた。

31. 第24回犯罪防止刑事司法委員会(2015年5月18-22日)は、第70回総会での採択を求めて、「女性と女兒のジェンダー関連の殺害に対して行動を起こす」と題する決議案を勧告した。この決議案の中で、総会は、女性と女兒のジェンダー関連の殺害に関する無期限政府間専門家部会会議の勧告に感謝と共に留意し、そのような殺害と関連する形態の暴力を防止し、対処するために、加盟国と国連システムによるさらなる行動を要請することになっている。さらに、UNODC 及びその他の関連国連機関は、女性と女兒のジェンダー関連の殺害に関するデータの収集、分類、分析、報告に関して、継続して意識を啓発し、加盟国に支援を提供するよう奨励されている。特に UNODC は、加盟国との協働で、様々な形態と様式を説明するために、この現象に関して関連利害関係者からのものを含めた分類データを含め、世界レベルでの女性と女兒のジェンダー関連の殺害に関する分析的調査を準備するよう求められている。

32. 女性と女兒への暴力に対する国々の犯罪防止・刑事司法対応を強化し改善することを目的とした活動に加えて、UNODC は、犯罪と刑事司法制度に関する統計の正確さ、首尾一貫性及び比較可能性を改善する国際努力を支援している。ジェンダー関連の殺害に関連する重要な業績は、新たに開発された「統計目的のための犯罪の国際的分類(ICCS)」であり、これは、行政筋と被害化調査からの犯罪データのための共通の分類枠組と国レベルでの分析枠組を提供するものである。犯罪の型の行動上の描写に基づいて、これは、異なった刑事司法機関と管轄圏からの統計データを比較するための定義の共通の枠組を提供し、国内・国際レベルでのデータ収集と普及の調和を促進するかも知れない。ICCS は、故意の殺人の一形態としての「フェミサイド」をカバーしているが、特別な形態のジェンダー関連の殺害に関する情報を提供するために追加の分類もできるようにしている。その分類には、ジェンダーに基づく動機及びその他の行事に関連する要因並びに家族または親密なパートナーの状況またはそのジェンダーの

³² A/HRC/29/27/Add.1、パラ 14-16。

ために特に女性を標的とした暴力の結果としての発生を含めた故意の殺人の状況が含まれる。

33. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、その国別ミッションといくつかの特別活動の中で、女性と女児のジェンダー関連の殺害の問題に対処した。2011年10月に、特別報告者は、この問題に関する専門家グループ会議をニューヨークで開催したが、この会議は、学界、市民社会団体及び国連機関から女性に対する暴力に関する技術的・実際的専門知識とこの問題に取り組む際の経験を有する25名の専門家を集めた³³。この会議の成果が特別報告者の2012年のテーマ別報告書を特徴付け³⁴、異なった形態のジェンダー関連の女性の殺害、それらが家庭内または地域社会内で起こるのかどうか、国家によって加えられまたは大目に見られるのかどうかを調べた。この報告書は、どのようにそのような殺害の異なった形態の広がりが増えるのかを強調し、そのような殺害が突然、予期しないで生じる孤立した出来事ではなくて、暴力の連続の中で経験されている女性に対する暴力の究極の行為であることを論じた。この報告書は、女性のジェンダー関連の殺害の世界的な傾向と形態の全体像を提供し、そのような形態は、文化的に、社会的に根を下ろしたものであり、規範であるとして刑事責任を免除されて受容され、大目に見られ、正当化され続けていると論じている。この報告書は、女性の権利の推進と保護において相当の注意義務を持って行動する国家の責任を強調し、女性と女児のジェンダー関連の殺害に対する国家の対応における既存のギャップに対処するいくつかの勧告を行った。

34. 地域レベルでは、国連ウィメンが、国連人権高等弁務官事務所と協力して、ジェンダー関連の女性の殺害の捜査のためのラテンアメリカ・モデル・プロトコールを開発した³⁵。この包括的で学際的なツールは、女性の暴力的死亡の捜査と訴追に関係している裁判官、検察官、警察、法医学機関のための実際的なガイドラインを提供している。国内レベルでプロトコールの適用と実施を支援する技術支援が、国連ウィメンとその他のいくつかのラテンアメリカ諸国の国連機関によって提供されている。

35. 国連人権高等弁務官事務所と国連ウィメンは、女性のジェンダー関連の殺害の捜査のためのラテンアメリカのモデル・プロトコールの利用を普及し推進するためのいくつかのアドヴォカシー活動と意識啓発活動を行ってきた。コロンビアとパナマでの重要な利害関係者との国内行事と会議に加えて、モデル・プロトコールは、「女性に対する暴力の防止・懲罰・根絶に関する米州条約」の締約国会議、イベロ・アメリカン検察官協会総会、中央アメリカ統合システム及び中央アメリカ女性課題大臣会議を含めたいくつかの地域機関に示され、歓迎された。人権理事会は、よい、有望な慣行としてモデル・プロトコールを認め、女性と女児のジェンダー関連の殺害に関する政府間専門家グループは、モデル・プロトコールを国内・国際レベルでの行動のためのモデルと考えることができると結論づけた。

36. ブラジルとコロンビアで、国連ウィメンは、女性と女児のジェンダー関連の殺害に対する行動のための適切な法的基礎を確保するための法的支援を提供した。ブラジルでは、国連ウィメンは、「フェミサイド」に関する知識、概念、ヴィジョンを分かち合うことを目的とした一連のワークショップを開催した。

37. メキシコでは、国連ウィメンは、女性を差別する要素を明らかにし、ジェンダー関連の殺害を含め、女性に対するあらゆる形態の暴力に対処する際に意思決定者を支援する目的で、刑法と民法の分析を行った。国連ウィメンは、国内のフェミサイドに関する現在のデータでいくつかの調査を行い、ジェンダーの視点を持って殺人という犯罪をどのように捜査するかに関するプロトコールを準備した。UNODCは、「フェミニサイド」事件の捜査プロセスを強化するために警察と協力し、ジェンダーの視点に基づいて捜査プロトコールを改善することにより、これら努力を補った。ドゥランゴ州とコアウィラ州において、UNODCは、ジェンダー別刑事司法データの開発を支援し、フェミサイドの原因を分析する際に、メキシコ州の支援を始めた。

38. ジェンダー関連の殺害の異なった形態に関する意識を啓発する努力は、他の地域でも継続した。パプアニューギニアでは、国連人権高等弁務官事務所が、女性に対する暴力に関する意識啓発行事に参加し、オックスファムとオンブズマン委員会との協働で、地方自治体の公務員に訓練を提供して、妖術・

³³ A/HRC/20/16/Add.4.

³⁴ A/HRC/20/16.

³⁵ www.unodc.org/documents/justice-and-prison-reform/Expert-group-meeting-Bangkok/ProtocoloI_antinoamericano_DelInvestigacion.pdf より閲覧可能。

魔術で訴えられた個人の殺害をなくすために、政府に技術支援を提供した。国連アフガニスタン支援ミッションは、ディベート、ラジオ番組、ワークショップを主催し、女性と女兒に対する暴力に対処する緊急の必要性についての意識を啓発して、全国的なアウトリーチ活動を支援した。

39. UNFPA は、産まれる前に女兒のジェンダー関連の殺害につながるかも知れない性の選別が増えていることを強調するために、数か国で、世界レベルのアドヴォカシー・キャンペーンを行った。UNFPA は、ジェンダー差別のない政策と戦略を育成して、性の選別と産児制限の問題に取り組んだ。技術支援と協力が、この点で、ジェンダー平等を強化する長期的措置を採用することを目的とした法律とプログラムの実施を支援するために、インド、ネパール、ヴェトナム、中国の政府と地方自治体に提供された。

40. 特別な形態のジェンダー関連の殺害は、国連の平和活動が加害者に責任を取らせる努力を支援している紛争及び紛争後の国々で起こる。リベリアでの性暴力とジェンダーに基づく暴力の訴追のための特別裁判所を設立し、事業化する手助けをし、性暴力とジェンダーに基づく暴力を含め、最も重大な犯罪に対処するための特別刑事裁判所を設立する際に、中央アフリカ共和国の暫定政府を支援するために、技術支援と助言が提供されてきた。コンゴ民主共和国では、コンゴ民主共和国における国連安定化ミッションの法律スタッフが、戦争犯罪、人道違反の犯罪及びその他の暴力的犯罪の訴追において軍の司法当局を支援する訴追支援セルに配置されている。2013年に、その支援で234件の判決が下されたが、その85%は性暴力に関連していた。

IV. 結論と勧告

41. 2014年11月にバンコクで開催された女性と女兒のジェンダー関連の殺害に関する無期限政府間専門家グループによって支持された結論と勧告に基づいて、総会は、女性と女兒のジェンダー関連の殺害をより効果的に防止し、捜査し、罰するために、加盟国による行動のための以下の実際的措置を検討したいと思うであろう：

(a) 「国連国際組織犯罪防止条約とその議定書」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約とその選択議定書」、「子どもの権利に関する条約とその議定書」、「国際刑事裁判所設立条約」、「アフリカ女性の権利に関する人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章議定書(マプト議定書)」、「女性に対する暴力の防止、懲罰及び根絶に関する米州条約(ベレム・ド・パラ条約)」及び「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスの防止と闘いに関する欧州会議条約」及びこれらのフォローアップ・メカニズムを批准し、実施することによってこれら事件における国際協力を強化する方法を検討すること。

(b) 国連システムの関連機関との協働で、地域・国内レベルの適合のためのモデルとして用いられるよう、ジェンダー関連の女性の殺害のためのラテンアメリカのモデル・プロトコールを翻訳し普及すること及びその内容と利用に関して司法担当官を訓練することを検討すること。

(c) 適宜、特別犯罪または加重の状況を規定し、加害者が刑事的責任を免れることを認める差別的要因---「激情」、「暴力的感情」、「名誉」または「挑発」---を含まないことを保障するために法律を見直すことにより、ジェンダー関連の女性の殺害に効果的に対処するよう国内法を改正し、評価し、更新すること。

(d) 以下を含め、ジェンダー関連の女性の殺害を防止し、捜査し、訴追し、罰し、救済するための刑事司法機関の能力を強化すること：

(i) 法律の効果を評価すること。

(ii) 訓練プログラムと意識啓発キャンペーンを実施すること。

(iii) 制度内のジェンダー固定観念と差別を明らかにし、差別、性的不行跡及びその他の不行跡に対する適切な制裁を規定し、これらに対処する措置が取られることを保障すること。

(iv) 特に意思決定レベルでの法律執行職における女性の募集、雇用、労働条件を推進すること。

(e)市民社会を含めたその他の関連セクター及び教育、保健、社会サービス及び安全保障セクターとの調整のみならず、ジェンダー関連の女性の殺害を防止し、捜査し、訴追し、罰し、救済するマンデートを与えられた機関の間の政府のあらゆるレベルでの調整を推進し高めること。

(f)監視と説明責任手続のみならず、ジェンダーに配慮した予算政策を採用することにより、ジェンダー関連の女性の殺害を防止し、対応する法律、政策、手続、慣行の実施のために、十分な人的資源、技術資源、財源を提供すること。

(g)ジェンダー関連の女性の殺害を防止し、対応するための法律、政策、手続、慣行及びジェンダーに配慮した予算政策の実施を監視し、透明性があり、参加型であり、包摂的なプロセスを通して、ジェンダーの視点からその効果とインパクトを評価すること。

(h)関連国連機関と学界と調査機関を含めた権限のある地域機関と市民社会の支援を得て、ジェンダー関連の女性の殺害を防止し、対処する有望な慣行の実施に関する能力格差と情報の交換に対処する国際協力と技術支援を継続し強化すること。

データ収集と分析

(i)特に統計上の目的のために、ジェンダー関連の女性の殺害を特徴付け、分類するために、国内及び国際レベルで利用できる要素を明らかにすること。

(j)年齢、人種的・民族的出自、加害者の犯罪歴、被害者と加害者の間の関係、仕事のやり方、状況及び動機のような要因に重点を置いて、農山漁村地域及び周縁化された地域での暴力及び特別な集団の女性及び被害者の状況に関する報告を含めることに特別な注意を払って、ジェンダー関連の女性の殺害と女性に対する暴力のその他の形態に関する質的・量的データの収集、分析、普及を強化すること。

(k)ジェンダー関連の殺害と人身取引または有害な慣行のような女性に対する異なった形態の暴力との間の関連性を検討するために、統合的にデータを収集し、分析すること。

(l)やり方の悪い秘密の人工妊娠中絶による死亡、妊産婦死亡、有害な慣行による死亡、人身取引、麻薬取引、組織犯罪及び暴力団関連の活動に関連した死亡、飢餓または虐待を通した単純なネグレクトを通した子供の死亡、国家による故意の不作为の行為のための死亡のような間接的形態のジェンダー関連の女性の殺害に関するデータを収集し、分析すること。

(m)機密性を尊重し、被害者の安全とプライバシーを保ちつつ、様々な聴衆のニーズに対応する方式で、定期的に透明性を持って公式データと情報を収集し、公表し、優先事項として、この点での技術的支援の提供を検討すること。

(n)できるだけ関連政府機関、市民社会、学界、被害者の代表及び国際社会を関わらせて、ジェンダーの視点からデータを分析すること。

(o)ジェンダー関連の女性の殺害に関するデータの収集、分析、普及のために適切な人材と財源を提供すること。

(p)ジェンダー関連の女性の殺害に関するデータの収集、分析、普及の技術的・倫理的側面に関する定期的で制度化した訓練を関連職員に提供すること。

防止

(q)早期の継続する教育プログラムと意識啓発を通し、学校と地方社会との協力をを行い、奨励することにより、女性に対して有害な社会規範と態度の変容を推進すること。

(r)女性に対する暴力事件についてのジェンダーに配慮した通報をする倫理規範を採用し、被害者の尊厳とプライバシーが尊重されることを保障し、有害で品位を落とすジェンダー固定観念の普及を避け、

ジェンダー平等と非差別を推進するようニュース・メディアを奨励すること。

(s)暴力の女性被害者への生命にかかわる危険を防止し、簡潔で迅速で受容できる保護と制限・禁止命令、適切で対象を絞った危険評価・管理戦略、機密の24/7ホットライン、シェルターまたはその他の安全、援助、支援へのアクセスを促進する措置を含め、被害者と証人を保護する法律、政策、措置を採用すること。そのような保護措置は、刑事事件の開始に依存するべきではない。

(t)例えば、改善された道路、地下道の照明、女性へのいたずらが起きやすい地域でのより頻繁な警察のパトロールといったより安全な都会の環境を生み出すために、女性の安全監査を推進すること。

(u)ジェンダー関連の女性の殺害という結果になるかも知れない暴力の通報と早期発見を奨励するために、関連当局と市民社会による戦略と措置を推進すること。

(v)特に、女性に対する暴力が報告されているところで、所有権の制限を規定することにより、暴力的な犯罪人による火器の所有、利用、貯蔵を規制し、国内紛争で火器にさらされることの危険について意識啓発キャンペーンを行うこと。

(w)女性に対するあらゆる形態の暴力が罰せられ、禁じられ、そうでなければそうする措置を採用し、そのような暴力がジェンダー関連の女性の殺害にエスカレートするのを防止するために、刑法と民法を見直し、評価し、更新すること。

(x)ジェンダー関連の女性の殺害につながることもある暴力を首尾一貫して防止し、対処するために、家族法、刑法及び入国管理法のような様々な領域の法律に対して責任を有する政府機関と裁判所間の調整を推進し、促進すること。

(y)被害者の安全性を優先する待遇と再統合、リハビリテーションと教育プログラムを開発し評価することにより、加害者のリハビリテーションと再教育を推進すること。

(z)ジェンダー関連の女性の殺害の防止と結果の監視と評価のために適切な人材と財源の提供を確保すること。

(aa)女性に対する暴力を防止するためには何が効果があるのかに関する知識基盤を築くために防止プログラムと介入を評価すること。

捜査、訴追及び制裁

(bb)女性に対する命に係わる暴力に繋がることもある危険要因に対処するために、捜査と訴追政策を含め、刑事政策を採用しまたは見直すこと。

(cc)相当の注意義務を持って遅滞なく個々のジェンダー関連の女性の殺害事件を権限のある当局が捜査し、訴追し、制裁することを保障すること。

(dd)関連するところでは、法的援助、言語支援サービス及び証人保護を含め、女性が法の下での平等な保護、司法への平等なアクセスを得ることを保障すること。

(ee)特に被害者と証人のための証言援助と支援を通して、刑事捜査、訴追、裁判中に二次被害の危険を最小限にすること。

(ff)関連する時には、ジェンダー関連の女性の殺害の捜査への統合された学際的なジェンダーに配慮した取組を採用することを検討し、女性のプライバシーへの権利を尊重して、ジェンダー関連の女性の殺害の捜査に関わる機関の間の密接な協働と適切な情報の共有を推進し、制度化すること。

(gg)警察内に、適宜、専門の学際的ユニットを設立し、特別な専門知識と十分な人材と財源をもって訴追サービスを提供し、特別な専門知識を得よう裁判所を奨励すること。

(hh)専門のマニュアルとプロトコールを開発し、普及し、暴力のジェンダーの性質を理解することを保障し、被害者の特別なニーズと脆弱性に対応し、責任ある効果的な捜査と訴追を行うために、ジェンダー関連の女性の殺害の捜査、訴追、制裁に関わる担当官に制度化された訓練を提供すること。

(ii)ジェンダー関連の女性の殺害の訴追を支援するために、行方不明者と DNA データベースのためのセンターのような遺骨と行方不明者を明らかにするための法医学捜査のための適切なメカニズムを開発し、その能力を高めること。

(jj)女性に対する暴力、特にジェンダー関連の女性の殺害がかかわる事件の公務員としての責務において、例えば女性を差別し、女性の権利を保護する法律の適用を拒み、相当の注意義務を行使しない者を含め、司法への女性のアクセスを否定する刑事司法担当官(警察、検察官、通訳及び裁判所職員)を監視し、制裁すること。

(kk)刑事上の犯罪を定義し、制裁する国家の責務を考慮に入れて、ジェンダー関連の女性の殺害の加害者に対する罪の重さに釣り合った適切な制裁が設置されることを保障すること。

(ll)ジェンダー関連の女性の殺害の捜査と訴追のために、適切な人材と財源を提供すること。

(mm)ジェンダー関連の女性の殺害の被害者の文化的アイデンティティ、民族性、社会的出自及び言語の尊重を法的枠組と制度的政策と慣行の不可欠の部分とすること。

(nn)高齢女性、農山漁村女性、先住民族女性、外国人女性、非正規の状況での入国女性、人身取引の女性被害者、暴力被害女性の子どもたち、障害を持つ女性及び武力紛争下の女性のニーズを含め、脆弱な状況にある女性のニーズが対処されることを保障すること。

(oo)子ども被害者と証人に関する法律、政策、慣行が、子どもに配慮したものであり、子どもの権利を尊重することを保障すること。

(pp)市民社会の重要な役割に基づき、適宜、司法、訴追サービス、法律執行機関及び地方・地域当局を含め、すべての関連国家機関間の効果的協力を確保して、被害者を保護し、支援すること。

(qq)司法制度との協力に関わりなく、保健及びその他の社会サービスが被害者に利用できるものであることを保障すること。

(rr)被害者が司法にアクセスでき、受けた害悪に対する補償を得ることができるよう、適切で効果的な司法メカニズムが利用できることを保障すること。

(ss)公共情報キャンペーンを実施することにより、被害者の言語、民族性、人種、社会的・経済的出自を考慮に入れて、被害者の権利、保護、支援、援助及び補償を得るための司法メカニズムのための利用できる措置に関する速やかで正確な情報を被害者に提供することを保障すること。

(tt)被告の法的権利を尊重しつつ被害者の身元確認、福利、安全を考慮に入れて、被害者が刑事手続きに参画できるようにし、社会再統合の準備をさせること。

(uu)国内法に従って、被害者の多様なニーズに対応する刑事・民事・行政手続において、原状回復と補償を含め、適切な賠償の利用可能性を確保すること。

(vv)ジェンダー関連の女性の殺害の被害者の権利を保証するために、適切な人材と財源を提供すること。

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の状態 (A/70/124)

事務総長報告書

概要

本報告書は、第 70 回会期に、総会が、「条約」の状態と決議の実施に関する報告書を第 70 回会期に提出することを事務総長に要請した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に関する総会決議 68/138 に従って提出されるものである。これは、2013 年 7 月 2 日から 2015 年 7 月 1 日をカバーするのである。

I. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の状態

1. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、総会決議 34/180 によって採択された。この条約は、1980 年 3 月 1 日に国連本部で署名、批准、加入のために開かれ、「条約」の第 27 条に従って、1981 年 9 月 3 日に発効した。

2. 2015 年 7 月 1 日現在、189 カ国が「条約」を批准・加入・継承していた。これは、前回報告書(A/68/121)の提出以来 2 締約国の増加を示している。この 2 締約国とは、2014 年 4 月 2 日のパレスチナ国及び 2015 年 4 月 30 日の南スーダンであった。「条約」締約国のリストと「条約」の批准書・加入書・継承書の寄託の日は、すべての宣言、留保条件、その他の関連情報と共に、法律問題事務所の条約セクションのウェブサイト(<http://treaties.un.org>)より閲覧できる。

3. 2015 年 7 月 1 日現在、69 の締約国が、委員会の会議時間に関係する「条約」の第 20 条パラグラフ 1 の修正を受け入れる文書を事務総長に寄託していた。前回報告書の提出以来修正を受け入れた締約国は、シリアである。「条約」第 20 条の修正を受け入れた国々のリストと受け入れ文書寄託の日は、条約セクションのウェブサイトから閲覧できる。

4. 報告期間中に、留保条件に対する反対はなく、オーストリアは、第 11 条に対する留保条件を撤回した(C.N.336.2015)。フランスは第 14 条(2)(c)と(h)及び 16 条(1)(g)への留保条件を撤回し(C.N.813.2013)、イラクは第 9 条への留保条件を撤回し(C.N.82.2014)、モーリタニアは一般的留保条件を撤回したが、第 13 条(a)と 16 条に関してはそれを維持し(C.N.505.2014)、スイスは、第 16 条(1)(g)への留保条件を撤回し(C.N.902.2013)、テュニジアは、第 9 条(2)、16 条(c)(d)(f)(g)と(h)及び 29 条(1)への留保条件のみならず、第 15 条(4)に関する宣言を撤回した(C.N.220.2014)。上記寄託の通告は、参考のために法律問題事務所のウェブサイトから閲覧できる。

II. 「条約」の「選択議定書」の状態

5. 総会は、その決議 54/4 により、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」を採択した。「選択議定書」は、1999 年 12 月 10 日に国連本部で署名、批准、加入が開始され、第 16 条パラグラフ 1 に従って、2000 年 12 月 22 日に発効した。

6. 2015 年 7 月 1 日現在、106 の締約国が「選択議定書」を批准・加入・継承していた。これは、前回の報告書の提出以来 2 つの締約国の増加を示している。この 2 つの締約国は、2014 年 7 月 22 日のタジキスタンと 2015 年 4 月 30 日の南スーダンであった。「選択議定書」の締約国のリストと批准文書、加入文書、継承文書の寄託の日及びすべての宣言、留保条件、その他の関連情報は、条約セクションのウェブサイトから閲覧できる。

III. 女子差別撤廃委員会

A. 実体的・技術的サービス提供

7. 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、女子差別撤廃委員会の作業を支援する責任を有している。委員会は、秘書(P-4)、4名の人権担当官(P-3)、1人の下級専門官(JPO)及び1人の補助(一般サービス)より成る委員会の事務局からサービスを受ける。

8. 国連人権高等弁務官は、委員会とジェンダー平等に対して責任を有する政府間機構と間の強力な連携が継続して維持されることを保障してきた。委員会の前議長及び現議長は、2014年と2015年にそれぞれ第58回と59回婦人の地位委員会に参加した。委員会の国連人権機構との交流は、その全体的活動にとって極めて重要であり、委員会はそのマנדートを効果的に果たすために、関連利害関係者の協力から多大な利益を受けている。

9. 委員会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)と共通の懸念の問題を定期的に討議している。委員会議長は、ポスト2015年開発アジェンダのジェンダー平等に対する独立した目標に対する支援を表明し、紛争防止・紛争及び紛争後の状況にある女性に関する委員会の一般勧告第30号(2013年)を含め、「条約」の実施に重点を置く必要性を提起するために、2014年3月11日に、国連ウィメンの事務次長/事務局長と会った。委員会は、現在、その一般勧告案のいくつかに関して国連ウィメンと協働しており、国連ウィメンは、政府間プロセスに関連して開催される専門家グループ会議やサイド・イベントに参加するよう委員会の専門家を定期的に招いている。

10. 委員会は、国連人権高等弁務官、副高等弁務官及びその他の上級スタッフとの交流を継続し、委員会の作業に関連する問題に関して、関連部局と討議する機会を歓迎してきた。

11. 委員会は、報告期間中に、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者及び移動者の人権に関する特別報告者を含め、特別手続きマンドート保持者たちと定期的に会合を開いている。

12. 2014年11月6日に、委員会は「条約」の締約国との非公式会議を開催し、これに65の締約国が出席した。委員会は、条約機関強化プロセスの成果の状況で、「条約」と「選択議定書」の実施に関して締約国に説明した。締約国の中には、委員会による簡素化された報告手続の採択を歓迎したところもあった。締約国の中には、その定期報告書の提出のためにこの手続を利用したい意向を表明したところもあった。討議されたその他の問題の中には、ポスト2015年の開発アジェンダへの女性の権利の統合及び女性に対する暴力に関する委員会の作業があった。

13. 委員会は、特に条約機関議長年次会議の枠組み内で、人権条約機関の作業に積極的に貢献し続けた。議長は、それぞれ、2014年6月23日から27日までと2015年6月22日から26日までジュネーブとサンノゼで開催された人権条約機関の第26回と27回の議長会議に参加した。第26回会議中に、委員会議長は、条約機関の簡素化された報告手続、締約国との建設的対話のための方法論の取り決め、簡潔で重点を絞った具体的な最終見解を含め、第25回議長会議の勧告のフォローアップのみならず、人権条約機関システムの効果的機能の強化に関する総会決議68/268の実施に関する討議にも参加した。議長は、総会決議68/268に関連する締約国、市民社会団体、国際国内人権機関調整委員会との非公式協議会及びOHCHRの特別手続部と普遍的定期的レビュー課の作業との補完性を討議するために、これらメカニズムの代表との会合にも参加した。第27回議長会議中に、委員会議長は、報復に対する合同人権条約機関政策の採択及び締約国、米州人権委員会、米州人権裁判所、国連機関と専門機関、地域の国内人権機関及び市民社会団体との協議会にも参加した。

14. 委員会委員は、人権理事会の会期中に開催されたパネル討論に参加し、1人の委員は、障害者権利委員会の一般討論の日に参加した。委員会委員は、その他の利害関係者によって開催された様々なパネル討論にも参加した。

15. 報告期間中に、委員会は2つの一般討論、一つは2013年10月7日の農山漁村女性に関する一般討

論、もう一つは2014年7月14日の教育への女性の権利に関する一般討論を開催した。両一般討論とも、一般勧告作成の第一段階として開催された。OHCHR、国連食糧農業機関、世界食糧計画、国際農業開発基金及び国連ウィメンにより共同開催された農山漁村女性に関する一般討論には多数の締約国、国連機関と専門機関及びNGOが参加した。この一般討論には、発言者として、WFPのパートナーシップとガヴァナンスのための事務局長補、法と慣行における女性差別の問題に関する作業部会の委員、安全な飲用水と衛生施設に関する特別報告者、経済的・社会的・文化的権利世界イニシアティブの共同事務局長、ケニアの草の根団体の代表が含まれた。国連子ども基金(ユニセフ)と国連教育科学文化機関(ユネスコ)からの支援で、OHCHRによって開催された女兒と女性の教育への権利に関する一般討論にも多数の締約国とNGOが出席した。この一般討論には、発言者として、国連人権高等弁務官、ユニセフの中欧・東欧及び独立国共同体の地域ディレクター、エチオピアへのユニセフ親善大使、ジュネーブのユネスコ・リエゾン・オフィスの所長、ユネスコの基礎教育課の課長、教育への権利に関する特別報告者、プラン・インターナショナルの教育顧問・前教育への権利に関する特別報告者、ジョンズ・ホプキンス大学高等国際校保護プロジェクト事務局長、教育権プロジェクトの顧問ネットワーク委員、及びノーベル平和省受賞者マララ・ユースフザイの元教師が含まれた。

16. 条約機関強化に関する総会決議 68/268 に沿って、他の条約機関とその作業方法をさらに強化し、調和させる目的で、委員会は、5年以上遡ることのない共通の核心文書と条約に特化した文書に関するガイドラインを含め、国際人権条約の下での報告に関する調和したガイドラインに従って(HRC/MC/2006/3及びCorr.1)、当該締約国が最新の共通の核心文書を提出していることを条件に、2015年1月1日から提出期限の過ぎた定期報告書の提出のためのこの手続を利用したいと思っている締約国に、簡素化した報告手続を試験的に提供することを決定した³⁶。委員会は、2014年6月23日から27日までジュネーブで開催された第26回会議で人権条約機関議長によって勧告された通り、人権条約機関との建設的対話と最終見解のための共通の枠組に関する締約国のためのガイダンス・メモも採択した(A/69/285、付録I及びIIを参照)。委員会は、総会決議 68/268 を実施し、2012年6月にアディスアベバで開催された人権条約機関の第24回議長会議で支持された人権条約機関委員の独立性と公平性に関するガイドライン(「アディスアベバ宣言」、A/67/222、付録Iを参照)を事業化する新しい規定を統合することを目的として、手続規則を見直すことを決定した。

B. 委員会による評価

17. 2015年7月1日現在、長く提出期限の過ぎた報告書を持つ締約国は17カ国あった(5年以上提出期限の過ぎた国々)。とうに提出期限の過ぎている報告書をまだ提出していない締約国のうちの3カ国、つまりアンティグア・バーブダ、バルバドス及びセントキッツ・ネヴィスは、報告書不在のままで委員会によって検討される国々であるとして挙げられている。委員会は、報告書の提出期限の過ぎている締約国に督促状も送り続けている。総会決議 68/268 の下で委員会に配分された追加の会議時間に照らして、委員会は、今では年間28の締約国の報告書を予定しており、35の締約国が第61回会期(2015年7月)、第62回会期(2015年10/11月)、第63回会期(2016年2/3月)及び第64回会期(2016年7月)で検討することを予定している。15本の報告書がまだ正式には予定されていない。委員会は僅かな積み残しがあることに気づいており、合同報告書の検討が大いに積み残しを防ぐ役に立っていると考えている。提出されるほとんどの報告書は、合同報告書から成っている。

18. 委員会は、国連システムと国内人権機関とNGOを含めた市民社会内で、幅広い支持者を継続して引き付けており、人権理事会、特別手続きマンデート保持者及びその他の条約機関を含め、より幅広い人権枠組と交流できていることに満足している。委員会がOHCHRに移り、ジュネーブでその会期を開催することが、委員会が、人権高等弁務官と定期的に交流し、列国議会同盟のようなジュネーブに拠点を置く国連機関やその他の機関と密接な関係を発展させることを可能にできた。

19. 委員会は他の条約機関のものに類似したそのフォローアップ手続が国レベルでの実施を強化し

³⁶ 委員会は、簡素化した報告手続の下でその定期報告書を低所津することを要請しており、決定 58/II と 59/IV に規定されている視覚基準に依っている以下の締約国が、この手続の下で検討されることを決定した：ベラルーシ(第8回定期報告書)、アイルランド(第6回から8回合同定期報告書)、イスラエル(第6回定期報告書)、ルクセンブルグ(第6回・7回合同定期報告書)、及びルーマニア(第7回から9回合同定期報告書(A/70/38、パートIII、第I章、決定 60/IXを参照))。

てきたとも考えている。

締約国による報告義務の成就

20. 「条約」の第 18 条パラグラフ 1 は、締約国は、当該締約国にとってその発効の 1 年以内及びその後は少なくとも 4 年毎に、さらに委員会が要請した時はいつでも「条約」の実施に関する報告書を提出することとすると規定している。

21. 2013 年 7 月 2 日から 2015 年 7 月 1 日までに、事務総長は、以下の締約国から報告書を(その多くは合同報告書)受け取った: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、バングラデシュ、ブータン、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、カナダ、クロアチア、チェコ共和国、エルサルヴァドル、エリトリア、エストニア、フランス、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、日本、ヨルダン、レバノン、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モンゴル、ミャンマー、ナミビア、オランダ、フィリピン、ポルトガル、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、東ティモール、トリニダード・トバゴ、トルコ、アラブ首長国連邦、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴァヌアトゥ及びイエメン。

22. 報告期間中に、委員会は以下の 6 つの会期を開催した: 2013 年 7 月 8 日から 26 日、第 55 回会期、2013 年 9 月 30 日から 10 月 18 日まで、第 56 回会期、2014 年 2 月 10 日から 28 日まで、第 57 回会期、2014 年 6 月 30 日から 7 月 18 日まで、第 58 回会期、2014 年 10 月 20 日から 11 月 7 日まで、第 59 回会期及び 2015 年 2 月 16 日から 3 月 6 日まで、第 60 回会期。これら会期中に、委員会は、46 の締約国の報告書を検討した。第 61 回会期は、2015 年 7 月 6 日から 24 日まで開催され、ここでさらに 8 つの報告書が委員会によって検討される。

検討を待っている報告書、提出期限が過ぎている報告書及びフォローアップ報告書の要請

23. 締約国によって提出された総計 50 の報告書が、まだこれから委員会によって検討されるが、そのうちの 35 が、2016 年 7 月末までに、来るべき会期で検討されることが予定されている。受け取った 15 の報告書は、まだ正式に予定が立っていない。

24. 検討を待っている積み残しの報告書の減少に照らして、委員会は、長く提出期限の過ぎた報告書を提出するよう締約国を奨励する組織的努力を開始した。決定 29/I と 31/III(i)に基づいて、委員会は、最後の手段としてのみ報告書が不在の状態で、代表団の出席の下で「条約」の実施の検討に進むことを確定した。委員会は、提出期限の過ぎたすべての報告書を合同報告書として提出するよう、長く提出期限の過ぎた報告書を持つ締約国に勧めるという慣行を継続した。

25. 現在、第一回報告書をまだ提出していない締約国は以下の通りである: ドミニカ、キリバティ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モナコ、ナウル、サンマリノ、サントメプリンシペ及びパレスチナ国。

26. 2010 年 6 月またはそれ以前に提出期限が来ている報告書には以下が含まれる: アンティグア・バーブダ、バルバドス、朝鮮民主主義人民共和国、ドミニカ、アイルランド、キリバティ、ラトヴィア、マレーシア、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モナコ、モザンビーク、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、サンマリノ、サントメプリンシペ及びスリナム。

27. 2010 年 7 月から 2015 年 6 月の間に提出期限が来ている報告書は、オーストラリア、ベラルーシ、ベリーズ、ボツワナ、ブルキナファソ、クック諸島、エジプト、フィジー、ドイツ、ギニアビサウ、イスラエル、ケニア、ラオ人民民主主義共和国、リビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、モロッコ、ナウル、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、パプアニューギニア、ルーマニア、ルワンダ、サウディアラビア、南アフリカ、パレスチナ国、テュニジア、ウガンダ及びウクライナの報告書が含まれる。

C. 委員会の作業方法

28. 総会決議 68/268 で確立された条約機関文書の語数制限を考慮に入れて、委員会の総会への報告書に

は、もはや、締約国の報告書に関する最終見解、通報に関する決定、または委員会の一般勧告は含まれず、これらは別箇の文書として公表され、OHCHR のウェブサイトにもポストされている。

29. 委員会は、締約国がそれぞれの問題や質問のリストに対応する十分な時間があることを保障するために、報告書の検討の 2 会期前の会期前作業部会の召集を継続している。

30. 委員会は、その最終見解の最後のパラグラフで、締約国の次回定期報告書の提出期限を確定している。次回定期報告書が、検討の日の 1 年または 2 年以内に提出期限が過ぎたり、または提出期限となる場合には、委員会は締約国に次回報告書を合同定期報告書として提出するよう要請している。委員会によって検討される報告書のほとんどは、今では合同報告書である。

31. 報告期間中に、委員会は、最終見解が国内レベルでもっと効果的に実施できるように、締約国の報告書に関する最終見解が、より対象を絞った、国に特化した正確なものであることを保障することに重点を置いた。第 41 回会期で、委員会がその最終見解にタイトル(テーマの見出し)を挿入するという慣行を用いることに決定し、柔軟性を持って、適宜当該締約国のために適用されるタイトルのリストに関して合意したことが想起されるべきである(A/63/38、第 II 部、付録 X)。第 54 回と 56 回会期で、委員会は、その最終見解に含まれるいくつかの標準的パラグラフを短縮し合併することを決定した。

32. 第 41 回会期で、委員会は、特定の勧告を実施するために取られる手段に関する情報を求めて最終見解に個々の締約国への要請を含めるためのフォローアップ手続を導入することを決定した。第 44 回会期で、委員会は、最終見解のフォローアップに関する報告者と報告者代理を任命することを決定した。最大限 2 つの勧告がフォローアップのために明らかにされることが留意される。フォローアップ勧告の選考基準は、その勧告で対処される問題が女性の人権の享受に対する主要な障害であり、従って「条約」全体の実施にとっての障害であり、その実施が提案された時間枠内で可能であることである。フォローアップ報告書も公表され、OHCHR のウェブサイトでも閲覧できる。フォローアップ報告者は、フォローアップ報告書の評価に関して国別報告者と協働する。報告者は各会期で委員会に報告し、この報告書は委員会の総会への報告書に含まれる。第 47 回会期で、委員会は、議事の常設項目として最終見解のフォローアップを含めることを決定した。第 50 回会期で、委員会は、2 年の任期で代理報告者のみならずフォローアップに関する新しい報告者を任命した。第 54 回会期で、委員会は、最終見解のフォローアップ手続に関する方法論を更新し、異なった利害関係者のためのフォローアップ手続に関する情報メモを採択した(A/68/38、第 III 部、付録 III 及び補遺を参照)。第 56 回会期で、委員会は、フォローアップに関する報告者の任期を 1 年間延長し、任期 1 年の新しい報告者代理を任命した。委員会は、フォローアップ手続も評価し、報告サイクル間に達成された進歩を委員会が監視できるので、この手続が「条約」の実施の効果的ツールであることが分かったと結論付けた。委員会は、フォローアップ手続が継続し、2016 年 10 月に新たな評価が行われることを決定した(A/69/38、第 II 部、付録 VI を参照)。第 69 回会期で、委員会は、それぞれ 2 年の任期で報告者代理のみならず新しい報告者を任命した。

33. 委員会は、その作業に貢献し、国内レベルで「条約」の完全実施を支援している国連システムの専門機関やその他の機関との交流を継続した。委員会は、国連国別チームによって提出された合同の情報から継続して利益を受け、国レベルで委員会の最終見解に基づいてフォローアップ活動を行うよう国連システムの諸機関を奨励した。

34. 委員会は、会期の第一週と第二週の初めに、報告書が提出されている締約国に関する国に特化した情報を提供したいと思っている NGO と国内人権機関と、非公式に会合を持つその慣行を継続した。委員会の会期前作業部会も、NGO と国内人権機関のために文書または口頭による情報を提出する機会を提供した。NGO と国内人権機関のための一般情報メモと会期に特化した情報メモは、定期的に OHCHR のウェブサイトにもポストされている。

35. 委員会は、「条約」の実施と最終見解のフォローアップにおける議員の重要な役割を強調し続け、それぞれの見解に議会の役割に関する標準的パラグラフを含めている。列国議会同盟は、検討中の締約国の議会における女性の代表者数に関する情報を定期的に提出し、「条約」と「選択議定書」に関して議員のための定期的な能力開発セッションを開催している。

36. 委員会は、特別な行事または発展に関してステートメントを採択するという慣行を継続した。これらには、第 55 回会期で採択されたエジプト、リビア及びテュニジアにおける政治的移行プロセスにおける女性の役割及び国連ウィメンとの協力の強化に関するステートメント(それぞれ、A/69/38、第 I 部、付録 I 及び II)、第 57 回会期で採択されたポスト 2015 年の開発アジェンダと女性に対する差別の撤廃及び性と生殖に関する健康と権利: 国際人口開発会議の 2014 年以降の見直しに関するステートメント(それぞれ A/60/38、第 III 部、付録 I 及び II)、第 58 回会期で採択されたガザ地区の女性の状況に関するステートメントと持続可能な開発目標に関する公開作業部会共同議長に宛てた公開状(OHCHR のウェブサイトから閲覧可能)、第 60 回会期で採択された女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の実施に関する世界調査の主著者ラディカ・クーマラスワミーに宛てた公開状(OHCHR のウェブサイトから閲覧可能)が含まれる。

37. 委員会は、第 56 回会期で、紛争防止、紛争・紛争後の状況にある女性に関する一般勧告を採択した(CEDAW/C/GC/30)。第 59 回会期では、有害な慣行に関する女子差別撤廃委員会と子どもの権利委員会の合同一般勧告/一般コメント(CEDAW/C/GC/31-CRC/C/GC/18)と難民の地位のジェンダー関連の側面、女性の亡命、国籍及び無国籍に関する一般勧告(CEDAW/C/GC/32)を採択した。司法へのアクセスに関する一般勧告は、完成の途上にある。農山漁村女性に関する一般勧告に関しては、第一案が準備され、コメントを求めて外部の利害関係者と分かち合われた。女兒と女性の教育への権利に関する一般勧告に関しては、第一案を現在準備中である。委員会は、このテーマに関する一般勧告を作成する目的で、第 63 回会期中に、災害危険削減と気候変動のジェンダー関連の側面に関する半日の一般討論を開催することも決定した(A/70/38、第 III 部、決定 60/X を参照)。

D. 「選択議定書」に関連する作業方法

38. 報告期間中に、委員会は、「条約」の「選択議定書」の下でのその活動を継続して行った。委員会は、本会議での検討のための「選択議定書」に関連する問題に通常 1 会期につき 2 つの会議を割り当てている。

39. 委員会の「選択議定書」の下での通報作業部会は、報告期間中に 6 つの会期を開催した。通報作業部会は、年に 3 回総計 10 日間会議を開く。現在までに、作業部会は、87 の通報を登録しているが、そのうち 33 は、報告期間中に登録された。87 の通報のうち、39 は依然として未解決のままである。

40. 報告期間中に、委員会は、15 の通報に関して最終決定を採択した。2013 年 7 月に開催された第 55 回会期で、委員会は、デンマークに関する 1 つの通報の検討を打ち切り、通報第 33/2011 号、35/2011 号及び 40/2012 号を不許可と宣言した。2013 年 9/10 月に開催された第 56 回会期で、委員会はオランダに関する 1 つの通報の検討を打ち切り、通報第 20/2011 号と 44/2012 号を不許可と宣言した。2014 年 2 月に開催された第 57 回会期で、委員会は、通報第 34/2011 号と 36/2012 号に関連して違反とする見解を採択し、通報第 39/2012 号を不許可と宣言した。委員会はエクアドルに関する 1 つの通報の検討も打ち切った。2014 年 6/7 月に開催された第 58 回会期で、委員会は、通報第 47/2012 号に関して違法とする見解を採択し、通報第 30/2011 号を不許可と宣言した。2014 年 10/11 月に開催された第 59 回会期で、委員会は通報第 37/2012 号、49/2013 号及び 59/2013 号を不許可と宣言した。2015 年 2/3 月に開催された第 60 回会期で、委員会は、通報第 48/2013 号に関連して違法であるとの見解を採択し、通報第 51/2013 号を不許可と宣言した。

41. 報告期間中に、委員会とその通報作業部会は、ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、オランダ、ペルー、フィリピン、スペイン及びトルコという 9 つの締約国に関する 12 の見解に関連して、見解のフォローアップに関する手続きの下で継続して情報を調査した。同期間中に、通報作業部会の議長とその他の委員会委員は、それぞれ、通報第 20/2008 号、31/2011 号及び 32/2011 号(ブルガリアに関する)、第 17/2008 号(ブラジルに関する)、第 23/2009 号(ベラルーシに関する)、第 18/2008 号と 34/2011 号(フィリピンに関する)、及び第 28/2010 号(トルコに関する)に関する委員会の見解を実施するために、これら締約国が取った措置を含め、ジュネーヴ国連事務所のブルガリア、ブラジル、ベラルーシ、フィリピン及びトルコの代表部の代表とフォローアップ問題を討議した。第 58 回会期で、委員会は、フィリピンに関する通報第 18/2008 号とベラルーシに関する通報第 23/2009 号に関するその見解に関して、委員会の勧告の実施が不十分であるとしてフォローアップ対話を中止することを決定した。

42. 報告期間中に、調査を要請する「選択議定書」第 8 条の下での 4 つの提出物が委員会によって受領され、委員会の手続き規則に従って事務局によって登録された。現在、委員会が調査中の 2 つの調査がある。第 55 回会期と 58 回会期で委員会は、それぞれフィリピンに関する調査第 2010/1 号 10 とカナダに関する第 2011/1 号に関連する調査結果と勧告を採択し、それぞれの事件で、当該締約国にそれらを伝えることを決定した。第 59 回会期で、委員会は、「選択議定書」第 8 条パラグラフ 8 による時間制限のみならず、調査に関連するすべての手続きの修了時に、委員会の調査結果、コメント及び勧告を述べた完全な調査報告書を OHCHR のウェブサイトで公表し、発表することを決定した(A/70/38、第 II 部、付録 I を参照)。第 60 回会期で、委員会は、総会への年次報告書の中に委員会の調査結果と勧告を含め、調査第 2010/1 の概要を含めることを決定し、調査第 2011/1 に関連する手続を完了した(同上、第 III 部、パラ 26 及び 27)³⁷。

IV. 「条約」と「選択議定書」の普遍的批准と「条約」の第 20 条パラグラフ 1 の修正の受容を奨励する努力

43. 国連人権高等弁務官と国連ウイメンの事務次長/事務局長は、「条約」と「選択議定書」の普遍的批准を継続して奨励しており、委員会に割り当てられる、会議時間を規定している「条約」の第 20 条パラグラフ 1 の修正の受諾を推進している。彼らは、代表団との会合や国連本部、その他の任務の場所、会議及びその他の集会でのステートメントやプレゼンテーションの中で、関連する行動を奨励してきた。

V. 締約国に提供される技術支援

44. OHCHR の技術支援と能力開発活動は、「選択議定書」の下に設立されたメカニズムのみならず、報告書の準備と最終見解のフォローアップを含め、日常的に「条約」に重点を置いている。報告期間中に、国連ウイメンは、いくつかの国々で「条約」に関する訓練セミナーを継続して開催し、これは委員会の専門家の貢献から継続して利益を受け、政府の役人だけでなく、NGO のようなその他の利害関係者もかわらせている。能力開発は、条約の責務の実施において締約国を支援するために極めて重要であると考えられている。OHCHR は、総会決議 68/268 の下で条約の報告のための能力開発に国連の通常予算からの追加の資金が配分されたことを仮定して、この点での活動を強化するであろう。

VI. 「条約」、その「選択議定書」及び委員会の作業に関する情報の普及

45. OHCHR は、そのウェブサイト上の「条約」と「その「選択議定書」及び委員会の作業に関するページのデザインを変え、改善してきた(www.ohchr.org/en/hrbodies/cedaw/pages/cedawindex.aspx)。「条約」とその「選択議定書」のテキスト、締約国の報告書、問題と質問のリスト、締約国からの回答、締約国の導入ステートメントと報告書を説明する代表団の構成、委員会の最終見解と文書、及び「条約」、その「選択議定書」委員会の作業方法及び締約国の会合に関する情報が、ウェブサイトにポストされている。人権条約機関の最終見解と特別手続マンデート保持者の勧告を示す、OHCHR が維持している電子調査ツールである「世界人権インデックス」は、委員会の問題と最終見解のリストをすべて含んでいる。

VII. 結論と勧告

46. 委員会は、時間管理を含めた効率的な作業方法を用いて、報告書の提出とその検討との間の遅れをなくすために、かなりの努力を払ってきた。特に報告書の提出期限が長く過ぎている場合に、その報告義務に従うよう締約国を奨励する委員会の努力は成功している。委員会は、「条約」の実施において、利害関係者との交流を強化し、その作業にとって適切な革新を用いつつ、総会決議 68/268 に沿って、人権条約制度を調和させ、強化するために、すべての条約機関の共通の努力に積極的に貢献してきた。委員会

³⁷ 締約国の見解のみならず、調査第 2010/1 の概要と調査第 2011/1 の報告書は、それぞれ、文書 CEDAW C/OP.8/PHL/1 及び CEDAW/C/OP.8/CAN/1 及び CEDAW/C/OP.8/CAN/2 として出ている。

は、調査手続きを含め、「選択議定書」の下でのその作業を通してその法律学を継続して発展させ、違法とされた個人通報に関する見解に関連して、そのフォローアップ手続は、中程度ではあるが建設的な結果を生んできた。委員会は3つの一般勧告を採択し、3つの一般勧告案が現在準備されつつあり、その中の1つは完成直前である。委員会は、報告期間中に、2日間の一般討論を開催し、追加の一般勧告を作成することを決定している。第63回会期中に、1つのそのような一般勧告のために1日の一般討論が開催されることになっている。委員会は、その最終見解をより焦点を絞った、国に特化した、利用者に優しいものにしていく。最終見解のフォローアップは、委員会と当該国の側で追加の資金が必要とされているが、ほとんどが成功している。委員会の業績にもかかわらず、国レベルでの「条約」の実施を奨励するためには、さらなる努力が必要とされる。

「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果のフォローアップ と実施において取られた措置と達成された進歩(A/70/180)

事務総長報告書

概要

本報告書は、総会決議 69/151 に従って提出されるものであり、その決議で規定されたガイダンスの実施を監視する際に、総会を支援することを目的とする。本報告書は、国連の選ばれた政府間プロセスがその作業にジェンダーの視点を統合している程度に重点を置く。本報告書は以前に比べて、達成された進歩と残るギャップの量的・質的評価を提供するものである。本報告書は規範的政府間プロセスを支援するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の作業のかなりの拡大も示す。本報告書は、ジェンダー平等のマנדートの実施を強化するさらなる措置のための勧告で締めくくられる。

I. 序論

1. 第4回世界女性会議のフォローアップと「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の完全実施に関する年次決議の中で、その最も新しいのが決議 69/151 であるが、総会は、検討中のあらゆる問題とマנדートの中でジェンダーの視点を完全に主流化する努力を強化するよう、国連システムの機関に首尾一貫して要請してきた。本報告書は、総会決議 69/151 に従って準備されるものである。

II. 選ばれた政府間機関へのジェンダーの視点の統合

2. 本報告書は、第69回総会への事務総長の報告書とその会期で総会によって採択された決議並びに経済社会理事会³⁸とその機能委員会の2014年の会期への事務総長報告書の内容の分析に基づくものである。2014年に理事会とその機能委員会によって採択された決議も分析された。調査された文書は、2015年6月10日現在国連の公式文書システムで閲覧できるものであった。文書が複数の政府間機関に提出された場合には、それらはただ1回検討された。同じ方法論が、今では5年間利用されており、従って傾向の分析は、時が経つにつれての変化の堅固な姿を示している。

A. 方法論

3. 本報告書のために検討された文書は、ジェンダー、性、女性、男性、女兒、男児、女性の、男性の、

³⁸ 決議 68/1 に従って、経済社会理事会は、その作業計画を7月から7月までのサイクルに調整した。

性の、生殖の、妊産婦の(これらの複数形も含む)というキーワードの存在によって決定されるジェンダーの視点の組み入れの証拠を求めて調べられた。キーワードが少なくとも1回出てくる文書は、ジェンダーの視点を含んでいるものと考えられた。例えば「人的災害(man-made disaster)」または「性的搾取」のような被害者/サバイバーや加害者の性がわからない肯定的とは言えない結果は省かれた。

4. 選ばれた文言は、ジェンダー平等問題を扱う報告書や決議に頻繁に見られる文言である。さらに、最初のフィルターを通過した文書は、ジェンダーの視点が実際に反映された程度を評価するために、さらに詳しく分析された。

B. 量的結果

5. 政府間機関は、その作業にジェンダーの視点を組み入れる機会がたくさんある。総計 283 の事務総長報告書が検討され、328 の決議がその作業が検討された政府間機関によって採択された。総会だけでも、その第 69 回会期で 238 の事務総長報告書を検討し、280 の決議を採択した³⁹。表 1 が示しているように、過去 5 年にわたって検討された報告書と採択された決議の数は、ある程度変動しているが、依然として大部分が同じ範囲内にあった。

6. 2014 年の会期で、経済社会理事会は、12 本的事务総長報告書を検討し、30 本の決議を採択した⁴⁰。表 1 は、2011 年以来報告書の数が着実に減少しており、採択された決議の数は変動しているが、これまでよりも 2014 年には目立って少なかったことを示している。

7. ジェンダー平等問題にのみ重点を置いている婦人の地位委員会を除く機能委員会は、33 本的事务総長報告書を検討し、2014 年の会期で 18 本の決議を採択した。表 1 は、報告書の数は、首尾一貫した範囲で変動しているが(2011 年のかなりの増加を例外として)、2013 年の 31 本から 2014 年の 18 本まで、機能委員会によって採択された決議の数にかなりの減少があった。

表 1: 2010 年から 2014 年までの報告書と決議の数

機関	報告書					決議				
	2014	2013	2012	2011	2010	2014	2013	2012	2011	2010
総会	238	249	214	249	244	280	275	257	259	270
経済社会理事会	12	15	17	24	20	30	43	37	40	39
機能委員会	33	33	41	53	38	18	31	30	46	38
総計	283	297	272	326	392	328	349	324	345	346

8. 総会決議の中には、もっぱらジェンダー平等問題に重点を置いているものもあった。6 本のそのような決議が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための議事項目または小項目の下で採択された、つまり、開発における女性の役割に関する世界調査(69/236)、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化(69/147)、産科フィステラをなくす努力(69/148)、女性と女兒の人身取引(69/149)、女性性器切除を撤廃するための世界的努力(69/150)に関する決議及び本報告書を要請する年次決議(69/151)である。さらに、女性、軍縮、不拡散及び武器管理(69/61)及び子ども、早期・強制結婚(69/156)に関する決議も、もっぱらジェンダー平等に重点を置いているが、他の議事項目の下で採択された。

9. 経済社会理事会は、国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化(2014/2)とパレスチナ女性の状況と支援(2014/1)に関する年次決議を継続して採択した。

10. 総会決議におけるジェンダーの視点の反映には着実な上昇傾向があったが、そのような決議の割合は、第 69 回会期では減少した。経済社会理事会と機能委員会の作業における進歩は、下記に説明されるように、依然として首尾一貫性がなかった。

³⁹ 2015 年 6 月 10 日現在。

⁴⁰ 2014 年のサイクル中に、2013 年の 15 本から減って、事務総長は 8 本の報告書を軽鎖性社会理事会に提出した。これまでどの首尾一貫性を保つために、本分析は、2 つの事務総長メモ(E/2014/53 及び E/2014/93)、1 つの全体像(E/2014/50)及び 1 つの報告書(E/2014/70)も含む。これら 12 本の文書は、「事務総長報告書」と言及されている。

1. 総会

事務総長報告書

11. 事務総長の報告書は、政府間機関による決議の採択に繋がる討議を支援している。第 69 回総会に提出された事務総長報告書のうち、57%にジェンダーの視点が含まれていた(表 2、表 3 を参照)。これは、第 68 回総会からの 4 ポイントの減少を示しているが、ジェンダー平等問題は、広範囲の実体的領域にわたって継続して対処されている。

表 2: ジェンダーの視点を含む総会文書の割合の傾向

会期	決議	事務総長報告書
61	23%	-
62	25%	-
63	30%	-
64	30%	50%
65	31%	60%
66	32%	64%
67	37%	62%
68	42%	61%
69	33%	57%

12. 第 1 委員会(軍縮と国際安全保障)、第 2 委員会(経済と財政)、及び第 5 委員会(行政と予算)に提出されたジェンダーの視点を含む報告書の数には、わずかな増加があったが(それぞれ、1.1 ポイントと 3 ポイント)、5 ポイントというジェンダーの視点を含む報告書の割合の最大の増加は、本会議で検討される報告書で起こった。第 3 委員会(社会・人道・文化)、第 4 委員会(政治・非植民地化)及び第 6 委員会(法律)に提出されたジェンダーの視点を含む報告書の割合は減少した。(それぞれ、19 ポイント、29 ポイント及び 10 ポイント)。

表 3: 総会に提出されたジェンダーの視点を含む事務総長報告書の数と割合

報告書が提出された機関	報告書総数	ジェンダーの視点を含む数	ジェンダーの視点を含む割合
本会議	37	32	86%
第 1 委員会	28	8	29%
第 2 委員会	32	23	72%
第 3 委員会	35	27	77%
第 4 委員会	16	5	31%
第 5 委員会	81	37	46%
第 6 委員会	9	3	33%
総計	238	135	57%

決議

13. 第 69 回総会で採択された決議の総計 33%が、ジェンダーの視点を統合していた。これは前回国会からの 9 ポイントの減少となっており、これは総会本会議と第 2、第 3 委員会で採択されたジェンダーの視点を持つ決議が少なかったせいである(表 4 及び表 5 を参照)。

14. 第 1 委員会と第 6 委員会では、ジェンダーの視点を含む決議の割合が、第 68 回国会期よりもそれぞれ 1%増加した。これまでと同じように、第 2 委員会と第 3 委員会、及び総会本会議では、その決議にジェンダーの視点を統合する可能性が、他の主要委員会よりも依然としてずっと高かった。主要委員会とは関係なく、総会本会議で採択された決議では、その割合が 55%から 42%に落ちた。第 2 委員会は、66%から 44%と、22 ポイントの最大の減少を記録した。ジェンダーの視点を持つ第 3 委員会決議の数は、68%

から 61%と、7ポイント減少した。この委員会は依然としてそのような決議の割合が最も高い主要委員会である。第4委員会と第5委員会でも、27%から25%、15%から8%と、それぞれ2ポイントと7ポイントの減少があった(表4と表5を参照)。

表4: ジェンダーの視点を含む総会決議の数と割合

組織機関	決議総数	ジェンダーの視点を含む数	ジェンダーの視点を含む割合
本会議	55	23	42%
第1委員会	57	6	11%
第2委員会	39	17	44%
第3委員会	62	38	61%
第4委員会	24	6	25%
第5委員会	26	2	8%
第6委員会	17	1	6%
総計	280	93	33%

表5: 主要委員会別のジェンダーの視点を含む総会決議の割合の傾向

	第66回会期	第67回会期	第68回会期	第69回会期
本会議	44%	47%	55%	42%
第1委員会	6%	9%	10%	11%
第2委員会	33%	50%	66%	44%
第3委員会	64%	71%	68%	61%
第4委員会	26%	21%	27%	25%
第5委員会	8%	5%	15%	8%
第6委員会	5%	7%	5%	6%

15. 主要委員会と総会本会議によるジェンダーの視点を持つ総会決議のプールへの貢献の調査は(表6と表7を参照)、過去の傾向を確認している。総会によって採択されたすべての決議の僅か22%に対して責任があるのだが、第3委員会は、ジェンダーの視点を含むすべての総会決議の41%に貢献していた。第2委員会はそのような決議の18%、総会本会議は25%を占めていた。これは、これら3機関におけるジェンダーの視点を持つ決議の数の減少が、ジェンダーの視点を反映している決議の総割合に顕著なインパクトを与えていることを意味する。第4委員会、第5委員会及び第6委員会は、すべての総会決議のそれぞれ9%、9%、6%に貢献しているが、それぞれ6%、2%、1%を占めていた。

16. 第69回会期では、ジェンダーの視点を持った決議の第2委員会と第3委員会による貢献は、第68回会期の27%と比べて、20%に減少した。両委員会は、ジェンダーの視点のない決議を第68回会期の13%よりも多く、第69回会期には16%出した。第2委員会と第3委員会によって総会決議総数に貢献した決議の割合は、第68回会期から第69回会期の間41%から36%に減少した。第2委員会と第3委員会を合わせると、首尾一貫してジェンダーの視点を持つ決議総数の半数以上に貢献しているので、この2つの委員会のジェンダーの視点のない決議が増えたことは、総会の結果全体に比較的大きなインパクトを与えた。

17. 例えば、第2委員会と第3委員会の決議におけるジェンダー問題への言及は、2つの2年に一度の決議と7つの年次決議から減少して、この2つの委員会から出るジェンダーの視点のない決議の約20%を構成している。これら決議の中で、1つの2年に1度の決議と6つの年次決議は、それぞれ第67回会期と第68回会期の実体的決議であった。さらに12本のジェンダーの視点のない決議(26%)は「新」決議(つまり最近の会期で相当する決議がない)で、そのうち7本が実体的決議であった。

18. 決議の全体的プールへの両委員会の貢献のかなりの割合を仮定すれば、総会本会議と第2、第3委員会がジェンダーの視点を持つ決議の着実な上昇傾向を取り戻すことが必要であろう。第1委員会と第6委員会は最近の進歩をさらに強化するべきであるが、第4委員会と第5委員会によるさらなる努力も必要とされるであろう。そのような進歩は、女性と男性が平等に利益を受け、不平等が永続化しないため

に、男性のみならず女性の問題と経験をあらゆる領域での政策とプログラムの立案、実施、監視及び評価の不可欠の部分にすることに貢献するであろう。

表 6: ジェンダーの視点を反映しているすべての総会決議の出所

総会本会議	第 1 委員会	第 2 委員会	第 3 委員会	第 4 委員会	第 5 委員会	第 6 委員会
25%	5%	18%	41%	6%	2%	1%

表 7: ジェンダーの視点を含むすべての総会決議の出所と割合

組織機関	すべての総会決議の割合	ジェンダーの視点を持つすべての総会決議の割合
総会本会議	20%	25%
第 1 委員会	20%	6%
第 2 委員会	14%	18%
第 3 委員会	22%	41%
第 4 委員会	9%	6%
第 5 委員会	9%	2%
第 6 委員会	6%	1%

2. 経済社会理事会とその機能委員会

事務総長報告書

19. 総会の場合と同様に、2014 年に経済社会理事会に提出された事務総長報告書は、決議よりもジェンダーの視点を含んでいる可能性がより高い(表 8 と表 10 を参照)。2014 年に理事会に提出された 12 本の事務総長報告書のうち 9 本が、ジェンダーの視点を含んでいた⁴¹。この数字は、2013 年から 12 ポイントの減少を反映している。

表 8: ジェンダーの視点を含む経済社会理事会決議の割合の傾向

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
決議	46%	50%	28%	43%	53%
事務総長報告書	77%	85%	83%	88%	75%

20. 2014 年に事務総長によって機能委員会に提出された総計 33 本の報告書のうち、21 本の報告書、つまり 64%が、ジェンダーの視点を反映しており(表 9 と表 10 を参照)、40 本の報告書のうち 30 本(75%)がそのような視点を持っていた 2013 年から 11 ポイントの減少を反映していた。統計委員会に提出された報告書が、最も低い割合(27%)で、麻薬委員会に提出された報告書(50%)がこれに続いた。他方、社会開発委員会、人口開発委員会及び開発のための科学技術委員会に提出されたすべての報告書は、首尾一貫してジェンダー問題を扱っていた。

表 9: ジェンダーの視点を含む機能委員会の文書の割合における傾向

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
決議	32%	24%	48%	16%	17%
事務総長報告書	63%	74%	51%	75%	64%

表 10: 2014 年に経済社会理事会とその機能委員会に提出されたジェンダーの視点を含む事務総長報告書の数と割合

報告書が提出された機関	報告書総数	ジェンダーの視点を含む数	ジェンダーの視点を含む割合
-------------	-------	--------------	---------------

⁴¹ 経済社会理事会に提出される文書の大半は、補助機関からかまたはその他の国連システムの機関から出ている。

経済社会理事会	12	9	75%
理事会機能委員会 ⁴²	33	21	64%
犯罪防止刑事司法委員会	8	6	75%
麻薬委員会 ⁴³	4	2	50%
開発のための科学技術委員会	2	2	100%
統計委員会	11	3	27%
人口開発委員会	3	3	100%
社会開発委員会	5	5	100%
国連森林フォーラム	-	-	-

決議

21. 経済社会理事会は、その 2014 年の会期中に 30 本の決議を採択した(表 12 を参照)⁴⁴。ジェンダーの視点は、これら決議の 53%に反映されており(表 8 と表 12 を参照)、決議の 37%がジェンダーの視点を統合していた 2013 年の会期と比べて 16 ポイント強の増加を反映していた。

22. 経済社会理事会の機能委員会(婦人の地位委員会を除く)は、2013 年の 16%から 2014 年の 17%までと、2014 年にジェンダー平等問題への関心において僅かな増加を記録した(表 9 を参照)。この統計上の進歩は、採択された決議の数が 2013 年の 31 本から 2014 年の 18 本に減少したために達成された。

23. 表 11 と表 12 は、機能委員会別の決議の内訳を示している。これまでと同様に、機能委員会のジェンダーの視点を持つ決議の低い割合は、犯罪防止刑事司法委員会と麻薬委員会によって採択されるそのような決議の割合が依然として大変に低いためである。つまり、犯罪防止刑事司法委員会の 4 本の決議のうち 1 本がジェンダーの視点を統合しており、麻薬委員会の 12 本の決議⁴⁵のうちそのような視点を持つものはなかった。この 2 つの委員会は、機能委員会によって生み出された成果のプールに再び断然最大数の決議で貢献したので(総数 18 の決議のうち 16)、その作業が全体の成果に与えたインパクトはかなりのものである。同時に、社会開発委員会と人口開発委員会によって採択されたジェンダーの視点を持つ決議の数に変化はなかった。犯罪防止刑事司法委員会と麻薬委員会を除けば、機能委員会の中のジェンダーの視点への関心は、依然として大変強いものであった。

表 11 : ジェンダーの視点を含む機能委員会の決議の割合における傾向

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
社会開発委員会	43%	37%	45%	50%	100%
犯罪防止刑事司法委員会	24%	18%	33%	8%	22%
麻薬委員会	5%	4%	15%	5%	0%
人口開発委員会	50%	50%	50%	50%	100%
開発のための科学技術委員会	50%	29%	29%	-	-
国連森林フォーラム	-	50%	-	29%	-

注: 国連森林フォーラムは、2年に1度集まる。開発のための科学技術委員会は、2013年または2014年には決議を採択しなかった。

表 12: 2014 年の経済社会理事会及びその機能委員会のジェンダーの視点を含む決議の数と割合

組織機関	決議総数	ジェンダーの視点を含む数	ジェンダーの視点を含む割合
経済社会理事会	30	16	53%
経済社会理事会機能委員会 ⁴⁶	18	3	17%

⁴² ジェンダー平等問題に専ら重点を置いているために、この結果には婦人の地位委員会は含まれていない。

⁴³ 麻薬委員会は分析に含まれている事務局報告書を検討した。

⁴⁴ 経済社会理事会または理事会を通して総会による採択を求めて機能委員会から出される決議案は、それらを正式に採択する機関の下で一回だけ勘定されている。

⁴⁵ 委員会は、「世界麻薬問題と闘うための統合されたバランスの取れた戦略」に向けた政治宣言と国際協力に関する行動計画」の加盟国による実施の麻薬委員会による 2014 年の交換見直しの合同閣僚声明も採択したが、これにはジェンダーの視点が開かれていた。

⁴⁶ この結果には婦人の地位委員会は含まれない。統計委員会は、本分析では検討されない決定のみを伝統的に採択している。

犯罪防止刑事司法委員会	4	1	25%
麻薬委員会	12	0	0%
人口開発委員会	1	1	100%
社会開発委員会	1	1	100%
開発のための科学技術委員会	0	0	0%
国連森林フォーラム ⁴⁷	-	-	-

24. これまでのように、婦人の地位委員会の作業は、結果に偏見を与えることを避けるために、このセクションでカバーされる内容の分析には含まれなかった。2014年中の委員会の結果は、委員会が世界レベルでジェンダー平等と女性のエンパワーメントの問題に関しては、比類のない指導機関であることを強く確認した。優先テーマに関する合意結論(E/2014/27、第I章、A)は、「ミレニアム開発目標」のそれぞれに関して女性と女兒の状況を評価する唯一の政府間成果となり、女性と女兒のための「目標」の達成を促進する政策勧告を提供している。2015年3月に、広範な国内と地域の準備に基づいて、委員会は、「北京宣言と行動綱領」の実施の包括的な見直しと評価を行い、その完全で、効果的で、促進された実施をポスト2015年開発アジェンダにつなげた。

C. 詳細な分析

25. 報告書と決議内のジェンダー平等問題に与えられる注意の程度とそのような問題への言及の位置付は、反映されているジェンダーの視点の質的力を示している。詳細な分析は、報告書と決議がしばしば、それらがジェンダー平等問題に払う注意の程度が大きく変動することを示している。

1. ジェンダー問題への言及の位置付け

26. 政府間文書内のジェンダー問題への言及の位置は、それらが目立つものであるかどうかを決定し、フォローアップ行動の可能性に影響を与えることもある。事務総長報告書は、そのような言及が報告書本体のみならず、結論と勧告にも反映されている時、ジェンダー平等問題により多くの注意を引く。決議の中でのジェンダー平等問題の強調は、その問題が本文のみならず前文でも言及されている時、及びその問題にすぐに対処する特別行動または勧告が含まれている時には、より強力なものになる。そのような評価は、以前の結果との比較可能性を維持するために、総会と経済社会理事会の文書にのみ行われる。

27. このシリーズの以前の報告書は、キーワードが報告書の本体や結論と勧告に位置しているかどうかを調べた。本報告書は、毎年かなりの数のジェンダーの視点を持つ事務総長報告書が典型的に結論や勧告に関する別箇の行動を含んでいないという事実を説明するために、この方法論を調節するものである。そのような報告書は、内容は異なるが予算文書(例えば、平和に関するミッションのための「マリの国連多面的統合安定ミッション」の予算業績に関する報告書(A/69/693))または条約の状態に関する報告書を含んでいるかも知れない年次報告書である傾向がある⁴⁸。これら報告書には、全体にジェンダー平等への言及が含まれているかも知れないが、結論や勧告に関するセクションを欠いているので、以前のグループ分けや格付けシステムは、ジェンダーの視点の力を説明するには不十分であり、その力は、言及の位置によって決まるのではなく、その範囲や質によって決まるものである。従って、そのような報告書の追加のカテゴリーが、ジェンダー問題があらゆる型の事務総長報告書でどのように取り込まれているかをもっと正確に反映するために含まれてきた⁴⁹。これは以下のセクションでさらに論ぜられる。

28. 事務総長報告書の中の関連する言及の位置付の分析は、約3分の1の報告書が、ジェンダー平等問題にほんの一瞬の注意しか払っていないことを示している(表13と表14を参照)。総会に提出されたジェンダーの視点を持つ報告書のうち、28%が本体にも結論と勧告にも言及が含まれているが、33%は、本体にだけ関連する言及が含まれていた。これは、本体にだけ言及が含まれている報告書はもっと数が少なく(13ポイントの減少)、両セクションに言及が含まれている報告書が7ポイント増加したので、前回来

⁴⁷ 国連森林フォーラムは2年に1度集まる。2014年には会議はなかった。

⁴⁸ その他の例には、「中央アフリカ共和国の国連多面的統合安定ミッション」の予算に関する報告書(A/69/805)、子ども特別総会のフォローアップに関する報告書(A/69/258)、及び国連平和維持活動に関する官さ理事会の勧告の実施に関する報告書(A/69/781)が含まれる。

⁴⁹ 表13と表14では、このカテゴリーは、「報告書本体(結論/勧告ではなく)」として明らかにされている。

期を超える改善を表している。経済社会委理事会に提出されたジェンダーの視点を持つ報告書の中で、56%に、本体にも結論と勧告にも言及が含まれており、これは26ポイントの増加であったが、11%は本体だけに言及が含まれており、これは20ポイントの減少であった。

29. 第69回総会によって採択されたジェンダーの視点を持つ93の決議のうち、25本が、ジェンダー平等問題に大きく重点を置くものと分類された⁵⁰。この中で、21本が、相当する報告書に明確に言及しており⁵¹、相当する報告書の81%が、本体のみならず結論と勧告にもジェンダー問題への言及があった。これら数字は、報告書の結論と勧告のジェンダー問題と相当する決議の本体の関連文言との間の強い相関関係を示している。

30. 上記結果は、報告書の中のジェンダー平等問題への組織的関心にもかかわらず、事務総長が政府間機関に提出する政策勧告に著者である部局によるジェンダー平等問題を含める一層の努力が必要とされることを確認している。そのような改善は、総会と経済社会理事会が、提出される報告書、特に結論と勧告にこの情報が含まれることをはっきりと要請することによって促進できよう。

表 13: 総会への事務総長報告書の中のジェンダー問題への言及の位置

報告書総数	報告書本体(結論/勧告のセクションなし) ⁵²	報告書本体のみ	報告書本体と結論/勧告
135	37%	33%	28%

注: 総会に提出されたジェンダーの視点を持つ135本の事務総長報告書のうち、2本の報告書(1.5%)は結論と勧告に関するセクションにのみ言及が含まれていた。

表 14: 経済社会理事会への事務総長報告書の中のジェンダー問題への言及の位置

報告書数	報告書本体(結論/勧告のセクションなし) ⁵³	報告書本体のみ	報告書本体と結論/勧告の双方
9	33%	11%	56%

31. 総会と経済社会理事会決議におけるジェンダー関連の言及の位置の分析は、そのような言及が決議の前文と本文の双方に見られる可能性が最も高いことを明らかにした(表15と表16を参照)。二番目に可能性の高いシナリオは、前文の部分にはジェンダー問題への言及がなく、本文の部分にだけジェンダーの視点が含まれているものであった。前文の部分にだけジェンダーの視点が統合されている決議はほとんどなかった。この結果は過去の結果と一致している。

表 15: 総会決議の中のジェンダー問題への言及の位置

決議数	前文のみ	本文のみ	前文と本文の双方
93	12%	33%	55%

表 16: 経済社会理事会決議の中のジェンダー問題への言及の位置

決議数	前文のみ	本文のみ	前文と本文の双方
16	13%	37%	50%

2. 質的評価

方法論

32. ジェンダーの視点は、報告書または決議の重要なセクションに反映されているかも知れないが、そのインパクトは、分析や用いられる言語の力にかかっている。この力を評価するために、事務総長報告書

⁵⁰ パラ33を参照。

⁵¹ 例えば、決議69/236のパラ1、総会は「事務総長報告書」[A/69/156]に留意する。

⁵² 総会に提出された135本のジェンダーの視点を持つ事務総長報告書のうち、50本の報告書(37%)には結論と勧告のセクションが含まれていなかった。

⁵³ 経済社会理事会に提出されたジェンダー視点を持つ9本の事務総長報告書のうち、5本の報告書(53%)には結論と勧告に関するセクションが含まれていなかった。

と決議が2つの変数、つまり、ジェンダー平等問題の「範囲」とジェンダー平等討議の「質」に対して検討された。

33. 報告書の残りの部分を通してのいくつかの言及のみならず、ジェンダー平等問題に関する特別なセクションを含む報告書が、広い範囲を持つものと考えられた。たった一つの言及または2,3の短い言及は、範囲が狭いものと定義された。中程度の範囲は、その中間にあたる。報告書の質的分析は、性別の量的データやジェンダー分析を含め、正確な事実や証拠を提供している報告書は、質が中程度から高いものにわたるが、「女性を含め」といったような大雑把な言及は、質が低いものと特徴付けた。そのような報告書の質の評価は、ジェンダー関連の用語へのいい加減な言及をジェンダー平等問題のより注意を払った分析から区別することにに向けた重要な手段である。

34. 例えば、2015年7月1日から2016年6月30日までのハイティにおける国連安定ミッションのための予算に関する報告書(A/69/785)は、政策決定における女性の問題に対処し、性暴力とジェンダーに基づく暴力に対する対応と保護を強化して、ハイティ警察職員の中のジェンダー・バランスの改善を含め、ジェンダー関連の領域でハイティ政府を支援するためのミッションの活動を特定し、女性課題省と女性の権利と女性団体への技術支援を論じ、女性の経済的安全保障のための支援を含んでいるので、質が高いものと考えられた⁵⁴。

35. もう一つの質が高いものと考えられた文書の例は、「第2次国際先住民族の10年」の目標と目的の達成に関する事務総長報告書(A/69/271)である。この報告書は、先住民族女性が、先住民族女性、貧しい女性として直面する重複する差別を強調した。この報告書は、特に先住民族女性、子ども、青少年に重点を置いて、「10年の行動計画」の目的の一つである具体的基準を含め、先住民族の発展のための対象を絞った政策、プログラム、プロジェクト及び予算の採用における進歩も論じた。

36. 決議は1つだけの変数に対して分析され、ジェンダー平等問題への重点が低い、中程度または高いとして分類された。たった一つのお座なりの言及を含んでいる決議は、重点が低いものと考えられた。ジェンダー平等問題への重点が高い決議は、複数のパラグラフにキーワードが出てくること及び女性と女兒、男性と男児の状況とニーズに関する特別な文言が含まれていることによって明らかにされた。

37. 1つの例は、いくつかのパラグラフにジェンダーの視点への言及を含んでいる新しい、再生可能なエネルギー源の推進に関する総会決議69/225である。その前文で、総会は、女性、子ども及び「国連万人のための持続可能なエネルギーの10年」の健全性のためのエネルギーへの最初の2年間の重点を述べた。2つの本文のパラグラフで、総会は、エネルギー政策の立案と実施への女性の完全で、平等で効果的な参画とリーダーシップを推進し、そのような政策においてジェンダーの視点を主流化し(決議69/225を参照)、雇用とその他の所得創出機会を含め、女性の経済的エンパワーメントを強化するために、新しい、再生可能で、持続可能なエネルギーへの女性の完全で平等なアクセスと利用を確保するよう(同上、パラ16)各国政府に要請した。

事務総長報告書

38. 範囲と質という2つの変数にわたる総会への事務総長報告書の分布が表17で説明されている。2つの軸にわたる報告書の分布は、ジェンダー平等問題の範囲においてもその包摂の特徴においても大きく異なることを示している。範囲と質の間には一般的に相関関係にある傾向がある、つまり、ジェンダー平等問題にほとんどスペースを割いていない報告書は、言及もほんの表面的である可能性があり、一方範囲の広い報告書は、より正確な情報とより深い分析を含む傾向にあった。第67回会期と68回会期のように、範囲が広く、質も高い報告書(135本の報告書のうち28本)よりも範囲が狭く、質も低い報告書(135本の報告書のうち50本)の方が多かった。

39. 高/高、中/高または高/中と格付けされた報告書の割合は、第68回総会の34%から第69回総会では37%に増加した。同時に、低/低、中/低及び低/中と格付けされた報告書の割合は、これまでの会期と同じで47%であったが、スペクトラムの真ん中(中/中)の報告書の割合は、第68回会期の19%から69回会期

⁵⁴ この報告書は、パラ27で論じられたように、「本体のみ(結論と勧告なし)」の範疇に当たる。

には 16%に減少した。

表 17: 頻度別総会への事務総長報告書におけるジェンダー平等への言及の範囲と質

		範囲		
		低	中	高
質	高		11 本	28 本
	中	7 本	21 本	11 本
	低	50 本	7 本	

40. 結論と勧告に関する別箇のセクションを持たない事務総長報告書のジェンダーの視点の力は、範囲と質のテストを用いて評価された。このグループの 50 本の報告書のうち、36%が、高/高、中/高、または高/中と格付けされたが、第 68 回会期からの 10 ポイントの減少であった⁵⁵。低/低、中/低または低/中と格付けさ報告書の割合は、40%で、前回会期より 8 ポイントの減少を反映していたが、中範囲(中/中)の報告書の割合は、第 68 回会期の 6%から第 69 回会期の 24%にまで増加した。この分析は、サンプルのサイズが比較のためには小さすぎたために、経済社会理事会に提出された相当する事務総長報告書には行われなかった⁵⁶。

決議

41. 総会によって採択されたジェンダーの視点を含む 91 本の決議のうち、45 本(48%)が、ジェンダー平等問題への高いまたは中程度の重点を示している(表 19 を参照)。これは、ジェンダーの視点を反映しているキーワードが複数のパラグラフに見られ、女性と女兒、男性と男児の権利、状況、ニーズ及び機会に関する特別な文言があることを意味する。さらに、高または中と格付けされた決議は、しばしば、決議の本体部分にキーワードが位置しており、ある行動を要請している。

表 18: ジェンダーの視点を含む総会決議のジェンダー平等問題への重点の程度

程度	高	中	低
決議数	25	20	48
割合	27%	21%	52%

42. ジェンダーの視点を含む総会決議におけるジェンダー平等問題への重点の程度の分析は、中及び高と格付けされた決議の割合が減少したが、質の低い決議の割合が第 67 回会期より増えたことを示している。

43. 決議は、検討中の領域にジェンダーの視点を統合するようとの一般的呼びかけ、女性と女兒が男性と男児よりも脆弱な状況にあるかも知れないとの認識、それ自体を目的としても、検討中の問題の目標に向けた進歩の手段としてもジェンダー平等の認識を含め、ジェンダー平等問題を様々に扱った。決議は、経済的エンパワーメントを含めた女性と女兒のエンパワーメント及び女性と女兒に対する差別と暴力に対処するために、検討中の問題領域における意思決定への女性の完全で、平等で、効果的な参画を要請した。資金、支援、サービスへの女性と女兒のアクセスを確保する行動及びジェンダーに配慮した、ジェンダーに対応したまたはジェンダーの視点を反映している政策やプログラムに対する要請もあった。決議の中には、性別データとジェンダーに特化した情報の収集を要請している決議もある。

44. 中程度及び高い重点を置く決議の多くは、女性と女兒の特別な貢献と状況を認め、その権利とニーズに対応する行動の提案を含むパラグラフを含んでいた。例えば、食糧への権利に関する総会決議 69/177 で、総会は、一つにはジェンダー不平等と差別の結果として、女性と女兒が不相応に飢餓、食糧と栄養の不安定及び貧困の悪影響を受けているとの懸念を表明し、女性に対する不平等と差別に対処する行動をとるようすべての国々を奨励し、女性をエンパワーし、意思決定におけるその役割を強化する必要性を強調し、関連政策、プログラム及び活動に、ジェンダーの視点を継続して統合するよう、関連国連機

⁵⁵ 比較の基礎を生み出すために、2013 年からの再格付けされたデータが新しい方法論を適用して分析された。

⁵⁶ 2013 年に、5 本のそのような報告書が経済社会理事会に提出されたが、2014 年には 3 本のそのような報告書が提出された。

関とメカニズムを奨励した。もう一つの例は、総会が、ICT を料金が手頃でアクセスできるものにすることによって ICT のジェンダー・ギャップを埋めることに投資することの重要性を認め、女性起業家がサービスにアクセスし、事業を成長させ、新しい革新を開発できるようにし、女性の経済的・市民的・政治的参画を強化するために、教育、保健ケア、農業、清潔な飲用水、エネルギー、公共サービスにおける情報と ICT の利用を通して、特に開発途上国の女性と女兒をエンパワーする必要性を確認している開発のための ICT に関する決議 69/204 である。国連と国際フランス語圏団体との間の協力に関する決議 69/270 は、総会が人権の領域とジェンダー平等の推進における国連と国際フランス語圏団体との間の協力を継続して強化することに留意し、折衝と和平協定プロセスへのかかわりを通して紛争防止、管理、解決メカニズムへの女性と青少年の完全参画を推進する必要性を認めているので、高い重点を提供している。

D. 政府間成果へのジェンダーの視点の統合を説明する要因

45. ジェンダーの視点を持つ経済社会理事会決議の 3 分の 1 以上が、社会開発委員会、婦人の地位委員会、犯罪防止刑事司法委員会及び開発のための科学技術委員会を含めた機能委員会によって最初は作成されたものであった。これは、機能委員会の作業が極めて重要であることを確認しており、2015 年 3 月に婦人の地位委員会によって開催され、理事会議長によって司会されたジェンダー主流化に関する機能委員会との対話が機能委員会の作業においてジェンダーの視点に首尾一貫して注意が払われるためにさらなるインパタスを提供することが期待される(www.unwomen.org/en/csw/ecs59-2015/official-meetings#panel8)。

46. 第 69 回総会で採択されたジェンダーの視点を持つ決議の割合の予期しない減少及び特に第 2・第 3 委員会では採択されたそのような決議の数の減少は、一つには、以前はジェンダーの視点を含んでいたいくつかの第 2 委員会の実体的決議が、第 69 回会期ではジェンダーの視点のない手続上の決議として採択され⁵⁷、そういった決議は、関連する政府間プロセスで検討中の持続可能な開発と開発のための資金調達問題に関連していたという事実によるのかも知れない。もし手続上の決議が勘定されなければ、第 68 回会期から第 69 回会期までに第 2 委員会では採択されたジェンダーの視点を含む決議の数の減少は、44%ではなく、66%から 53%であったろう。これは、手続上の決議が、ジェンダーの視点を反映する大変に限られた機会しか提供しないという過去の経験を確認している。総会の現会期で、両委員会がいつものジェンダー問題への関心に立ち返ることが予期されるべきである。

III. 政府間プロセスにジェンダーの視点を統合する：国連ウィメンの貢献

47. 規範的政府間プロセスの支援を求める加盟国からの新しい、拡大されたガイダンス、要請及び期待に対する国連ウィメンの対応は、前例のないレベルに達した(E/CN.6/2015/2 を参照)。そのような実体的支援を提供する適切な能力は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの促進された実現に繋がらなければならない変革的で、包摂的で、統合された持続可能な開発アジェンダのための段階を重要な世界の政府間プロセスが設定しつつある時に特に重要である。

48. 国連ウィメンは、婦人の地位委員会、経済社会理事会、総会及び安全保障理事会に実体的支援を提供し、その成果にジェンダー問題の統合を強化するその他の政府間プロセスにもかかわった。この作業の範囲は急激に広がり、多くの場合、予算外の資金が国連ウィメンの規範的支援機能を実施するために使われている。これは、経済社会理事会が規範的支援、調整及び事業機能のためのそのマンデートを行うための適切な資金を通して国連ウィメンの能力強化の重要性を認めることに繋がっている。

49. 婦人の地位委員会は、依然として国連ウィメンの規範的支援の重点であった。会期中のリーダーシップ、専門家と技術的支援のみならず、知識と証拠基盤、アウトリーチと同盟の構築を含め、委員会の最近の 2 会期のための準備に関する支援は、成果の成功を確保する際に役立った。国連ウィメンは、専門家グループ会議、世界的利害関係者のフォーラム、前例のない数の地域協議会と政府間会議及び市民社会協議会の開催を含め、加盟国、国連システム、市民社会及び学界の専門家を動員する包括的な準備活

⁵⁷ これらは、決議 69/205、69/206、69/208、69/220、69/230 及び 69/240 であった。

動を実施した。これら活動は、経済社会理事会と委員会による関連要請に対応し、6つの重要な戦略を通して、「北京宣言と行動綱領」の完全で、効果的で、促進された実施を求める委員会の政治宣言での強力な呼びかけを促進した。加盟国は、国連ウィメンの重要な役割を認め、継続して実施を支援するよう国連ウィメンに要請した(E/2015/27を参照)。別の行動(理事会決議2015/6)で、加盟国は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現を促進するために、2015年9月に国連首脳会合で採択されるポスト2015年の開発アジェンダのフォローアップにも委員会が貢献することを確認した。国連ウィメンは、その努力において委員会を完全に支援するであろう。

50. 国連ウィメンの指導の下で、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システム全体にわたる行動計画」の利用を通して、ジェンダー主流化における業績の国連システムによる測定できる進歩を活気づける際に役立つしてきた経済社会理事会にも国連ウィメンはその規範的支援をかなり拡大した。改善の次の段階は、能力開発、追跡及び報告を通じた実施を支援する国連ウィメンの能力にかかることになろう。国連ウィメンは、理事会の青少年フォーラム、事業活動、統合及び高官セグメントに関わることによって、理事会の新しいセグメント構造のジェンダー平等のインプットに対する高い期待にも応えた。前進を続けて、国連ウィメンは、これら機関の全マנדートにわたって促進された効果的なジェンダー主流化を確保するために、理事会の作業と理事会が主催する持続可能な開発会議に関する高官政治フォーラムの作業へのより組織的貢献を求める要請に応えようとするであろう。

51. ここ3年間、特に報告期間中に、国連ウィメンは、ポスト2015年の開発アジェンダ、新しい開発のための資金調達枠組及び2015年12月に採択される気候協定が、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権にとって逆戻りできない進歩という結果となることを保障するという緊急の必要性に活発に対応した。このような強化された世界的規範枠組は、特に加盟国が女性と女兒のための平等を達成している国はないことを認めているので、いたるところにいる女性と女兒の生活に具体的変化を確保する中枢である。総会が、あらゆるレベルの女性と女兒に強力な発言力を提供する際に、総会が国連ウィメンの指導力を歓迎している総会決議に反映されているように、国連ウィメンのかかわりは、加盟国の期待に沿ったものであった(例えば、総会が国連ウィメンの予算のために資金提供を増やすようにも加盟国に要請した決議68/140とA/69/151)。

52. ポスト2015年開発アジェンダと開発のための資金調達に関する政府間プロセスのための国連ウィメンによる強化された支援が、分析、データ及び証拠にバックアップされて、ジェンダー平等と持続可能な開発及び2030年までにジェンダー不平等をなくす変革的資金調達の緊急性との間の関連性に関する重要なメッセージと一般原則の中に示された。国連ウィメンは、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを優先しているポスト2015年の開発アジェンダのために、見解の交換、経験の分かち合い及び支援とコンセンサスの強化のための機会を生み出している加盟国、市民社会及びその他の利害関係者とパートナーを組んだ。国連ウィメンは、ジェンダー平等に対する構造的障害に対処するというターゲットを持ってジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワーするという強い包括的目標、明確なジェンダーに特化したターゲットを含め、全体の枠組を通じたジェンダーの視点の統合及びポスト2015年の開発アジェンダのすべての要素、つまり宣言、目標とターゲット、実施手段、世界パートナーシップ及びフォローアップと見直しにおけるジェンダー平等の視点の反映を提唱した。

53. ジェンダー平等のための資金調達不足が、すでに認められており、ギャップを埋める行動が婦人の地位委員会で加盟国によって誓約されているので(文書E/2015/27に含まれている政治宣言を参照)、国連ウィメンは、ジェンダー平等目標を達成するために、あらゆる筋からの新しい追加の資金提供を要請した。国連ウィメンが擁護するジェンダー平等のための革新的資金調達の取組は、2015年7月13日から16日までアディスアベバで開催された「第3回開発のための資金調達国際会議」によって採択された「アディスアベバ行動アジェンダ」に反映されているが、その中で、加盟国は、とりわけジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを確保することで合意し(パラ1)、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワーし、その人権の完全実現が、維持される、包摂的で、公正な経済成長と持続可能な開発にとっての基本であることを再確認し(パラ6)、ジェンダー平等とあらゆるレベルの女性と女兒のエンパワーメント、女性のリーダーシップ及び経済資源へのアクセスを推進するための投資と変革的行動で合意した(とりわけ、パラ6, 21及び41)。国連ウィメンは、これらコミットメントのフォローアップと実施を支援するために活動するであろう。

54. 国連ウィメンは、「国連気候変動枠組条約」の締約国会議に広範な支援とかかわりを継続した。このかかわりが、今や重要な岐路に差し掛かっている。過去4年の進歩、ジェンダーに関するリマ作業計画に関する最近の決定18/CP.20に基づいて、ジェンダーに配慮した気候政策と行動を実施するための具体的ツールに対する新しい要求が現れており、国連ウィメンは、この期待に沿う努力において、「条約」事務局及びその他のパートナーと密接に協力している。最も重要なのは、「条約」の締約国が、2015年12月にパリで開催されることになっている第21回締約国会議で合意されることになっている新しい気候協定で、ジェンダー平等のコミットメントを今ではしっかりとつなぎとめなければならないことである。国連ウィメンは、気候協定のすべてのセクションにジェンダーの視点の組み入れを支援する実体的で技術的な専門知識に対する増加する要求に応じて、会議の下準備で締約国やその他の利害関係者と協力している。国連ウィメンは、重要なメッセージを分かち合い、ジェンダー平等のチャンピオンや提唱者との戦略的同盟を築くために、利害関係者を集めるであろう。これらは見逃すことのできない機会である。

55. 国連ウィメンの規範的支援機能に対する要求は、女性・平和・安全保障を含め、その他の領域にも拡大している。安全保障理事会決議1325号(2000年)の15年後の見直しは、強化されたフォローアップと実施に繋がるギャップと課題、学んだ教訓及び好事例の組織的評価のための基礎を提供している。国連ウィメンの人道問題への強化された貢献、第3回世界災害危険削減会議への貢献とフォローアップ及び2016年に開催されることになっている世界人道首脳会合と国連住居と持続可能な都市開発会議(ハビタットIII)の準備は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの組織的関心が規範的支援を必要とするもう一つの領域の中にある。

56. ポスト2015年の状況が、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの実現を促進する機会を生み出しているので、なされた公約が女性と女児のための具体的行動になることを保障する手助けをする際に国連ウィメンの指導力に対する期待が高まっている。これと共に、関心がジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントに集中することを保障するために、国連ウィメンが見直し、フォローアップ、実施を支援し、世界レベルでのすべての関連政府間フォーラムやプラットフォームに関わるようにとの実体的要請をもたらしている。さらに、国連ウィメンは、国連システム全体を通して、国内レベルでジェンダーに配慮したジェンダーに対応した実施において加盟国を支援する準備ができていることを保障することにに向けて活動している。

IV. 結論と勧告

37. 政府間機関は、その作業にジェンダーの視点を反映し続けてきた。しかし、進歩は、異なった機関では依然として不均衡である。経済社会理事会とその機能委員会によって採択されたジェンダーの視点を持つ決議の割合は増加したが、これは総会には当てはまらなかった。決議がジェンダー問題を反映している時でさえ、言及はしばしば依然として短く、作業のいくつかの領域、特に軍縮と関連する国際安全保障問題、政治問題と非植民地化、行政と予算の問題、国際的法律問題、犯罪防止と刑事司法及び麻薬問題においては未だに滅多に反映されていない。手続き上の決議も滅多にジェンダーの視点を反映していない。従って、検討中のあらゆる領域で、横断的問題として、ジェンダー平等への配慮を統合するためには、新たな追加の努力が必要とされる。

58. 第69回総会へのジェンダーの視点を反映している事務総長報告書は、その結論と勧告はジェンダーの視点を組織的に統合していないが、第68回会期よりも強いジェンダー分析を有していた。これは、報告書の結論と勧告へのジェンダー問題の包摂と相当する決議の本体部分との間の照明された直接的関連性を仮定すれば、特に重要である。

59. 国連ウィメンは、加盟国からの要求に対応して、歴史的範囲の継続中の政府間プロセスが2030年までにジェンダー平等、女性と女児のエンパワーメント、その人権の実現の達成に完全に貢献することを保障しようと努力して、その規範的支援をかなり拡大した。これら努力は、国連ウィメンの規範的支援機能に現在配分されている資金をはるかに超えるものである。

60. 総会は、以下を望んでもよからう:

(a)国連システムのすべての政府間機関に、検討中のすべての問題とそのマンデート内にジェンダーの視点を完全に主流化するようとの要請を繰り返し述べること。

(b)国連首脳会合、会議と特別会期及びそのフォローアップ・プロセスが、その準備プロセスと成果でジェンダーの視点に首尾一貫して対処することを保障するよう各国に要請し、2015年12月にパリで開催されることになっている「国連気候変動枠組条約」の第21回会期で採択される気候協定と2016年10月にクイターで開催されることになっている「ハビタット III」で、ジェンダーの視点が反映されることを保障するようにも各国に要請すること。

(c)経済社会理事会、特にその機能委員会に、特に犯罪防止刑事司法委員会と麻薬委員会による進歩の欠如に留意して、その作業にジェンダーの視点を統合する努力を強化するよう要請すること。

(d)第3回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ行動計画」と2015年9月に開催されることになっているポスト2015年開発アジェンダを採択するための国連首脳会合で採択されることになっているポスト2015年の開発アジェンダに含まれているジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント、ジェンダー主流化、投資及び変革的行動を確保するためのコミットメントを歓迎し、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントが、あらゆるレベルのあらゆるフォーラムとプラットフォーム、特に経済社会理事会の持続可能な開発に関する高官政治フォーラムでのすべてのフォローアップと見直し活動で首尾一貫して対処されることを要請すること。

(e)総会と経済社会理事会及びその補助機関に提出される事務総長報告書が、性別・年齢別データとジェンダー分析の提供を通してジェンダーの視点に組織的に対処すること、及び結論とさらなる行動のための勧告が、ジェンダーに対応した政策開発を促進するために、女性と女児、男性と男児の状況とニーズに対処することを要請すること。

(f)その規範的支援機能を完全に実施し、政府間審議を支援して政策分析、知識及び証拠を提供し、政府間機関とプロセスの作業にジェンダーの視点を主流化する機会についての意識を継続して啓発し、決議及びその他の政府間機関の成果にジェンダーの視点を強化することに関して加盟国の要請で技術支援を提供する国連ウィメンの能力を強化すること。
